

2024 年度哲学若手研究者フォーラム研究集会

「参加のしおり」

2024 年 7 月 13 日（土）・14 日（日）

於 国立オリンピック記念青少年総合センター

目次

2024 年度 哲学若手研究者フォーラム研究集会案内	1
インクルーシブな施設利用について	5
司会者マニュアル	6
タイムテーブル	8
テーマレクチャー「戦争と平和」講演要旨	10
「平和」についての形而上学的思考 — 「戦争」の境界を巡る二つの問いから —	11
戦争倫理学に関する 43 の問答	14
ワークショップ要旨（発表枠順）	15
限られた人々だけの議論で満足しないために：哲学する場を「セーフター」にする	16
H.-G. ガダマー『真理と方法』の意義とその射程：芸術・精神科学・言語	17
悪は存在する：アウグティヌス、ライプニッツからホワイトヘッドへ	18
〈因果〉を用いた説明	19
個人・共同研究発表要旨（発表枠順）	20
身体と性の抑圧を超克する美の探求	21
CATEGORIES AND TRANS WOMEN IN ELITE SPORTS: BREAKING BARRIERS WITHOUT BREAKING BOUNDARIES	22
ハイデガーの『オントロギー』講義における「事実性」概念	23
精神病理における個の問題とシモンドンの個体化論の関係について	24
クライオニクス個体は福利主体たりうるか	25
パースにおける真理	26
THE STATUS OF AESTHETIC TESTIMONY	28
現前の神から不在の神へ：ハイデガーにおける神の思索の展開	30
禁じられた、不可能な欲望：1950 年代のラカンにおける強迫神経症論	31
なぜ胎児の死は悪くないのか：時間相対的利益説と福利主体論	32
思考可能性論証の分析：二次元意味論と現象的概念	33
芸術の定義論における芸術のバックパッシング理論の検討	35
恐れのパラドクスのために：ハイデガー『存在と時間』における「情態性」論から	36
ダンテのナルシシズム：ジャック・ラカンの『神曲』論をめぐる	37
死の害は内在的な害なのか：ベネターの消滅説を批判する	38
生と概念：マクダウェル・ドレイファス論争から概念の存在論へ	39

ルッキズム概念の分析：私たちはルッキズムという言葉で何を問題にしているのか.....	40
何かとは何であるか：ハイデガー、ローゼンツヴァイクを手掛かりに『哲学探究』§37を読み解く.....	41
経験の構造：デリダの思想における神の不可欠な働き.....	43
人生の意味が私たちの心次第なら、満足していた人生を悔いることがあるのはなぜか.....	44
非存在論的量化と真理値空隙の存在について.....	46
アイデンティティを横断するフェミニズム：J・バトラの普遍概念と平等主義に立脚して.....	47
非自我論的な現象学の可能性.....	48
初期ナンシーにおける「触覚」の萌芽：デリダの『触覚』を手掛かりにして.....	49
「人生の意味」概念の検討.....	50
論理学に関する反例外主義（AEL）の包括的検討.....	52
たぶん哲学者は、議論をやめて投票をするべきだ.....	53
哲学とデザインが、それぞれに貢献できること.....	54
「現象学の自然化」とは何か？.....	55
ドゥルーズ『ベルクソニズム』における再認識の様相：再認の二つの過程に着目して.....	56
人生の意味についての言説の多様性と発話の文脈：BAZの認識論における議論を手引きとして.....	58
原初状態をモデル化する：CHUNGのモデルへの異論.....	59
「こういう風になってくらしたい」とはどういうことか：ちいかわとプラトンの理想国.....	60
構造的合理性と実質的合理性は、一方が他方へ還元可能なものなのか.....	61
心と世界の境界線を訪ねて：〈拡張された心〉仮説を〈足場に支えられた心〉仮説から擁護する.....	62
死すべき者の生の空しさとニヒリズム.....	63
文化財保存修復における世代間倫理の諸問題（予察）.....	64
ホッブズの想定する法と権威の限界.....	65
シモンドン技術論における人間機械論：「発明」概念の検討を通じて.....	66
日常言語哲学に「実験」は必要か：バズの実験哲学批判を検討する.....	67
夢現、微睡みの先の絶対真理：グルニエ・カミュにおける«INDIFFÉRENCE»（仮題）.....	69
集団行為における責任について：理由を中心に.....	71
被選挙権制約型エピストクラシーの擁護.....	72
アニメにおける作者の意図の哲学.....	73
判断理論の諸相と「ラッセル＝ウィトゲンシュタイン論争」の帰趨.....	74
非連続の時間：ガストン・バシュラールの時間のあり方について.....	75
古典的自由主義は臓器の再配分を実施すべきか.....	76
ゲオルク・ジンメル個人主義思想における倫理の諸形態.....	77
カクテルの哲学：バーテンダーの意図とカクテルの評価.....	79
ウィトゲンシュタイン左派：バーナード・ウィリアムズによる批判の方法論.....	80
フーコーの哲学史？：フーコーとカンギレムにおけるアリストテレスの位置付けを巡って.....	81

義務と責任の関係.....	82
ロバート・ピピンにおける自己意識の不満足の問題：古典哲学からモダニティ論へ	83
麻雀の哲学：文理融合型アプローチを通じた新たな哲学的遊戯論の構築に向けて	84
バーナード・ウィリアムズにおける自信	85
アシーユ・ンベンベにおける主権の位置づけ：フーコー/アガンベンの生権力論との比較を通して	86
二層功利主義に基づいた動物倫理: GARY E. VARNER の理論を検討する	87
マイクロアグレッションにおける前意識的な敵意について	88
和辻倫理学における儒教思想の受容：「人倫的組織」を中心に	89
感動すればするほどよい人生になるのか: ホームズ型の人生と驚きの感動	90
ヒュームの徳倫理学とは：スロートの徳倫理学との差別化を図って	91
ジャン＝ミシェル・サランスキの哲学におけるユダヤ性	92
ジョン・ハーサニの功利主義の検討	93
チャールズ・テイラーにおける公共圏の対話の構造と背景	94
前期西田哲学における「創造」の問題	95
「問い」の当事者性と共同性：哲学対話における「問い」に注目して	96
マーサ・ヌスバウムの思想形成: コスモポリタニズムを問い直すために	97
ブランショのユダヤ論におけるヘーゲル批判	98
グライスの推意の理論における「話し手意図」の問題	99
アンチワーク（反労働）の思想の検討	100
健全な比較哲学への課題：インド哲学の視点から	101
哲学対話・哲学カフェのあり方: 学習院大学 PHILO LABO を事例として	102
賢い人になる方法: 徳理論と帰結主義	103
メルロ＝ポンティにおける哲学とヘーゲルの問題	104
外国語利用者のアイデンティティとことばについて：中間言語語用論の視点から	105
功績と分配的正義	107
GOOGLE DRIVE 発表要旨（五十音順）	109
平等の理念から再解釈された自己所有権型リバタリアニズムの擁護	110
キャラクターのあるところ：性格の美学	111
「音楽聴取における情動の喚起にジェンダー規範はあるのか」に関する予備的考察	112
哲学若手研究者フォーラムからのお知らせ	113
2024 年度 哲学若手研究者フォーラム運営委員	114

2024 年度 哲学若手研究者フォーラム研究集会案内

今年度も皆様のお力添えにより、研究集会を開催できること運営委員一同大変嬉しく感じております。2020 年度から 2022 年度までは、新型コロナウイルス感染予防のために、オンライン形式での開催をしていました。2023 年度では、2019 年度以前から行われていた対面形式での開催を再開いたしました。本年は、対面形式での開催再開 2 年目ということになります。さらに、Google Drive で発表を設けることによって、はじめてハイブリッド形式での開催を試みる年でもあります。このような開催方法となった要因としましては、年々、研究集会の発表希望者、参加者ともに増加傾向にあるということがございます。運営委員一同、大変快く思っているのと同時に、会場の物理的制約、運営業務体制等ゆえに、ご希望の形式での発表を叶えることができない方もおり、心苦しくも思っております。このように非常に大きな集まりとなっている本フォーラムではありますが、さらなる発展と円滑な運営のためにも、運営委員はもちろんのこと、発表者含む参加者すべての方に今一度のご協力をいただければ幸甚でございます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

■ 日程・受付

開催日： 2024 年 7 月 13 日（土）・14 日（日）

受付開始時刻： 8 時 30 分より

受付場所： 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟

5 階 506 号室内（入口付近に委員が受付を設けてございます）

※必ず当日受付を済ませたうえでご参加ください

受付にて名札をお配りいたします、ご着用のほどお願いいたします

■ 参加申し込みについて

参加費： 2,500 円（両日合計、単日・Google Drive 発表のみの参加も変わらず）

参加登録： [Peatix](#) によるオンライン事前登録（下記リンクよりご登録ください）

[Peatix: 2024 年度 哲学若手研究者フォーラム 参加登録フォーム](#)

参加登録期日： 2024 年 7 月 12 日（金）

■ 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター（Google マップは[こちら](#)）

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号 TEL：03-3469-2525（代表）

■ アクセス

〔電車〕

- ・小田急線各駅停車 参宮橋駅下車 徒歩約 7 分
- ・地下鉄千代田線 代々木公園駅下車 徒歩約 10 分

〔京王バス〕

- ・新宿駅西口（16 番）より渋谷駅行き（宿 51）乗車 代々木五丁目下車
- ・渋谷駅西口（14 番）より新宿駅西口行き（宿 51）乗車 代々木五丁目下車

■ Google Drive 発表について

Google Drive 発表における、資料の閲覧方法、質問の方法、応答の受け取り方などについては参加者登録をされた方に改めてお伝え申し上げます。今しばらくお待ちください。

■ 旅費の補助について

関東（栃木・群馬・茨城・埼玉・東京・千葉・神奈川）以外から参加予定の方については、旅費の補助として、参加費 2,500 円が返金されます。Peatix の参加登録時に、「遠方参加者の旅費補助（参加費無料）を希望します。」にチェックのうえ、研究集会当日、受付にて移動区間と日付がわかる証明書（切符、チケット、各種明細など）をご提示ください。

■ 手荷物について

運営側では、荷物のお預かりは行なっておりません。各自で、貴重品等の管理をお願いいたします。また、センター棟 1 階にコインロッカーがございますので、適宜そちらをご利用ください。

■ 休憩所・控室について

控室は 13 日（土）、14 日（日）ともに、505 号室にございます。両日とも 8 時 30 分からご利用でき、1 日目は 19 時 40 分、2 日目は 18 時 40 分までご利用可能です。ただし、上述しましたように、各自で貴重品の管理をお願いいたします。

■ ご体調がすぐれない場合

研究集会受付（506 号室）にいる運営委員にお声がけいただくか、総務の田村までお伝えください。運営側として簡易的ではありますが救急用品を常備してございます。

■ **食事**

1 日目、2 日目の昼食のご用意はございません。また、厳守していただきたい点ですが、各教室への食料品の持ち込みは禁止されています。持ち込みされたものを飲食できるのは、「カルチャー棟 2F エントランスホールのイートインスペース」と「国際交流棟（D1 棟）1F の交流プラザ」となっています。また、センター内の食堂をご利用いただくこともできます。

■ **駐車場について**

地下駐車場があります。179 台収容、入出庫は 6 時 30 分から 23 時 00 分までです。普通車は 8 時間未満の利用で 30 分ごとに 300 円、8 時間以上の利用で 30 分毎に 100 円の料金がかかります。詳しくは[こちら](#)の案内をごらんください。

■ **オリンピックセンターへのご宿泊をお考えの方へ**

本フォーラム運営側からの宿泊提供は、旅行業法における宿泊のサービスの提供に抵触するおそれから、2023 年度より中止しております（詳しくは、[こちら](#)をごらんください）。

ですが、ご自身でオリンピックセンター宿泊棟の部屋をご予約することは可能です。オリンピックセンターHP に[案内](#)がございますので、そちらにお進みください。

■ **質疑応答及び司会進行にあたってのお願い**

本フォーラムは、若手研究者の学術的トレーニングの場でもあります。質疑応答をされるにあたり、質問者であれ応答者であれ、また、司会者であれ、参加者各自が学術的トレーニングにとって有益な教育的配慮をお持ちくださるようお願いいたします。例えば、質問や応答をするにあたり、一方的に非難したり、自らの考えを押し通したりはしないようご配慮ください。各自が互いに尊重し合えるような場を形成してくだされば幸いです。司会をご担当して下さる方におかれましては、別途配布予定の「司会マニュアル」をご確認ください。

■ **発表者の方への留意事項（会場設備・資料配布などについて）**

会場の設備の点から、割り当てられている部屋ごとにプロジェクタが異なります。そのため、プロジェクタの接続端子については、VGA（RGB）もしくは HDMI での接続になることは判明しているのですが、明確にどちらかであるとお伝えすることができません。運営側では、HDMI-VGA の変換コネクタのみご用意いたします。それ以外の端子が PC に備え付けられている方におかれましては、各自、HDMI もしくは VGA へと変換するコネクタをご持参ください。また、このような設備の関係から、Mac をお使いの方におかれましては、相性の問題により、

投影が困難な場合が稀でございます。Windows 機もお持ちでしたら、Windows 機の方が比較的、会場のプロジェクタからの投影が正常に行える場合が多いです。

なお、施設に Wi-Fi 環境はございますが、速度はあまり早くありません。インターネットを利用しての発表を検討されている方はご注意ください。

また、資料配布をされる場合、417号室を除く各部屋の定員が 40 名となっております。ですので、この定員数をひとつの目安にいただければ幸いです。もちろんですが、資料配布は強制ではなく任意となっております。また、資料の配布方法につきましても、印刷物の配布、URL や QR コードによるダウンロード制など、様々な方法があると存じます。いずれにしても発表者の方々のご判断にお任せいたします。

クラウド上に発表資料をアップロードし、QR コードを提示することで資料配布をしたい発表者の方については、その QR コードを印刷したうえで、発表中に掲示をしてもらおうと同時に、発表終了後は運営受付にその紙を預けることで、発表の聴講ができなかった人にも資料受取の機会を設けることもできます。その際、QR コードを印刷した用紙には、「発表者氏名」「発表題目」を明示ください。

■ 懇親会について

今年度、公式での懇親会開催の予定はございません。ですが、各自、参加者の皆様で懇親会、食事会などを設けていただいても構いません。

■ 全体会について

全体会は、若手フォーラムのあり方について意見交換をする場です。決算報告や活動内容報告も行われます。今年度は 1 日目のテーマレクチャー終了後 16 時 00 分より行います。参加者の皆様の積極的なご出席を期待しております。

インクルーシブな施設利用について

昨年度に引き続き対面開催をするにあたり、施設利用について以下の点をご確認ください。
また、昨年度より運営側による会場宿泊の手配は終了いたしました。ご承知おきください。

【発表が行われるセンター棟について】

- ・エレベーターあり
- ・オールジェンダー車椅子利用者用トイレあり
- ・食堂あり（ハラール・ヴィーガンは非対応）

※各教室への食事の持ち込みは禁止されています。持ってきたものを飲食できるのは「カルチャー棟 2F エントランスホールのイートインスペース」と「国際交流棟（D1 棟）1F の交流プラザ」です。詳しくはオリンピックセンターHP 上の[利用案内](#)をごらんください。

【宿泊棟について】（個人で会場に宿泊される予定の方へ）

- ・エレベーターあり
- ・男女別の相部屋のほかに、個室あり（数に限りがあります）
- ・共同洗面台あり
- ・男女別の共同浴場あり
- ・男女別の共同トイレのみ
- ・車椅子利用者用トイレあり(男女別のみ)

※施設は当日、他の団体も使用する可能性があります

【インクルーシブな施設利用のために】

ジェンダーアイデンティティ、宗教、障がいや持病、その他のさまざまな理由によって個別の対応を必要とする方は、運営委員に事前であれ当日であれお気兼ねなくご相談ください。相談内容を今年度の運営委員外に他言することはありません。

司会者マニュアル

今年度の哲学若手研究者フォーラム研究集会では、司会のご担当を発表者の方に兼任していただくこととなりました。事前にお伝えしているように、発表者の方はご自身の発表の 1 つ前の枠で発表されている方の司会を担っていただきます。たとえば、1 日目の 511 号室で 59 番に発表をされる方は、同教室の 53 番の発表の司会を務めていただきます。このような形での司会割り振りとなりますので、司会を担当することになる発表が、ご自身の専門とは全く異なる可能性もでてきます。学会や研究集会によっては、司会の方が発表者の紹介をしたり、発表内容のまとめを行ったり、想定質問したりとさまざまな役目を果たす必要があるかと思われます。ですが、本研究集会では、上記の事情および若手のキャリア形成の場としての研究集会という観点から、そのように振る舞うのは困難な場合もあると考えます。ですので、司会をしてくださる発表者の方には、運営よりマニュアルをご用意いたしました。以下をご参考に発表の司会をしていただければと存じます。

- ・司会者は教室前方に着席してください。
- ・開始時刻になりましたら、「定刻になりました。〇〇（発表者氏名）さんの発表を始めます。それでは〇〇さん、よろしくお願いします」というように、発表の開始を促してください。
- ・発表が終わりましたら、「〇〇さん、ありがとうございました。それでは質疑応答に入ります。質問がある方は、挙手のうえ、お名前を述べてからご質問ください」というように、質疑応答の開始を促してください。
- ・質疑応答中は、挙手者の確認をし、指示してください。その際、複数の方が手をあげている場合は、早くに手を挙げた方から指示してください。また、同時の挙手が複数人いる場合は、「司会者の近くにお座りの方から質問をお願いします」というように指示してください。
- ・挙手者を指示するとき、挙手者の外見的特徴に言及したり、そこから推定して性別に言及したりすることは避け、挙手者の着席位置で指示してください。たとえば、「中央の 3 列目の方」「入口奥側の方」というようにおっしゃっていただくのと同時に、手のひらを上にした状態でその方向を指示してください。
- ・挙手者がいない場合は、挙手する方が出てくるまでお待ちください（司会者の方が質疑をするかどうかはご自身にお任せします）。

- ・ 終了時刻が近づいて挙手者がいた場合、「もうまもなく終了時刻ですので、手短にお願いします」と一言伝えてください。

- ・ 終了時刻になりましたら、「定刻になりました。これで〇〇さんの発表を終わります。ありがとうございました」というように、発表の終了を案内してください。

※発表や質疑応答中は、発表者におかれましても、質問者におかれましても、司会者におかれましても、お互いを尊重しあうようお願いいたします。たとえば、人格攻撃をすることや発表とは無関係の質問・応答をすること、自説の強要、立場を利用したの權威的発言をすること、発表の妨害をすることなどは避けてください。このような態度の参加者がいた場合、司会者の方におかれましては、お手数ですが、発表や質疑応答を中断し、受付（506 号室）にいる運営委員をお呼びください。

タイムテーブル

1日目(7月13日土曜日)※受付: 8時30分から・休憩室は505号室にございます

会場	417号室(300)	502号室	503号室	510号室	511号室	512号室
8:30-9:00	受付開始					
9:00-9:50	身体と性の抑圧を超越する美の探求 清水花梨	Categories and trans women in elite sports: breaking barriers without breaking boundaries Emese Berta	ハイデガーの『オントロギー』講義における「事実性」概念 原子龍之介	精神病理における個の問題とシモンドンの個体化論の関係について 堀江郁智	クライオニクス個体は福利主体たりうるか 坂田萌音	パースにおける真理 西岳和生
10:00-10:50	限られた人々だけの議論で満足しないために: 哲学する場を「セーフター」にする WOMEN: WOVEN オーガナイザー 坂本美理・竹内彩也花・浅葱	The Status of Aesthetic Testimony 昆佐央理	現前の神から不在の神へ: ハイデガーにおける神の思索の展開 中川暖	禁じられた、不可能な欲望: 1950年代のラカンにおける強迫神経症論 片岡一竹	なぜ胎児の死は悪くないのか: 時間相対的利益説と福利主体論 本間哲	思考可能性論証の分析: 二次元意味論と現象的概念 矢歌礼次郎
11:00-11:50		芸術の定義論における芸術のバックパッシング理論の検討 豊田真菜	恐れ現象学のために: ハイデガー『存在と時間』における「情態性」論から 馬目悠太郎	ダンテのナルシズム: ジャック・ラカンの『神曲』論をめぐる 北村公人	死の害は内在的な害なのか: ベネターの消滅説を批判する 木口さくら	生と概念: マクダウェル・ドレイファス論争から概念の存在論へ 村松泰知
11:50-12:50	昼食休憩					
	417号室(300)					
12:50-15:50	テーマレクチャー 戦争と平和 佐藤香織・眞嶋俊造					
16:00-16:40	全体会					
16:50-17:40	H.-G. ガダマー『真理と方法』の意義とその射程: 芸術・精神科学・言語 土方尚子・下山千遥・川村壮平	ルッキズム概念の分析: 私たちはルッキズムという言葉で何を問題にしているのか 亀岡菜穂子	何かとは何であるか: ハイデガー、ローゼンツヴァイクを手掛かりに『哲学探究』§37を読み解く 白木啓吾	経験の構造: デリダの思想における神の不可欠な働き 佐藤瑞起	人生の意味が私たちの心次第なら、満足していた人生を悔いることがあるのはなぜか 太田泰幹	非存在論的量化と真理値空隙の存在について 北園純也
17:50-18:40		アイデンティティを横断するフェミニズム: J・ハトラの普遍概念と平等主義に立脚して 濱本涼介	非自我論的な現象学の可能性 宮田勇生	初期ナンシーにおける「触覚」の萌芽: デリダの『触覚』を手掛かりにして 砂川優斗	「人生の意味」概念の検討 松岡明香里	論理学に関する反例外主義(AEL)の包括的検討 飯田峻斗
18:50-19:40	たぶん哲学者は、議論をやめて投票をするべきだ 松田新	哲学とデザインが、それぞれに貢献できること 瀬尾浩二郎	こちらの発表はキャンセルとなりました	ドゥルーズ『ペルクソニズム』における再認論の様相: 再認の二つの過程に着目して 山本昇弥	人生の意味についての言説の多様性と発話の文脈: Bazの認識論における議論を手引きとして 八木聡	原初状態をモデル化する: Chungのモデルへの異論 柴田龍人

506号室(受付)
受付開始
受付

タイムテーブル

2日目(7月14日 日曜日) ※受付: 8時30分から・休憩室は505号室にございます

会場	502号室	503号室	510号室	511号室	512号室	514号室
8:30-9:00	受付開始					
9:00-9:50	「こういう風になってく らしたい」とはどうい うことか: ちいかわと プラトンの理想国 平石千智	構造的合理性と実質 的合理性は、一方が 他方へ還元可能なも のなのか 高山馨	心と世界の境界線を 訪ねてく(拡張された 心)仮説を(足場)に支 えられた心)仮説か ら擁護する 神崎祥輝	死すべき者の生の空 しさとニヒリズム 笹渥介	文化財保存修復にお ける世代間倫理の諸 問題(予察) 大川柚佳	ホッブズの想定する 法と権威の限界 高近理央
10:00-10:50	悪は存在する: アウグティヌス、ライ ブニッツからホワイト ヘッドへ 上田有輝・石川知輝 ・三浦隼輝	シモンディン技術論に おける人間機械論: 「発明」概念の検討を 通じて 石長佑一	日常言語哲学に「実 験」は必要か: バズ の実験哲学批判を検 討する 下道亮成	「夢現、微睡みの先 の絶対真理: グルニ エーカミュにおける «indifference»」(仮 題) 毎床玲音	集団行為における責 任について:理由を中 心に 中村颯太	被選挙権制約型エビ ストラクチャーの擁護 福家佑亮
11:00-11:50	上田有輝・石川知輝 ・三浦隼輝	アニメにおける作者 の意図の哲学 大石駿	判断理論の諸相と 「ラッセル＝ワイトゲ ンシュタイン論争」の 帰趨 近藤雅照	非連続の時間: ガス トン・バシュラールの 時間のあり方につい て 江崎拓真	古典的自由主義は 臓器の再配分を実施 すべきか 入江明憲	ゲオルク・ジンメル の個人主義思想にお ける倫理の諸形態 粕谷健太
11:50-12:50	昼食休憩					
12:50-13:40	〈因果〉を用いた説明 池田開・坪井祥吾・ 依田浩実・佐藤光祐 ・吉原雅人	カクテルの哲学: バーテンダーの意図 とカクテルの評価 宇野佑	ワイトゲンシュタイン 左派: バーナード・ ウィリアムズによる批 判の方法論 矢端崇	フーコーの哲学史?: フーコーとカンギレム におけるアリストテ レスの位置付けを巡 って 池田信虎	義務と責任の関係 村上善信	こちらの発表はキャン セルとなりました
13:50-14:40		麻雀の哲学: 文理融 合型アプローチを通 じた新たな哲学的遊 戯論の構築に向けて 中谷碩岐	バーナード・ウィリア ムズにおける自信 安藤隆之	アシーユン・ベンベ における主権の位置づ け: フーコー/アガ ンベンの生権力論との 比較を通して 雪丸温翔	二層功利主義に基づ いた動物倫理: Gary E. Varnerの理論を 検討する 仲間礼	マイクロアグレッシ ョンにおける前意識 的な敵意について 赤木優希
14:50-15:40	和辻倫理学における 儒教思想の受容: 「人 倫的組織」を中心に 陳歆	感動すればするほど よい人生になるのか: ホームズ型の人生と 驚きの感動 松井大騎	ヒュームの徳倫理学 とは: スロートの徳倫 理学との差別化を 図って 石原修司	ジャン＝ミシェル・サ ランスキの哲学にお けるユダヤ性 布施哲朗	ジョン・ハーサニの功 利主義の検討 中村貴行	チャールズ・テイラー における公共圏の対 話の構造と背景 助信愛梨
16:50-17:40	前期西田哲学にお ける「創造」の問題 後藤祐次郎	「問い」の当事者性と 共同性: 哲学対話に おける「問い」に注目 して 青木門斗	マーサ・ヌスバウムの 思想形成: コスモ ポリタニズムを問い 直すために 宇都宮有	フランショのユダヤ 論におけるヘーゲル 批判 村上倫	グライスの推意の理 論における「話し手 意図」の問題 李思儀	アンチワーク(反労 働)の思想の検討 渡辺ミルバ
17:50-18:40	健全な比較哲学への 課題: インド哲学の 視点から 梶野歩夢	哲学対話: 哲学カフェ のあり方: 学習院大 学Philo LABOを事 例として 田村宜義・本多慶輝	賢い人になる方法: 徳理論と帰結主義 谷川綜太郎	メルロ＝ポンティにお ける哲学とヘーゲル の問題 橋本颯太	外国語利用者のアイ デンティティとことば について: 中間言語 語用論の視点から 荒木彩記	功績と分配的正義 徐展倚

506号室(受付)
受付開始
受付

テーマレクチャー「戦争と平和」

講演要旨

「平和」についての形而上学的思考 ——「戦争」の境界を巡る二つの問いから——

佐藤香織（神奈川大学）

このレクチャーのねらいは、「戦争」の境界を巡る二つの問いに着手し、「平和」についての形而上学的思考を検討することである。第一の問いは、「戦争」と「戦争でないもの」の境界を巡るものであり、第二の問いは、「戦争」や「平和」が「誰にとって」のものであるかに関するものである。後者は〈私〉の「責任」の境界に関する問いを含む。本発表ではこれらの問いに取り組んだ上で、エマニュエル・レヴィナス（1906-1995）の平和論の意義を精査する。レヴィナスのテキストとしては、主著『全体性と無限』（1961）のほか、1970年代の議論およびタルムード講話も扱う。

まず、「戦争」と「戦争でないもの」の境界の決定をしかたを問う。この問いは戦争の概念規定に関わる。ある状況を戦争たらしめるのは、「これは戦争である／戦争を開始する」という宣言であると通常は理解される。歴史的経緯を経て、ある時代において何が戦争であるのかについての共通理解がある程度得られているとしても、戦争に関するルールは現実の暴力の行使によって絶えず破られ、政治において要請される正当化の営みは絶えず戦争の境界をずらしていく。ブリュノ・ラトゥールによると、近代主義者たちは「ただ世界の治安を維持していた」のであり、「自分たちはかつて誰とも戦争をしたことはない」と胸を張って言うことができた」。フロイトーアインシュタイン往復書簡が示したように、「裁判というのは人間が創り上げたもの」であって、「周囲のものからもろもろの影響や圧力を受けざるを得ない」のであり、つまり、戦争に関して完全に中立な第三者は存在しない。「戦争における行為」に関する規定は、技術の恩恵を受けて制作された物（武器など）の使用及びその流通に左右される。戦争の定義は基本的に政治的な必要からなされるものであり、「何」が戦争であるかという問いは、認識論に属する問題である。

さて、技術の進展と国際情勢の変化、そして戦いの当事者たちの観点に左右されることなく「戦争」と呼べるものが何かあるかどうか、改めて問いなおしてみよう。そうすると、「存在すること」もしくは「存在し続けようとする」と伴う「力」の現象が不可避的に「戦い」を伴うという古典的な議論に行き着く。その一方で、政治的言説においても哲学的言説においても、平和は「戦争の欠如状態」として捉えられることが多い。戦争が「存在すること」と不可分であり、尚且つ戦争の「不在」として平和が捉えられるのであれば、平和は戦争の下位概念である休戦としてのみ存在することになるだろう。こうした考えに対して、レヴィナスはある特有の「ものの見方（vision）」を提示することで、数々の戦争論に対して、戦争の下位概念ではない「平和」を思考する。本発表ではこの議論を「平和」の「創造」として解釈してみたい。

「戦争」と「平和」を巡る境界に関する第二の問いは、「誰にとって」の戦争であり、平和であるのかというものだ。

サルトルは、『存在と無』の第四部において、「それ〔戦争〕は私のものである（Elle est mienne）」と述べていた。ところがサルトルとは対照的に、レヴィナスは「平和とは私の平和でなければならない」（TI, 342）、「私はいつも平和を取り戻さなければならない」（AE, 215）と述べる。

まずこの両者の議論の差異を問う。この問題には、〈私〉の責任の範囲の問題が含まれる。サルトルは『存在と無』の最終部において「私自身を選ぶ私の自由な選択」によって決定されていく状況に対する意識としての「私の責任」を論じる。他方、レヴィナスに従えば、「責任」は「私の自由な選択」に関する「私の意識」を超え出る。第16回バリュダヤ人知識人会議「戦争に直面したユダヤ意識」（1975）にて、レヴィナスは「統御不能」であり「非合理性」によって特徴付けられる戦争という状況において、意志と行為の因果関係によって〈私〉の「責任」に限界を設けるという思考を問いに付す。本発表ではこの議論の内実をレヴィナスの他の箇所における「責任」に関する議論とともに確認し、「無限責任」についての議論がはらむジレンマを検討する。

さらに、レヴィナスが述べる「私の平和」と、『存在の彼方へ』でしばしば引用される聖句「平和、平和、近くにいる者にも、遠くにいる者にも」（『イザヤ書』57:19）と述べる時の「平和」がどのように関連するのか、そもそも「私の平和」と「近くにいる者」「遠くにいる者」の「平和」は両立しうるのかという問いを扱う。

平和と戦争をめぐる多様な議論の中で「人は平和を望む」ということはしばしば自明の事実とされ、議論の前提となることが多い。レヴィナスはこの前提における「平和」を、〈私〉の他人に対する個別的な関係を起点として思考しようとする。実際には社会制度や政治の仕組みのうちで〈私〉と他人との個別的な関係が形成されるのであるから、レヴィナスの議論は事柄の成り立ちを逆転させてしまうものであるように見える。しかし、レヴィナスの議論を通じて、現に存在していない平和を、個別的な場面から開始される絶えざる平和の創設の試みとして思考することの有意義性を探ることができる。本発表では最終的に、こうしたレヴィナス読解を、ラトゥールが『諸世界の戦争』（2002）において述べるような「平和の構成」についての議論と接続したい。

【参考文献（一部）】

Latour, Bruno, *War of the Worlds*, Prickly Paradigm Press, LLC, 2002（ブリュノ・ラトゥール『諸世界の戦争——平和はいかが？』工藤晋、近藤和敬訳、以文社、2020年）

Levinas, Emmanuel,

AE : *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*. Paris, Le Livre de poche, coll. « Biblio Essais », 2006 [La Haye, Martinus Nijhoff, 1974, 1979], (エマニュエル・レヴィナス『存在の彼方へ』合田正人訳、講談社学術文庫、1999年)

TI : *Totalité et infini. Essai sur l'extériorité*, Paris, Le Livre de poche, coll. « Biblio Essais », 2000 [La Haye, Martinus Nijhoff, 1961], (エマニュエル・レヴィナス『全体性と無限』藤岡俊博訳、講談社学術文庫、2020年)

DSS : *Du sacré au saint : cinq nouvelles lectures talmudiques*, Les Éditions de Minuit, 1977, (エマニュエル・レヴィナス『タルムード新五講話』内田樹訳、国文社、1990年)

Sartre, Jean-Paul, *L'être et le néant. Essai d'ontologie phénoménologique*, Gallimard, 1943. (サルトル『存在と無』III, 松浪信三郎訳、筑摩書房、2008年)

アルバート・アインシュタイン&ジークムント・フロイト『ヒトはなぜ戦争をするのか?—アインシュタインとフロイトの往復書簡』養老孟司解説、浅見省昇吾編訳、花風社、2000 年

戦争倫理学に関する 43 の問答

眞嶋俊造

本レクチャーの目的は、わが国の応用倫理学の領域において、生命倫理学や環境倫理学などと比較するまでもなく「マイナー」である戦争倫理学を、基礎的な概念や問いを検討することを通して、包括的かつ可能な限り網羅的に俯瞰することにある。本レクチャーでは「伝統的」な戦争倫理学を応用倫理学の視座よりなぞることで、その全貌とはいわないが、おぼろげながらもその概要に迫りたいと考えている。本レクチャーの内容は戦争倫理学を知る者にとっては釈迦に説法かもしれないが、本フォーラムの趣旨に鑑み、オーディエンスの多くに戦争倫理学に関する一般的な情報と話題の提供を行うこととしたい。

本レクチャーでは上記の目的と趣旨を踏まえ、以下の 43 の話題について検討を行う。確かに題目を羅列するだけでは本レクチャーの内容についてのイメージが湧かないかもしれないが、詳細な議論はレクチャー内で行うこととする。

43 の話題をテーマとする本レクチャーは、3 つの節に大別される。まず、第 1 節 (1-10) では、議論を進めるためのワーキングディフィニションと戦争倫理学におけるいくつかの大きな問いについて検討を行う。次に、第 2 節 (11-29) では、戦争倫理学における総論について検討を行う。最後に、第 3 節 (30-43) では、戦争倫理学における各論を扱う。

第 1 節：

1.戦争とは、2.倫理とは、3.倫理学とは、4. 戦争に倫理はあるのか、5. 戦争倫理とは、6. 戦争倫理学とは、7. 「正しさ」とは、8. 道徳判断とは、9. 「すべき (すべきではない)」とは、10. 「許容される (されない)」とは

第 2 節：

11. 戦争にルールはあるのか、12. 戦争倫理学の視座とは、13. (政治的) 現実主義とは、14. 平和主義とは、15. 正戦論とは、16. 「戦争の正義」とは、17. 「戦争における正義」とは、18. 「戦争後における正義」とは、19. 「正当な事由」とは、20. 「正統な機関」とは、21. 「正しい意図」とは、22. 「最終手段」とは、23. 「成功への合理的な見込み」とは、24. 「結果の比例性」とは、25. 「区別」とは、26. 「手段の比例性」とは、27 戦闘員とは、28. 非戦闘員とは、29. 民間人とは

第 3 節：

30. 非戦闘員を攻撃することは道徳的に許容されるのか、31. 「テロ」は道徳的に許容されるのか、32. 「拷問」は道徳的に許容されるのか、33. 暗殺は道徳的に許容されるのか、34. 自殺攻撃は道徳的に許容されるのか、35. 人質を取ることは道徳的に許容されるのか、36. 軍需工場への攻撃は道徳的に許容されるのか、37. 文化財や芸術作の破壊は道徳的に許容されるのか、38. 自律型兵器システム (LAWS) の使用は道徳的に許容されるのか、39. 対人地雷の使用は道徳的に許容されるのか、40. クラスター爆弾の使用は道徳的に許容されるのか、41. 核兵器の使用は道徳的に許容されるのか、42. 国家防衛は道徳的に許容されるのか、43. 軍事専門職倫理とは

ワークショップ要旨

(発表枠順)

**限られた人々だけの議論で満足しないために：
哲学する場を「セーフター」にする**

**WOMEN: WOVEN オーガナイザー
坂本美理・竹内彩也花・浅葱**

人が集まって哲学する場は、その場を共にしうる全ての人々の物理的・心理的安全性が確保されていなければ、限られた人々のみが「議論」する場となってしまう。属性などを理由に他者化され、歓迎されず、心身の危険を感じる場所では自由に意見を言うことは難しいし、参加自体が叶わないこともある。本ワークショップは、どうすれば哲学する場を全ての人にとって安全な場にできるかを考える、参加型のワークショップである。発表（70 分）とディスカッション（40 分）があり、発表ののちに、発表者と参加者の隔てなくこのテーマについて話し合う。

発表パートでは、何らかの仕方で哲学を学んだり研究したりする「女性」（※定義は問わない）のためのセーフスペースとなることを目指して活動しているグループ「WOMEN: WOVEN（ウイメン・ウォーベン）」のオーガナイザー3 名がそれぞれ発表を行う。

まず坂本が、これまで WOMEN:WOVEN が、その活動をより多くの人にとって安全な場とするために行ってきた取り組みを紹介する。

次に竹内は、私たちが哲学をする「すべての場をセーフターにする」にはどうすれば良いのかを考える。とりわけマイノリティにとってのセーフスペースであることを掲げる場合は、大学内のコミュニティや書店など様々な形で広がりつつある。だが多くの場合マイノリティ自身によって運営されるこれらの「避難所」があれば、問題が解決するわけではない。本発表では、学会や研究室、読書会など、より多様な属性の人々を含む場を「セーフター」にするための条件を、WOMEN:WOVEN の活動を通じて見出されたニーズや現状の問題、運営上の工夫などにもとづいて考えていく。今回の参加者の多くが、立場の強くない初期キャリア研究者であることに留意しつつ、組織運営や制度設計、ゼミや読書会での心がけといった様々な角度から、私たちに何ができるのかを問いたい。

最後に浅葱は、「マイノリティの言葉を歪めない」をテーマにセーフスペースを模索する。様々な側面におけるマイノリティにとって、カムアウトの有無を問わず「マイノリティとして議論する」ことには心理的負担を伴う。仮にカムアウトした上で発言しても、言葉は他者によって誇張、ある時は矮小化され、ある時は過剰に属性へ還元される。なおかつそのような歪曲が議論の結果として優位に立つことも珍しくない。幾重にも重なる不正義は「普遍性」を掲げる哲学に相容れないだろう。全ての人々が公平に尊重されるには、議論の構成員が自身の立場に安んずることなく「共事者」として問題意識を持つ必要がある。本パートでは非アカデミックかつ障害者としての側面を持つ浅葱の実体験を一例に、マイノリティの視点を歪曲せず俎上に上げるための手立てを思索する。

なお、本ワークショップでは発表内容全文の配布と、何らかの方法でのリアルタイム字幕表示を行えるよう検討中である。

H. -G. ガダマー『真理と方法』の意義とその射程：芸術・精神科学・言語

土方尚子（中央大学）

下山千遥（京都大学）

川村壮平（京都大学）

H. -G. ガダマー（1900～2002）は、主著『真理と方法』（1960）において展開した「哲学的解釈学」によって、哲学分野における様々な領域に影響を及ぼしている哲学者である。その影響力・知名度の大きさにもかかわらず、『真理と方法』の全貌・内実は未だ十分に検討されているとはいえない。また非専門家から見た時のガダマー解釈学のイメージも十分明晰に理解されているとはいえない状況である。

本ワークショップでは、『真理と方法』の第一部、第二部、第三部それぞれについて三人のガダマー研究者が各々の部の概要とその意義を紹介する。これにより、ガダマー解釈学の射程がいかに拡大されていくかを各々の見地から提示する。また、他分野との接続・応用可能性についても論じる予定である。

土方の発表では、第一部の芸術論を扱う。ガダマーによる芸術作品および芸術経験をめぐる解釈学的な洞察は、『真理と方法』の恰好の導入であるとともにその全体的なフレームをも構築している。本発表では、「媒介」をひとつの鍵概念としながら、つねに伝統の受容と超克との葛藤から紡がれたガダマーの思索を、「歴史的媒介」という視座から確認する。それらを踏まえて、ガダマーによる芸術理解が、解釈学的経験の包括性を示すにいたることを跡づける。以上のように第一部の素地となる論点を整理しつつ、芸術論の体系的意義を検討することをつうじて、続く第二部、第三部における精神科学的方法論および言語性の問題に架橋しうる連関を提示したい。

下山の発表では、第二部を取り上げ、ここでの議論のうち、特に「精神科学」の方法論についての既存の方法論への批判とガダマー独自の態度に着目する。「精神科学」、ガダマーにとってそれは文献解釈を伴う人文学研究を表すものであるが、これが学問という場においてどのように営まれていたのかをガダマーは第二部において説明しようとする。下山の見るところ、ガダマーがここで展開している精神科学論、ひいては人文学・社会学方法論は現代で論じられている領野においても重要な視座を提供するものであると考えられる。本発表ではこれらの論点を整理した上で簡潔に提示したい。

川村の発表では、第三部を取り上げる。この第三部では、芸術や精神科学の問題圏を超え、「一般に理解が向けられうるもの」の理解および「世界経験」の問題へとその考察範囲が拡大される。その際ガダマーは、「理解されうる存在は言語である」というテーゼを標榜し、理解という現象を遍く支配している言語的次元を指摘することで、自らの解釈学の射程がこのようなより広範な問題にも及んでいることを明らかにするのである。本発表では、この第三部を『真理と方法』刊行以後の補説等によってできる限り再構成しつつ、ガダマーが、自らの立場の包括性を支持するものとして、言語に手掛かりを求めた所以を提示したい。

悪は存在する：アウグスティヌス、ライプニッツからホワイトヘッドへ 上田有輝・石川知輝・三浦隼暉（東京大学）

本ワークショップは、2020 年から行っているホワイトヘッド『過程と実在』の読書会から派生したものである。今回は、ホワイトヘッド哲学における悪や不調和、弁神論に関する問題を、アウグスティヌスとライプニッツを中心とする哲学的な観点から検討する。ホワイトヘッドの著作では登場頻度の少ない哲学者との比較を通じて、ホワイトヘッドの独自性と歴史性の新たな側面を明らかにすることを目指す。

上田の発表では、ホワイトヘッド哲学における悪の問題を、その問われ方自体を含めて検討する。ホワイトヘッドは、創造性を神から切り離し、すべての存在が多かれ少なかれ創造的であると捉える。神は諸理想の源泉として善の可能性を世界に吹き込むのだが、創造的な諸存在同士の衝突から現実の悪は生まれてしまうという。こうした考え方は、神の全能性を限定して神の善性を保存する一つの弁神論として、神学的観点から論じられてきた経緯がある。これに対し、本発表では、「神の機能という概念の世俗化」を求める彼の議論を踏まえ、この「弁神論」を、「善悪を峻別し理想を構想するという人間の性向そのものに、現実の悪への責任はないのか」という問いを促すものとして読解した上で、この問いへの可能な応答を探りたい。

石川の発表では、アウグスティヌスにおける悪の問題を取り上げる。アウグスティヌスは悪の起源を人間の意志に求める立場を打ち出し、その後ライプニッツにも受け継がれて現代の自由論にまで至る、一つの巨大な問題系を生み出した。他方でホワイトヘッドは、悪の問題に限らず、意志の概念にほとんど触れない。ホワイトヘッドのコスモロジーの中で、意志という概念は、「実体」などの伝統的概念とともに打ち捨てられるべきものだったのだろう。してみれば、アウグスティヌスはコスモロジーの形成に失敗し、挙げ句の果てに悪の問題を不当に人間化してしまったのだろうか。本発表ではホワイトヘッドとアウグスティヌスの架橋の可能性を検討するとともに、両者のコントラストをどのように描き出せば良いのか検討したい。

三浦の発表では、ライプニッツにおける悪の問題を取り上げる。ライプニッツによれば、悪しき出来事は、それ自体では全体的調和に対する不調和的要素であるとしても、最善世界の一部となることで善へと転化するとされる。このとき、善や調和の部分となる悪や不調和は、悪自体の意味を失う恐れがあることがしばしば指摘される。他方、『過程と実在』において悪を論じるホワイトヘッドは、「瑣末なもの」として、全体的調和にも回収されずにうち捨てられるものがあるとしている。いかなる善へとも読み替えられない悪自体の実在性を、このような回収不可能性において見出すことはできないだろうか。本発表では、ホワイトヘッドとの比較を通して、ライプニッツが論じる悪の議論の限界と可能性を検討する。

〈因果〉を用いた説明

池田開（一橋大学）
坪井祥吾（一橋大学）
依田浩実（東京大学）
佐藤光祐（東京大学）
吉原雅人（京都大学）

本ワークショップでは、哲学的因果論の社会科学への応用可能性を探究する。

坪井報告では、哲学的因果論における因果メカニズムをとりあげる。因果メカニズムというのは、個々の因果関係について、その因果関係の成立を生じさせるようなもののことである。例えば、ドミノの1番目の牌が倒れると50番目の牌も倒れる、という因果関係について言えば、それらの間にある2-49番目のドミノ牌の配置が因果メカニズムである。しかしながら、このようにごく自然な概念であるにもかかわらず、因果メカニズムを正確に特徴づけることは非常に難しく、哲学者らの見解は割れている。そこで坪井報告は、因果メカニズムのモデルを実際に作ることを通じて、因果メカニズムとは何であるのかという問いに答えることを試みる。

依田報告では、定量的な政治学研究における因果メカニズムの取り扱い方を検討する。政治学方法論に関する論争が『社会科学のリサーチデザイン（DSI）』を発端にして主に質的研究のフィールドで行われてきたこと、「因果効果の定量研究 vs 因果メカニズムの質的研究」といったステレオタイプを背景に、因果メカニズムの研究レビューや論争は過程追跡 (Process Tracing) という一つの方法論に焦点を合わせてきた。本報告では、定量的な研究においても、近年の因果推論革命によってその必要性和手段が提供されてきたと主張する。いくつかの実質的なトピックを題材にしてその傾向を論じる。

佐藤報告では、経済学における因果推論を議論する。経済学では、Rubin による因果推論の考え方を応用して社会的な現象を分析することを試みてきた。しかし経済学が分析対象とする現象においては、分析対象となる処置は必ずしもランダムではなく、その結果正しい推定結果が得られないことが多くあった。こういった問題を背景として、近年処置の割り振りによるバイアス（サンプルセレクションバイアス）に対処し、因果効果をより正しく推定する手法が開発されてきた。本発表では、経済学者がどのように正しい推定結果を得ようとしてきたか、具体的な手法を解説することを通して、経済学における因果の捉え方を紐解いていく。

吉原報告では、法学で用いられる「因果」の概念理解がどのようなものであるかを、とりわけ裁判での法適用の過程に注目して紹介する。法的な説明では、実際に生じた事件における個別行為の因果関係が、責任帰属と密接に結びついて焦点になる場面が多い。また、不作為の因果性も重要な論点として議論されている。そうした場面で用いられる「因果」の概念理解が、哲学の議論における差異形成／産出のような捉え方の違い、あるいは確率的な考え方と、どのように交わるかを検討することで、法学と哲学や社会科学の「因果」概念を照らし合わせるための素材を提供する。

個人・共同研究発表要旨¹

(発表枠順)

¹ 要旨の募集にあたって Google Form を用いたため、欧文書名のイタリック等の強調書式が適用されていません。ご了承ください。

身体と性の抑圧を超克する美の探求

清水花梨（北海道大学）

本発表は美という概念を用いて身体と性の抑圧を超克する可能性について検討を行うものである。

身体と性は権力と密接に結びついており、現状、従来の規範から逸脱するような身体と性のあり方は、差別や攻撃の対象となる。

従来の研究では、身体と性の抑圧に対し個人・構造といった観点から分析が為されており、すでに Fricker (2007), Holroyd, Scaife and Stafford (2017), Manne (2017) など多くの理論が蓄積されている。しかし、問題解決のために現状の分析を必要とすることが先行研究においては主流であり、このような問題と対峙する手法は、研究者及び読み手の受傷を引き起こす可能性のある、心理的負荷の大きいものであることが懸念される。加えて、Manne (2017)をはじめとするミソジニー研究を踏まえると、問題の根本的解決が困難であること、また問題の対処にあたること自体が受傷を誘発することが推測される。

凄惨な現状に直面し打ちのめされることそれ自体は、書き手、また読み手からしばしば力を奪う。このような状況を鑑みると、従来の研究に加え、研究者・読み手双方の心理的安全性を確保しながら問題への対処を行うための領域を整備する必要性が示唆される。

発表者はここで、美と生の強い結びつき、美と倫理・道徳の関係性という二点に着目し、美という概念によって身体と性の抑圧を超克する可能性を検討する (Doran, 2024; Brozzo and Hamilton, 2022; Heinzelmänn and Weber and Tobler, 2020)。ここには、研究における焦点を問題の分析とその対処から理想の追求へと転換する狙いがある。加えて、美それ自体が権力と密接に結びついており、不正義を引き起こす可能性 (Brand, 2000; Dimulescu, 2015; Ferro, 2022) について検討を行い、これを踏まえて、抑圧に抵抗する美について考察を行う (Brand, 2012; Ibanga, 2017; Lintott, 2010)。

本発表は四部構成を予定している。第一部では発表の概要を示す。第二部では、身体と性をめぐりる凄惨な現状について、認識的不正義、implicit bias、ミソジニーといった概念を用いて説明を行う。第三部では、美と倫理・道徳の関係性、生と美との結びつき、権力との結びつきや偏見といった従来の美が内包する問題、それを踏まえた抑圧に抵抗する美の考察といった諸テーマについて、細かい内容には立ち入らず、その一連の思考の流れを示す。第四部では発表全体のまとめを行い今後の課題について言及する。

**Categories and trans women in elite sports:
breaking barriers without breaking boundaries**

Emese Berta

Trans woman inclusion in the women's category in elite sports is currently a hotly debated issue as trans woman athletes are purported to have an "unfair advantage" by retaining some of the "sex advantage" that male athletes have over female athletes. First, I clarify the concept of "sex advantage" within the framework of property (relevant physical traits) and category (sufficiently significant property advantages) advantages. In "Why 'Meaningful Competition' is not fair competition," Pike argues that no matter how small, residual sex advantage is a type of "sex advantage that all male athletes have is the advantage that excludes all male athletes from female sport." I demonstrate that this type of categorical reasoning leads to counterintuitive extreme cases. Establishing the mathematical logic and biological processes behind the justification of the binary sex categories, I propose that "sex advantage" is only valid within the context of "elite sport." Then, I argue that it is possible to protect the fairness of the process that categorization provides while allowing individual trans women to compete in the women's category if certain conditions (non-domination would be a necessary but insufficient condition in many sports) are met.

Reference material:

Pike, J. (2023). Why 'Meaningful Competition' is not fair competition. *Journal of the Philosophy of Sport*,
50(1), 1-17.

ハイデガーの『オントロジー』講義における「事実性」概念

原子龍之介（東京大学）

本発表は『存在と時間』における「現存在」概念の成立に至るまでのハイデガー哲学の通時的-哲学史的研究の一環として行われるものである。

『存在と時間』の起源を解明するにあたって、初期フライブルク期の講義は、ハイデガー特有の語彙が如何にして使用されるようになったかを明らかにするうえで、慎重に考察の対象とされなければならない。本発表では『オントロジー/事実性の解釈学』において全面的に取り扱われた「事実性 Faktizität」概念の分析を整理したうえで、本概念が、初期フライブルク期においてはとりわけ時間性概念との密接な関係を持ったものとして考察されていることを主張する予定である。この目的の為に我々が行う中心的な作業は『オントロジー』における議論を整理する作業と、それを『存在と時間』における議論の間で比較する作業である。さしあたり、以下に議論のおおまかな流れを記しておく。

『オントロジー』内において、「事実性」概念は『存在と時間』における「時間性」概念の下敷きになるものとして扱われている。ハイデガーは『オントロジー』において、現存在が差し当たって自らを何らかの形で公開していること（現存在の被解釈性）が、現存在がまさに存在している「今日」にそなわる、「それぞれの現存在がそれによって生きられるところの現存在の様式」であり、このことが「事実性の根本現象」である「時間性」を理解するに当たって十全に理解されなくてはならないものであると主張している。現存在が自らを公開しつつ解釈されるのは、この「今日」という時間的規定においてである。ここでの「今日」という時間的規定は、単なるカレンダー上のある一転を指す名称ではない。それは『存在と時間』において「日常性という名称がその根本において指し示しているもの」としての「時間性」の経験であり、『存在と時間』における時間性概念は、概ね『オントロジー』で展開された議論をなぞるようにして考察の対象とされている。

反対に、『存在と時間』の中では、現存在が「自らが既にそのつど存在していたありさま」である自らの「<既在 Gewesen>を受け入れる」という現存在の先駆的覚悟性が、日常的現存在が、頽落の時間性において「およそいかなる可能性をも予期することなく、可能性をはじめからたんに現実的なものとして貪り欲している」という現存在の好奇心の働きに対置される形で語られているのに対し、『オントロジー』においては、興味深いことに、このような対立構造を見て取ることができない。このことは、ハイデガーが「事実性」概念の力点を、『オントロジー』においては現存在に、『存在と時間』においてはその存在の事実そのものへと移していることにも見て取ることが出来るものである。

精神病理における個の問題とシモンドンの個体化論の関係について

堀江郁智（東京大学）

精神疾患において個が問われるモメントというのがある。本発表では、統合失調症と解離性障害を主に取り上げるが、この精神病理とそのなかで個がどのように体験されるかについて、発表者自身の当事者的体験を踏まえながら、実際に統合失調症と解離性障害について書かれたテキストを分析することで、実際にどのような事態において精神疾患を持つ当事者の個が問われうるのかという問題を検討する。また自閉症スペクトラム（ASD）についても取り上げる予定である。そしてジルベール・シモンドンの個体化論とその問題を結びつける予定である。

（１）ここでそのうち統合失調症に関するテキストについて一つ取り上げておく。木村敏は「妄想的他者のトポロジイ」（『新編 分裂病の現象学』筑摩書房、2012 所収）において、統合失調症を「個別化の危機」の問題として捉えていた。そして力動的自我心理学が考えるところのそれぞれの個別化において連続性・同一性が確立されているという現象的個別化とは異なり、自己がそのつど他者に先取りするような形で行われ、自他未分の相に関わっている現象学的個別化を重視している。そして木村によれば、統合失調症においては、現象学的個別化自体は行われているのであるが、それが自己同一性を成立させないような仕方で行われているのである。

この木村のテキストを分析することで、統合失調症における個別化の問題を俎上に載せたうえで、シモンドンにおける個体化の議論が、自己同一性の原理よりも遥かに豊かな原理とされる「内的共鳴」によって行われるものとしての個体化について論じていることに注意を向ける。シモンドンにおける個体化は、「内的共鳴」によって行われている点において、それは自己同一性とは異なる原理にしたがっているのだが、それは統合失調症における個別化の問題とどのように関わるだろうか。

（２）また、解離の問題についても取り上げる。解離においては自己の連続性や同一性が途切れるような形でまた複数の裂傷を受けるような形で個になるという作業が行われているのである。例えば、解離性幻聴としては他の人格の声が頭のなかで鳴っているということがある。実際に、（統合失調症性幻聴ではなく）解離性幻聴が聴こえている体験として発表者自身の当事者的体験があると言えるかもしれない。今日の日本においては分人主義という考え方が一般にも膾炙しているが、実際にはドゥルーズも *dividual* について考察している。その複数の断片に千切れてしまった個性のあり方というのも、シモンドン自身が解離について箇所は少なくわずかであろうとも考察していることは確かであるので、取り上げることに問題はないだろう。

（１）と（２）の考察を通して、精神疾患における個の問題とシモンドンの個体化の議論を結びつけ、精神病理学とシモンドンの個体化の思想を結びつけることを試みる。

クライオニクス個体は福利主体たりうるか

坂田萌音（一橋大学）

本発表では、自身に対する利害をもちえない存在である胎児の中絶の是非をめぐる議論を用いて、クライオニクス保存下にある個体が福利主体たりうるかを検討する。クライオニクスとは、人体を極低温で保存し、将来の蘇生を目指す技術である（Minerva 2018）。クライオニクス保存下において、その個体は自身に対する利害をもちえないと思われるが、道徳的配慮の対象である福利主体となりうるのだろうか。本研究では、同じように自身に対する利害をもちえない、福利主体であるかが曖昧な他の存在者をめぐる議論を検討し、クライオニクス個体の道徳的地位を明らかにすることを目指す。

Ekendahl & Johansson (2022)は、中絶と胎児の関係について論じており、その議論はクライオニクス個体の道徳的地位を考察する上で非常に興味深い含意を持つと思われる。彼らは、胎児は害されるための必要条件を満たさないために、中絶が胎児を害することはないと論じる。この必要条件は福利要件と呼ばれ、ある個体がある出来事によって害されるには、その個体は、生涯福利レベルを有さなければならないとする。また、生涯福利レベルをもつためには時点的福利レベルをどこかの時点でもつ必要がある。十分に成熟していない胎児は時点的福利レベルをもたないために、生涯福利レベルを有さない。そのため、胎児は福利要件によって提示されている害されるための条件を満たさず、中絶によって害されることはない結論づける。

この視点からクライオニクス個体が福利主体たりうるかを考察すると、奇妙な帰結を招きうる。クライオニクス保存下にある個体は、過去に時間的福利レベルを有していたため、生涯福利レベルをもち、福利主体たりうると導かれるように思われる。しかし、この見解は、死者も福利主体であるという帰結を導くことにもなるだろう。すなわち、死んだ個体は、過去に福利レベルを有していたために生涯福利レベルをもち、福利主体たりうるということだ。

本発表では、福利主体をめぐる議論を整理し、クライオニクス個体と死体の間に道徳的に重要な違いがあるかを模索する。そして、クライオニクス個体が福利主体たりうるかを明らかにすることを目指す。

参考文献

Minerva, F. (2018). *The Ethics of Cryonics: Is It Immoral to Be Immortal?*. Springer.

Ekendahl, K. and Johansson, J. (2022). Does Abortion Harm the Fetus? *Utilitas*, 34(2), 154–166.

パースにおける真理

西岳和生（東京大学）

ウィリアム・ジェイムズはプラグマティズムを「真理の意味」を明らかにするものとして構成し直したのに対して「パースは、あくまでも「概念の意味」を明らかにする一方法論としてプラグマティズムを提示した」（乗立、2022 年）というのがプラグマティズムについての教科書的な説明の一例であると言えよう。この見方に従えば、パースの議論の中から「真理の意味」をめぐる問題を取り出そうとするのは見当違いであることになる。とはいえ、そもそもパースが「概念の意味」を明らかにする」ことを重視する動機が妥当な推論、すなわち真なる結論にたどり着く推論を行うという目的と密接に関係していると考えられる。このことから、パースが真理をどのような性格のものとして捉えていたのかを問題とする余地があるだろう。例えばパース自身、正方形の辺の長さと同角線の長さは通約不可能であるかという問題を論じている。ここで例えば、真理とは実践に役立つものであるとすれば、1 cm 四方の正方形の対角線の長さが $\sqrt{2}$ cm であれ 1.41421356 cm ぴったりであれ実践に（家屋の建築に用いる木材の寸法測定など）おける差異はほとんど存在しないと思われることから、どちらも真理であると言うことも可能であろう。しかし、パースはそうには考えていないようである（「通訳可能の立場」を否定しているようである）。このように、パースの議論において真理に対する何らかの前提が働いていると考えられる。こうした問題意識から、本発表では以下の構成でパースにおける真理の性格を考察する。①パースが妥当な推論を重視する理由の確認。このことは彼が人間に直観能力が備わっていることを否定していることと結びついている。すなわち、人間には直観能力が備わっていない以上人間のあらゆる認識はそれ以前の認識に限定された推論による産物であることになり、推論の妥当性が正確な認識という問題と直結するのだ。論文 Questions Concerning Certain Faculties Claimed for Man と Some Consequences of Four Incapacities の読解を通してこのことを示す。②妥当な推論を担保するための方法論としてプラグマティズムの格率が提示されることを、論文 The Fixation of Belief と How to Make Our Ideas Clear から確認する。③1903 年ハーバード大学での連続講義において、パースが、自身が以前提示した議論を心理主義的であるとして批判している次第を確認し、心理主義的であることがなぜ問題となるのかを考察する。③では、心理主義批判の議論をたどることによる消極的な性格付けと、パース自身が新たに展開する議論を確認することによる積極的な性格付けという二重の作業によってパースが志向するプラグマティズムの内実を明らかにする。以上の作業を通して、プラグマティズムという方法論を用いた妥当な推論によってたどり着くことが目指されている真理がどういった性格のものとして捉えられているのかを再構成することができるだろう。

<文献表>

植木豊 編訳. (2014). 『プラグマティズム古典集成』. 作品社.

荻野弘之／山本芳久／大橋容一郎／本郷均／乗立雄輝. (2022). 『新しく学ぶ西洋哲学史』. ミネルヴァ書房.

Peirce Edition Project. (1998). The Essential Peirce: Selected Philosophical Writings (1893-1913). Indiana University Press.

Peirce, C.S. (1868). Questions Concerning Certain Faculties Claimed for Man. *Journal of Speculative Philosophy*, 2(2), 103-114.

Peirce, C.S. (1868). Some Consequences of Four Imcapacities. *Journal of Speculative Philosophy*, 2(3), 140-157.

Peirce, C.S. (1877). The Fixation of Belief. *Popular Science Monthly*, 12, 1-15.

Peirce, C.S. (1878). How to Make Our Ideas Clear. *Popular Science Monthly*, 12, 286-302.

The Status of Aesthetic Testimony

昆佐央理（北海道大学）

If your friend were to say, ‘Ozu’s Tokyo Story is fantastic, but I have never seen this film’, you would likely to feel awkward, given the contradiction between the former part and the latter part of her statement. How can one comment on a film that one has never seen? Alternatively, she might be repeating someone else’s review of Tokyo Story. This highlights the issue rises within aesthetic testimony concerning the nature of aesthetic judgement.

Although there are various ways of understanding of aesthetic judgement, generally, aesthetic judgements are concerned with one’s evaluation of something as beauty, elegance, ugliness, etc. For instance, through the appreciation of a work of art, one can agree the painting is beautiful or ugly. In generic testimony, if it is objective, it can be used as an evidence of knowledge. However, aesthetics is different matter. If an assertion is experience-independent, it appears to lose its evidential value.

The purpose of this presentation is to explore various aspects of aesthetic testimony, examining what we can know from it and the subjectivity of aesthetic judgement. In my view, while acquiring aesthetic knowledge through testimony may be possible, aesthetic judgement ultimately relies on one’s aesthetic experiences. This presentation will begin with a brief overview of the nature of aesthetic judgement and testimony in general. Following this, I shall outline the problem of aesthetic testimony. Then, I will present two positions—optimists and pessimists—and finally, I will consider the subjectivity within the realm of aesthetics.

Bibliography

- Collins, J., ‘A Kantian Norm of Aesthetic Assertion and Its Semantic Significance’. (2018). Unpublished manuscript.
- Hopkins, D. ‘How to be a Pessimist about Aesthetic Testimony.’ (2011). *Journal of Philosophy* 108. 138–157.
- Hume, D., Of the Standard of Taste, 2019. [1757]. Web.Csulb.Edu, <<https://web.csulb.edu/~jvancamp/361r15.html>> [Accessed 7 May 2024].
- Kant, I., *Critique of the Power of Judgment*, 2001. [1790]. trans. by trans. by Paul Guyer and Eric Matthews (Cambridge [etc.]: Cambridge University Press).
- Meskin, A., "Aesthetic Testimony: What Can We Learn from Others about Beauty and Art?" (2004). *Philosophy And Phenomenological Research*, 69, 65-91 <<https://doi.org/10.1111/j.1933-1592.2004.tb00384.x>>
- Robson, J., "Aesthetic Testimony", (2012). *Philosophy Compass*, 7, 1-10 <<https://doi.org/10.1111/j.1747-9991.2011.00455.x>>
- Robson, J., "Aesthetic Testimony and The Norms of Belief Formation", (2013). *European Journal Of Philosophy*, 23, 750-763 <<https://doi.org/10.1111/ejop.12007>>.
- Robson, J., "Aesthetic Testimony and The Test of Time", (2017). *Philosophy And Phenomenological Research*, 96, 729-748 <https://doi.org/10.1111/phpr.12363>.

Wollheim, R., *Art and Its Objects*. (1980). Cambridge: Cambridge University Press,
Zangwill, N., 'Two Dogmas of Kantian Aesthetics.' (1988). *Proceedings of the 11th International Congress in
Aesthetics: Selected Papers*. Ed. R. Woodfield. Nottingham: Nottingham Polytechnic Press, 1990. 1–12.

現前の神から不在の神へ:ハイデガーにおける神の思索の展開

中川暖 (上智大学)

「ただ神の如きものだけが我々を救うことができる„Noch nur ein Gott kann uns retten“」というハイデガーの『シュピーゲル』(GA35:1966)の記事は、ハイデガーが教授職を退任してからも続けられた、晩年の研究活動の最中で行われた記者との対談を基に記されたものである。この対談は、ハイデガーが生前に出版することを拒否した対話形式の晩年の著作として位置付けられている。ハイデガーは、この対談の中で繰り返している「神の如きもの (ein Gott)」という表現において神の所在について語った。『シュピーゲル』の「神の如きもの」という術語に対する解釈は、これまで (1) ユダヤ・キリスト教的な「神(Gott)」、(2) ヘルダーリン的な「神々 (Götter)」、(3) 上記の伝統的な神概念が形而上学の残滓として「既在的なもの (Gewesen)」とみなされつつ、別の「始源 (Anfang)」から「生起 (Ereignis)」する「存在 (Seyn)」が歴史的命運として到来してくるという「存在の歴史」の中で描かれる「神」、すなわち、存在史的思索の最後の接合肢として位置づけられる「最後の神 (der letzte Gott)」において示されてきた。これらの神理解は、後期ハイデガーの足掛かりとなる 1930-40 年代を中心にした、ハイデガーの神理解に当てはめられて解釈されている。ただし、従来のハイデガーの神理解では汲み尽くせないものが「神の如きもの」という表現の背景に隠されているのではないか。

本発表では、「神の如きもの」という「神」の所在を明らかにするために、従来のハイデガーの神の問題で明らかにされてきた「神」「神々」「最後の神」に当てはめるという仕方で読解を進めるのではなく、「現前の神」《から》「不在の神」《へ》と移行していく、ハイデガーにおける神の思索の移行的展開を追跡することによって読解を進めることが狙いである。1950 年代までのハイデガーにおける神の思索に至る展開は、その思索の足掛かりとなる『芸術作品の根源』(GA5:1935-1936)や『哲学への寄与論稿』(GA65:1936-1938)のなかで既に示されており、更にそれから『ヒューマニズム書簡』(GA49:1946-1947)において、存在の思索への段階的次元の突破の過程に相即している「神」に関する現象学的思惟にて、おおよそ見通すことができる。それゆえ、本発表の目的は、ハイデガーが「神の如きもの」という表現において「神」の所在を語った意図を、1930-40 年代の著作を読解することで応答を試みることである。

禁じられた、不可能な欲望：1950 年代のラカンにおける強迫神経症論

片岡一竹（早稲田大学）

本発表の目的は、1950 年代のジャック・ラカンのテキスト、主に『対象関係』（1956-57 年）、『無意識の形成物』（1957-58 年）、『欲望とその解釈』（1958-59 年）などのセミナーと、それに関連する『エクリ』（1966 年）所収のテキストを参照しながら、「欲望論の見地からみた強迫神経症」に関する議論の基盤を据えることである。

フロイトとラカンにおける強迫神経症の問題を網羅的に扱った文献としては、Lachaud (1995), Brunot (2005), Castel (2012) などがあるが、いずれも日本ではあまり知られていない。そこで本発表では、これらの文献から得られる知見を活かしつつ、セミナー『欲望とその解釈』および同時期の論文「主体の転覆と欲望の弁証法」（1960 年）において完成をみる「欲望のグラフ」に立脚した欲望論の中で、強迫神経症がどのように規定されうるかを明らかにする。

ラカンにおける欲望論的な見地から見た強迫神経症に関する記述は『無意識の形成物』において一旦の完成をみたものと考えられる。そこでは「強迫者は《他者》の禁止によって自らの欲望を支える」というテーゼが提示された（Lacan 1998 : 415/下 246）。他方、翌年のセミナーにおいては、強迫神経症に関するさらに有名な定式、すなわち「ヒステリーは不満足なものとしての欲望の機能によって特徴づけられ、強迫は不可能な欲望の機能によって特徴づけられる」（Lacan 2013 : 373）が提示される。すなわち強迫神経症は、一方では禁じられた欲望によって、他方では不可能な欲望によって、定義づけられる。この二つのテーゼの関係をいかに考えればよいだろうか。

欲望が不可能であるならば、それが禁じられる必要はないように見える。しかしながら、「不可能なものを禁じる」というこの一見奇妙な論理は強迫神経症の欲望の逆説的な地位を端的に表現していると考えられる。そしてラカンにおける欲望は主体が持つオブショナルな可能性のうちの一つではなく、彼が「斜線を引かれた主体」と定義する主体の存在の厳密な相関項であり、《他者》の領野におけるその定在の方途である。したがって、強迫神経症の欲望を考えることは、強迫者の主体的実存を考えることに直結する。本発表が目指すのは、強迫神経症という見地からラカンの主体の具体的な相貌を明らかにするとともに、その欲望論の根幹に一条の光を当てることである。

書誌情報

Brunot, Chantal. (2005). La névrose obsessionnelle. L'Harmattan.

Castel, Pierre-Henri Castel. (2012). Âmes scrupuleuses, vies d'angoisse, tristes obsédés. Ithaque.

Lacan, Jacques. (1998). Les formations de l'inconscient. Seuil. (佐々木孝次他訳. (2005 年). 『無意識の形成物』上下巻. 岩波書店)

Lacan, Jacques. (2013). Le désir et son interprétation, Martinière et Le Champs Freudien.

Lachaud, Denise. (1995). L'enfer du devoir. Denoël.

なぜ胎児の死は悪くないのか: 時間相対的利益説と福利主体論

本間哲（一橋大学）

本発表で主題とするのは、胚や胎児の死（人生の最初期における死）が悪くないということはいかにして説明されるのかという問題である。

死の悪さについての有力な見解のひとつである剥奪説においては、死が悪いのは、死ななければ送ったはずの人生に含まれる福利が死によって剥奪されるからであり、また剥奪の程度に応じてであると説明される。この剥奪説に対する批判のひとつに、人生の最初期における死が最悪だということになってしまうというものがある。典型的には、死ぬのが早いほど死ななければ送ったはずの人生には多くの福利が含まれるため、死の悪さは大きくなる。しかし、我々の直観としては胚や胎児の死は最悪の死ではない。したがって、人生の最初期における死の悪さについて剥奪説は反直観的な含意をもつ、という批判である。

この問題を回避できるということを利点として Jeff McMahan によって擁護されているのが、時間相対的利益説と呼ばれる見解である。また近年、時間相対的利益説を採用せずとも人生の最初期における死が悪くないことを説明できると謳う見解が複数提案されている。Ben Bradley による部分的福利主体説と、Karl Ekendahl と Jens Johansson による能力アプローチがこれに含まれる。後二者の見解は福利主体とはいかなる存在者なのかという考察に訴えるため、まとめて福利主体論と呼びたい。

本発表では、時間相対的利益説と福利主体論を突き合わせながら、特に後者を批判的に検討する。人生の最初期における死が悪くないことを説明できる理論のうち、福利主体論よりも時間相対的利益説のほうが優れている、というのが本発表で擁護したい主張である。

参考文献

- Bradley, B. (2019). A Gradualist View about the Badness of Death. In E. Gamlund and C. T. Solberg (Eds.) *Saving People from the Harm of Death*, 134–145, OUP.
- Ekendahl, K. and Johansson, J. (2022). Does Abortion Harm the Fetus?. *Utilitas*, 34(2), 154–166.
- McMahan, J. (2002). *The Ethics of Killing: Problems at the Margins of Life*. OUP.

思考可能性論証の分析：二次元意味論と現象的概念

矢歌礼次郎（東京大学）

本発表では、デイヴィッド・チャルマーズ（David Chalmers）による思考可能性論証について説明する。思考可能性論証とは、「この世界と物理的に全く同一でありながら、現象的性質を欠くような可能世界（ゾンビ世界（zombie world））」が想定可能であることから「現象的意識は物理的性質に還元できない」という結論を導く議論である（Chalmers 2009）。

さて、チャルマーズの思考可能性論証は二次元意味論（two-dimensional semantics）という可能世界意味論の枠組みを用いるが、その上でいくつかのテクニカルな議論が論証を正当化する根拠となっている。それは第一に「ある種の思考可能性は成立可能性を含意する」というものである。チャルマーズは思考可能性をいくつかのタイプに分けることで、成立可能性を含意する思考可能性とそうでない思考可能性のタイプを明らかにし、「CP テーゼ」を定立する（Chalmers 2002, 2009）。その上で CP テーゼに依拠する形で、思考可能性論証における「ゾンビ世界の思考可能性はゾンビ世界の成立可能性を含意する」という主張を正当化する。

第二に、チャルマーズは成立可能性のタイプを二つに分類する。すなわち、当の事態が成立可能であるかどうかは、それを表す命題の二つの内包、すなわち一次内包（primary intension）と二次内包（secondary intension）によってそれぞれ評価され、どちらの内包で評価されるかによって、その命題の真理値（あるいは概念の外延や語の指示対象）が決まると考える（Chalmers 2006）。ここで、チャルマーズによれば、特定のタイプの現象的概念の一次内包と二次内包は常に同じ外延を選び取る。その根拠は、あるタイプの現象的概念が透明性（transparency）をもつこと（Goff 2017）、あるいは現象的性質についていわゆる開示テーゼ（revelation thesis）が成り立つこと（Johnston 1988）にあると発表者は考える。これらは、ある種の現象的概念の外延の本性は、その概念の所有によって開示されているという考え方に通じている。

第三に、チャルマーズは、現象的概念のタイプをいくつかに分類し、その上で一次内包と二次内包が常に一致するような現象的概念について、それは純粹現象的概念（pure phenomenal concept）であるとする（Chalmers 2003）。これは、現象的性質を現象的性質それ自体によって選び出すような概念である。また、チャルマーズは明記していないが、これこそが思考可能性論証において用いられている概念であり、また、思考可能性論証を妥当ならしめる要素の一つであると発表者は考える。

本発表では、以上三つの点に着目して、思考可能性論証を正当化する具体的な根拠を説明する。

1. Chalmers, D. J. (2002) Does Conceivability Entail Possibility?. Gendler T. S. and Hawthorne, J. (Eds.) *Conceivability and Possibility*. Oxford University Press.
2. Chalmers, D. J. (2003) The Content and Epistemology of Phenomenal Belief. Smith, Q. and Jokic, A. (eds.), *Consciousness: New Philosophical Perspectives*. Oxford University Press.

3. Chalmers, D., (2006), Two-Dimensional Semantics. Lepore, E. and Smith, B. (Eds.) The Oxford Handbook to the Philosophy of Language. Oxford University Press.
4. Chalmers, D., (2009), The Two-Dimensional Argument Against Materialism. McLaughlin B. P. & Walter, S. (Eds.), Oxford Handbook of the Philosophy of Mind. Oxford University Press
5. Goff, P., (2017), Consciousness and Fundamental Reality; Oxford University Press.
6. Johnston, M., (1992), How to Speak of the Colors. Philosophical Studies 68 (3), 221-263.

芸術の定義論における芸術のバックパッシング理論の検討

豊田真菜（一橋大学）

「芸術とは何か」という問題は、芸術の定義論と呼ばれる議論の中で扱われてきた。この議論では、「芸術とは何か」という問いに答えを与えることを目標に、様々な提案がなされてきたのだ。Lopes (2008)による芸術のバックパッシング理論もそのうちの1つだが、この提案は芸術の定義論における主題を変えることを試みる実験的なものである。本発表では、芸術のバックパッシング理論の新規性を、芸術の定義論に課せられてきた制約の点から説明する。そして、この提案の妥当性を検討することを試みる。

Lopes の提出する芸術のバックパッシング理論は、実質的に「芸術とは何か」という問いに答えようとしているのではなく、定義論の目標に取り組むための新たな方針を示すことを目的としている。従来の定義論において、「芸術とは何か」という問いは、「芸術作品とは何か」という問いとして探求されてきた。議論の関心が、あるものが芸術作品であるための必要十分条件の特定に向けられてきたのだ。これに対して、Lopes は、芸術作品ではなく、芸術形式（活動）に着目することで、「芸術とは何か」という問いに取り組むことを提案する。つまり、あるものが芸術作品であるための必要十分条件（芸術の理論）ではなく、ある活動が芸術形式なのであるための必要十分条件（諸芸術形式の理論）の特定による、芸術の定義が提案されているのだ。

Lopes はこの新たな主題の提示を、これまで芸術の理論に課されてきた2つ仕事を明らかにし、それぞれを別々の理論にバックパス（責任転嫁）するという議論のもとに行う。Lopes の提案は、バックパスという方法によって、芸術の定義論において高いハードルとなっていたある制約を事実上取り払う。

従来の芸術の定義論では、様々な制約が課されてきた。議論に提出された定義は、制約をもとに批判や評価を受けてきたが、以下の2つの制約は多くの論者たちに共有されてきたと考えられる。

〈非循環制約〉芸術の定義は、循環することなく、十分に情報を与えていなくてはならない

〈外延妥当性制約〉芸術の定義は、芸術を過不足なく捉えていなければならない

Lopes の提案の新規性は、〈非循環制約〉を実質的に取り外している点にある。

本発表では、Lopes の提案の新規性を芸術の定義論における制約に着目して説明し、この提案の妥当性を検討することを目指す。

参考文献

Lopes, D. M. (2008) “Nobody Needs a Theory of Art” *Journal of Philosophy*, 105: 109–127.

ロバート・ステッカー（2013）『分析美学入門』, 森功次訳, 勁草書房.

坪井祥吾（2023）「芸術の定義, グラウンド, 非循環性」, 『新進研究者 Research Notes』, 6, 10-18.

恐れ現象学のために: ハイデガー『存在と時間』における「情態性」論から

馬目悠太郎 (立教大学)

「恐れ」「恐怖」といった感情は私たちにとって馴染み深いものである。ヘビやムカデ、ウイルスなどを私たちは恐怖するし、試験が明日に迫っていることや真っ暗な公園の中を通ることに対しても私たちは恐れを抱く。

感情の哲学では、恐れを含め感情一般は私たちの「心的状態」であり、その対象は「価値性質」(恐ろしさ・危険さ等)をもった事物であるとされる。そして価値性質は、物理的性質とは異なり私たちの感情による評価と密接に関連していると考えられている。プリンツはこのことを、価値性質が感情に「関係的で相対的なものである」と表現している (Prinz, J. (2004). Gut reactions: a perceptual theory of emotion)。したがって恐ろしさは「～にとって」という性格をもっており、恐れは私たちと事物・世界との或る「関係」において生じるのである。

だがこうした関係性の内実は、感情の哲学においてさほど探究されていないように思われる。というのも、ここでは価値性質が相対的であること以上の説明がなされていないからだ。また感情の哲学はあくまで感情一般の構造と性質を分析する試みであり、概して恐れは具体例として扱われるに留まっている。

しかしハイデガーの現象学的な感情(情態性)論によると、恐れにまず着目することで①感情一般の構造・性質をも見てとることが可能であり、②さまざまな感情の中でも恐れにおいてこそ際立つ或る性質を指摘することができる。すなわち①恐れはその対象と理由が明確なため、構造・性質の分析が比較的容易である。また②恐れ感情においてこそ私たちは「恐れの対象と自己との関係」「そのときの自己の在り方」をより気遣うのである。

『存在と時間』第二九～三〇節では、このような視点から、日常的に「感情」「気分」と呼ばれる現象が「情態性」という用語のもと論じられている。現存在は世界内存在として自らの「開示性」であり、つねにすでに「自己の存在」及び「世界」を開示しているが、この開示性を担っているのが情態性である。つまり情態性は自らが「どのように在り、どのようになるか」ということをあらわにし、それにもとづいて世界内部的存在者(道具、事物)と志向的に関わることを可能にする。ハイデガーは情態性の範例として恐れを取り上げ、それを①恐れの対象としての「恐ろしいもの」、②「恐れること」そのもの、③恐れ理由としての「現存在の存在」という三つの要素に分節している。簡潔に言えば、①恐れにおいて出会われる「恐ろしいもの」は世界において「危険である」という適所の仕方を有しており、②「恐れること」は世界を「私を脅かしうる世界」としてあらかじめ開示してしまうことで、現存在が「恐ろしいもの」と関わることを可能にし、③同時に私が「恐れる」根本的な理由としての「自己の存在」が、「危険に晒されている」在り方において開示される。

本発表では、恐れ現象学を構築するためにハイデガーの現象学的な「情態性」論を参照し、それが恐れの内実を明らかにするアプローチとして有効であることを示す。

ダンテのナルシシズム：ジャック・ラカンの『神曲』論をめぐって

北村公人（立命館大学）

かの鏡像段階論でその名を知られるフランスの精神分析家ジャック・ラカンは、1965-1966 年に行われた『精神分析の対象』（L'objet de la psychanalyse）と題されたセミナーにおいて、ダンテ・アリギエーリの『神曲』（伊：La Divina Commedia）への注釈を通じ、主人公：ダンテが有する特殊なナルシシズムについて議論している。

ここでラカンは、『神曲』の「地獄編」と「天国編」においてナルキッソスの神話が二度言及される点に着目しながら、ダンテのナルシシズムについて議論し、ダンテの特異なナルシシズムの果てに、ラカンの精神分析理論において“通常は”満たされることはない主体のおぼろげな欲望の対象である「対象 a」が、例外的に措定され、そして満たされているという特殊な状態を指摘していた。

しかしながら、鏡像段階を起源としたイメージの世界である想像界のなかで、鏡に映る自分自身のイメージを愛するといったナルシシズムは、想像的な次元よりも象徴的な次元の導入の方こそを重要視するというラカン自身の理論的な背景の存在によって、これまでのラカンの精神分析理論の継承においては一貫して否定的に捉えられ、そのナルシシズムの議論を理論的に発展させることはなされては来なかった。

このような理論的な潮流が存在するためか、ラカンのダンテ論に関する先行研究は、物語の中でダンテが鏡を超越し、象徴的な秩序を導入することで、成熟した大人としての自分の居場所を見つけるさまを描き出していると指摘していた。

だが、本発表においてはラカンの『神曲』論を再検討することによって、（先行研究が指摘するように）鏡の構造を乗り越えて象徴的な秩序を導入するというより、象徴的な秩序なしに、鏡やナルシシズムの構造を突き詰めることで訪れる（「ダンテ」という名の）主体の特異な帰結を指摘したい。

そして、そのようなダンテの特殊なナルシシズムに着目することによって、ラカンの『神曲』論を通じて何を示唆しようとしたのか、ラカンの『神曲』を通して展開したナルシシズム論の意味と機能を、先行研究、および『精神分析の対象』を批判的に検討することを通じて明らかにし、ラカンの精神分析理論におけるナルシシズムの新たな側面を解明することを目指す。

死の害は内在的な害なのか：ベネターの消滅説を批判する

木口さくら（日本大学）

本発表では、死の害を説明する 2 つの哲学的立場として「剥奪説(deprivation account)」と「消滅説(annihilation account)」を取り上げ、それぞれ紹介したうえで、消滅説が死の害を説明する議論として不十分であることを明らかにする。今日、分析哲学において死の害の説明として極めて説得的であると考えられてきたのは、トマス・ネーゲルが擁護した剥奪説である。この立場によれば、死の害とは、生きていれば得られたはずの福利(well-being)が死によって剥奪されることにより生じる害である。また、どれだけ死の害を被ったかは、ある時点において死んだ場合と、その時点においても死ななかった場合とを比較し、死ななかった反事実的状况において得られたはずの福利から、現実死んでしまった場合における福利を差し引くことによって算出される。一方、デイヴィッド・ベネターによって擁護されている消滅説とは、「死は主に死ぬ当人が消滅することによって悪い」という考えに基づいて死の害を説明する立場である。ベネターは死の害を説明する議論として剥奪説を認める一方で、剥奪説は死の害を捉えるのに不十分であると論じる。すなわち消滅説とは、死の害とは剥奪の害と、主体の存在の消滅という比較に依らない独立した害の双方によって悪いとする立場であり、したがって、死が外在的に悪であると同時に、内在的にも悪であることを認めるものである。

本発表の目標は、こうした消滅説を批判的に検討することである。そうするにあたって特に、消滅説において死に含まれる内在的な害が、同じく死に含まれる外在的な害と比較可能か不可能であるかに注目する。なぜなら、消滅説を擁護するベネターにとっては、このうちのどちらか一方を選ぶしかないが、いずれの選択肢を取るとしても問題が生じるからである。

こうした死の害における比較可能性から生じる問題は 2 つあると考えられる。一つは、いずれの選択肢をとった場合においても、ベネター自身が消滅説に期待する役割を達成できないということである。ゆえに、消滅説は、ベネター自身の理論的目的のために役に立たないということを主張する。もう一つの問題はより深刻なものである。すなわち、死に含まれる内在的な害と外在的な害が比較可能であると考えたとしても、不可能だと考えたとしても、いずれにせよそれ自体として深刻な困難が生じる。この点は、Timmerman(2021)においても部分的に指摘されているものであるが、本発表は、こうした理論的困難をより一般的なしかたで示すことを試みる。

Benatar, D (2017). *The Human Predicament: A Candid Guide to Life's Biggest Questions*. New York: Oxford University Press.

Timmerman, T (2021). "Annihilation Isn't Bad For You".

生と概念：マクダウェル—ドレイファス論争から概念の存在論へ

村松泰知（東京大学）

生にとって概念は大きな問題となる。概念的なものは、私たちの生き方や倫理に関わる問題の根本に横たわっていると考えることができる。例えば、他者がある社会的属性などのカテゴリーによって理解し、そうした理解とその状況に関する適切な記述に基づいて、一般的な良い行動の指針から望ましい行動を導出し、それを再現するようにして振る舞うこと。こうした仕方によって、良い外見の振る舞いができるかもしれない。だが明らかに、これは倫理的ではない。そこで他者はあらかじめ用意された概念的規定に回収されている、あるいは概念的規定への対応だけがそこに生じており他者はどこにも現れていない。他者の「顔」の呼びかけはどこにも聞き取られず、抑圧・暴力が生じている。自己についても、あるべき概念的規定によって自らの身体や行為を統御することによって、自らを際限なき搾取のもとにおくことができる。

自己・他者・世界を概念的に認識し、概念の計算に基づいて導出された最適な行動の概念的規定を再現するように行為すること。こうした生き方によって自己・他者・世界は概念へと解体され、存在と生の基盤が消失する。

こうして生き方や倫理の問題の根本に関わる生と概念的なものとの関わりについてのテーマは、様々な仕方で論じられてきた。しかしそこでは、そもそも概念とは何なのか、私たちの経験に概念はどのように関わっているのかといった事柄が、必ずしも主題的に論じられ、明確化されてきたとは言いがたい。しかしそのことを明らかにすることは、生と概念との関係性の問題について問うためには不可欠である。ここに、生において概念はどのように存在しているのかということ、すなわち概念の存在論を考える必要性がある。

本発表では、こうした問題意識のもとで、概念の存在論を打ち立てるために、マクダウェル—ドレイファス論争を手掛かりとする。この論争は、まさしく人間の概念能力のあり方を問うものであり、それゆえ私たちの経験における概念の存在論的地位を理解するために役立つはずだからである。この論争は極めて複雑で混乱しているが、まずは両者の議論の核となる主張を取り出してこの議論を再構成することで、衝突の場所を見定めることを目指す。

その上で、両者が共に参照しているアフォーダンス理論を中核とした生態学的哲学の立場からの言語論を援用することで、両者の立場を調停することができることを示したい。そうして、最終的に概念の存在論的地位を明確化することを目指す。

ルッキズム概念の分析：私たちはルッキズムという言葉で何を問題にしているのか 亀岡菜穂子(東北大学)

本発表は、容姿による差別であるルッキズム概念の分析と明確化を行うものである。ルッキズムという語が生まれたとされる 1978 年から 40 年以上が経過し、近年では議論も蓄積されてきた。しかし一方で、現代日本における我々の日常生活では、ルッキズムという言葉が、欧米の学術の世界で使われる用法と異なる仕方使われている、という点も指摘されている。現在日本では多くの人々がルッキズムに興味を持ち、ルッキズムをテーマにした漫画が描かれたり、芸能人等がルッキズムについて発言し、メディアに取り上げられたりすることも増えてきた。現代日本社会において耳目を引くルッキズムとは何を指し、何を問題にしているのか。さらにこの言葉は、日本の学術の世界においても、研究者によって使い方や意味が微妙に異なり、定義があいまいなものとなっている。この定義のあいまいさによって、「ルッキズム」という語を使って同じ問題を議論していると考えている研究者や市井の人々が、実はそれぞれ異なる現象について議論しており、建設的な議論がなされていない危険性がある。

そこで本発表では、ルッキズムという語がどのような意味で使われ、ルッキズムがなぜ悪いとされているかについて、主に現代思想のルッキズム特集の論文と、Heather Widdows の論文、顔学会オンラインサロンでの発表等を用いて分類し、考察を加える。まずルッキズムという言葉が生まれた背景や、この言葉の最も基本的な定義を確認する。続いてルッキズムがどのように定義されているかについて独自のリストを作り、分析する。ここで行ったリスト化に基づき、それぞれがなぜ悪いとされているのか分析する。以上の整理を行うことで、ルッキズムについて見通しをよくし、議論の環境を整えることが目的である。

私は、欧米の学術世界における「ルッキズム」が問題としてきた事柄以外にも、ルッキズムという語で語られる必要のある(少なくとも道徳的な)問題があると考え。従来の「ルッキズム」が捉え損ねている問題が、市井で使われる「ルッキズム」に隠されているかもしれない。道徳的に悪いと言えるルッキズムとは何なのか、その特徴を記述することが最終的な目標だ。

何かとは何であるか：

ハイデガー、ローゼンツヴァイクを手掛かりに『哲学探究』§37を読み解く

白木啓吾（中央大学）

本発表は、Wittgenstein『哲学探究』の§37において見出される、問いの反復とその問いへの解答に対して、Heidegger と Rosenzweig を手掛かりにして、そこに“was ist das”という問い方への批判が意図されていることを論じる。

『哲学探究』の§37では、以下のような問いの反復が見出される。

名と名指されるものとの間の関係とは何か。——そうだね、その関係とは何であるだろうね。
(Was ist sie?)

そして、Wittgenstein はこの反復された問いに対して、以下のように答える。

この関係は、他の多くのことでもありうるなかで、名を聞くことが私たちに名指されたものの像を思い起こさせる、ということのうちに存する (bestehen in) ことがありうるし、また他のことがありうるなかで、名が名指されるものに書き記されている、あるいは、名指されるものが指し示されている間に名が発音される、ということのうちに存する (bestehen in) ことがありうる。

ここで、この問いの反復はどのような効果を有しているだろうか。もっとも簡単には、“ist”の現実性に着目して、次のような答えが可能であるだろう。すなわち、名と名指されるものとの関係が何であるのかについては、様々な哲学者が様々なことを主張してきたけれど、本当のところは、何であるだろうか、と。しかし、本発表では敢えて、ここにはもう少し込み入った意図を読み取るべきであると、主張する。その意図とは、“was ist das”という問い方そのものに向けた、批判である。

では、“was ist das”という問い方が、なぜ、そして、どのようにして、批判されなければならないのか。この問いに答えるために、本発表では Heidegger『哲学とは何か』と Rosenzweig『健康な悟性と病的な悟性』に言及する。この二人の哲学者はともに、“was ist das”という問い方そのものを問題にして、この問い方が西洋の伝統的思考に固有なものであることを論じている。「それは何であるか」という問いにおいて、答えとなる「何か」が「何であるか」についてを論じることで、この“was ist das”という問い方がすでにして、ある特定の答え方を要求していることが判明する。では、何かとは何であるか。Heidegger と Rosenzweig はともに、この問いに対して同じ答えを与えている。すなわち、何かとは「本質」である。したがって、“was ist das”という問い方は、唯一の実体を、その答えとして、要求する。

ここまでの解釈を踏まえれば、この問いの反復に続く Wittgenstein の解答が、再び、この問い方に向けた批判となっていることが、理解できる。Wittgenstein は、“was ist sie”という問いに対して、「である (ist)」ではなく、「ということのうちに存する (bestehen in)」という形で、それも、その存するところを複数挙げることで答えているのである。

以上のような流れで、本発表では、『哲学探究』の § 37 に、“was ist das”という問い方への批判が読み取れることを論じる。

経験の構造：デリダの思想における神の不可欠な働き

佐藤瑞起（慶應義塾大学）

デリダの「脱構築」という思想は、しばしば否定神学的なものとして理解されている。ここでいう否定神学とは、表現不可能なものがシステム全体を支えている、という形式の言説のことである。たとえば東は「脱構築」を中心的に扱った著作『存在論的、郵便的』において、2 種類の脱構築を提示する。一方は「ゲーデル的脱構築」、他方は「デリダ的脱構築」である。「ゲーデル的脱構築」と呼ばれているものは、哲学的テキストの否定神学的な構造を見出すためのテキスト読解の戦略として理解されている。そしてデリダが 70 年代以降に書いた奇妙なテキスト群は、「ゲーデル的脱構築」への抵抗としての「デリダ的脱構築」の表現なのだと説く。東によれば、デリダは否定神学的なモチーフから逃れようとしているのだ。

しかし同時に、東は、デリダが奇妙なテキスト群を発表した後も、否定神学的なテキストを著していることを認めてもいる（「実際私たちの考えでは、九〇年代のデリダが記した少なからぬテキストが否定神学的なモチーフで導かれている」（東:133））。われわれは、この事態を、デリダの否定神学への抵抗が不徹底であったからであるとは理解しない。むしろ、デリダの思想において、否定神学的な「神」が依然として重要であり続けたのではないだろうか。

本発表では、「反覆可能性(itérabilité)」というタームに注目することで、神の不可欠な役割を探究していく。反覆可能性は「署名出来事コンテクスト」で中心的な話題になっている。それは、記号が産出されたコンテクストを超えて機能するという可能性のことであり、「反復可能性(répétabilité)」とは区別される。「反復」の場合は記号のイデア的な意味がコンテクストを超えて再生産されることを含意しかねないが、デリダによれば、記号はその度ごとのコンテクストにおいて特異な意味を生産するのでなければならない。記号は本性上、反覆可能性を持つというのである。そして反覆可能性というタームは後期の著作、たとえば『法の力』にも継承されている。そこで、「アメリカ独立宣言』『法の力』『死を与える』などといった、神が中心的に論じられているテキスト群を、「反覆可能性」を軸に横断的に読解する中で、反覆（可能性）における神の不可欠な役割を明らかにする。また、デリダ哲学における極めて重要なターム「エクリチュール」が「反覆可能な構造」として規定されていること、そしてわれわれの経験がエクリチュールの構造を持っていることから、神がわれわれの経験において不可欠であることを論じる。

参考文献

- ・ Derrida, J. (1984). *Otobiographies*. Galilée.
- ・ —, (1990). *Limited Inc*. Galilée.
- ・ —, (1994). *Force de loi*. Galilée.
- ・ —, (1999). *Donner la mort*. Galilée.
- ・ 東浩紀.(1998).『存在論的、郵便的ジャック・デリダについて』.新潮社.

人生の意味が私たちの心次第なら、 満足していた人生を悔いることがあるのはなぜか

太田泰幹（一橋大学）

「間違っている。おまえがこれまで生きがいとし、今でもそれによって生きているもの——それは全部、おまえの目から生と死を隠す嘘であり、まやかしだ」。これはトルストイの小説『イワン・イリイチの死』の主人公イワン・イリイチが、死の淵において自らの人生を振り返り下した結論である。このように人生の一部や全部に意味があった／なかったと考える判断を〈人生の意味判断〉とよぼう。本発表の主題は、この人生の意味判断だ。

人生の意味判断の中でも、イワン・イリイチの判断のように「有意味だと思っていた人生が、実は無意味だった」と悟る事例は人生の意味の主観主義に対する反例だとされている。人生の意味が満足感などの主観的態度に存するのであれば、あるときその主観的態度ゆえに意味があると判断された人生が、後になって実は無意味だったと判明することなどありえない、というわけだ。Susan Wolf (2007) によって提起されたこの主観主義批判は〈啓示の反論 (the epiphany objection)〉とよばれている。

イワン・イリイチの判断のような啓示の事例は人生の意味の本性に関わる何かを捉えており、人生の意味の理論はこれを説明できなければならないと考える点で、私は Wolf に同意する。私が Wolf に同意できないのは、このような啓示の事例が主観主義の反例になっているという点である。私の考えでは、主観主義は客観主義以上にこの啓示の事例をうまく説明するためのリソースを有している。とくに今一度振り返る価値があると思われるのは、David Wiggins (1987a, b) による〈賢明な主観主義 (sensible subjectivism)〉だ。

Wiggins の文章は晦渋なことで知られているが、私の理解では賢明な主観主義は以下三つの主張を含んでいる。(1) 非認知主義者（主観主義者）は、何も「人生の意味は個人の内面に訳もなく湧き起こる」と考える〈素朴な非認知主義 (naive non-cognitivism)〉に立つ必要はない。(2) たしかに人生の意味判断は真理と関わるが、それは〈端的な真理 (plain truth)〉ではなく〈主張可能性 (assertibility)〉である。(3) 人生の意味という価値は主観的態度から独立なわけではなく、〈互いにあつらえられている (made for one another)〉。

本発表ではまず、Wiggins の議論から取り出せるであろうこれらの主張を、人生の意味論・真理論・価値論におけるより最近の議論と接続することで明確にする。そうすることで、主観主義と客観主義が実のところ何について対立しているのかを特定できるようになるはずだ。その上で、Wolf の客観主義は賢明な主観主義として再構成可能であると結論する。

[文献]

Wiggins, D. ([1987a] 2002). Truth, Invention and the Meaning of Life. Needs, Values, Truth: Essays in the Philosophy of Value, 3rd ed., Oxford University Press, 87-138.

- . ([1987b] 2002). A Sensible Subjectivism?. *Needs, Values, Truth: Essays in the Philosophy of Value*, 3rd ed., Oxford University Press, 185-214.
- Wolf, S. ([2007] 2014). The Meanings of Lives. *The Variety of Values: Essays on Morality, Meaning, and Love*, Oxford University Press, 89-106.

非存在論的量化と真理値空隙の存在について

北園純也（専修大学）

我々は、一般的に「命題的態度」(Propositional Attitudes)の概念を用いて、信念や主張といった語句を通常の命題的な文と区別して考える。これらの語句は、その過程において言語化するか否かによって、さらに区別して考えることも可能であるが、本質的に類似的である。また、そのような状態を宣言している文自体も類似的である。

一方、真偽については特定の言語に相対化した文の特徴とみなすのが一般的である。しかし、我々が信じたり、述べる事柄は、ある場合には真であり、別の場合には偽であると言える。そして、何らかの文に記述されている事柄は真である、または、偽であるとも言える。

すなわち、命題とは真偽が適用されるものであるとする言説において、我々の態度と文がその適用される目標であると言えるだろう。

さて、我々の態度と文が指し示すものはある種の対象であると捉えられている。つまり、それらが指し示すものが存在し、我々の態度や文は、その何らかのものとの関係に立つ。この対象とされるものもまた「命題」と呼ばれてきた。

このような議論に対して、アーサー・プライアー(Arthur Norman Prior)によれば、我々が例えば信念について語る時、それを何らかの対象についての話であるとみなすことは誤りである。

本発表では、プライアーの内包性や真理の概念について説明した後に、彼の量化の使用と理解、そして、そこから導かれる矛盾について検討し、一定の解決を試みる。

**アイデンティティを横断するフェミニズム：
J・バトラーの普遍概念と平等主義に立脚して**

濱本涼介（大阪大学大学院人文学研究科）

アイデンティティやセクシュアリティの社会構築性を主張するポスト構造主義やクィア理論が登場して以来、フェミニズムの主張は転回を余儀なくされた。この転回をもたらした代表的な理論家であるジュディス・バトラー[Judith P. Butler, 1954-]によれば、それまでのフェミニズムの基盤主義的な前提——その主張には普遍的で統一的な「継ぎ目のないカテゴリー」としての「女性」という主体を想定することが必要だとするもの(cf., Butler, 1990, p.6)——は、「表象／代表としてのフェミニズムの政治の可能性を予め閉じてしまう」(ibid., p.8)ものである。なぜなら、そのような主体は「主体となるのに必要な基準(語られない基準)を満たさない人々を排除することで構築される」(ibid.)ものであり、そのような主体を前提とすることは、その排除を可能にする権力構造を温存し強化するものであるからである。

しかし、こうした前提がもはや保持しえないことが明らかになったからといって、当時のフェミニズムが問題としていた事柄が十分に解決されたとは決して言えないような現状においては、フェミニズムを捨て去るべきではないことは今なお疑いえないだろう。それゆえ本発表ではフェミニズムを、バトラーによって意義が申し立てられたアイデンティティ・ポリティクスや基盤主義的なアプローチを避けて特徴づけることを試みる。その際の手引きとなるのは、バトラーが『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』において展開した普遍概念である。同書においてバトラーは、ヘーゲルの具体的普遍のアイデアと、シャンタル・ムフとラクラウ共著の『ヘゲモニーと社会主義の戦略』からヘゲモニー概念を援用し、相異なる複数の普遍概念の間に翻訳実践を行うことによって練り上げられる普遍概念を定式化している。フェミニズムをこうした普遍概念と照らし合わせて解釈することで、女性がさまざまな文脈で経験する差別などの具体的な事柄を離れることなく——すなわち、その特殊的な性格を失わず——、社会的・政治的な目標を共有するさまざまな立場と連帯しつつ主張を行うものとして改めて捉えることが可能になるだろう。

参考文献

Butler, J. P. (1990). *Gender Trouble: Feminism and Subversion of Identity*, New York: Routledge.

非自我論的な現象学の可能性

宮田勇生（東北大学）

フッサールは 1913 年に公刊された『イデーン 1』において、体験を統一する原理としての純粹自我を導入した。フッサールによれば、諸々の体験は刻一刻と流れ去る意識流として特徴づけられるが、そのすべてが「私は（私が）考える」という形式を備えており、それを保証するのが純粹自我であるとされる。すなわち、純粹自我とは生成消滅する諸体験の外部にある、超越的なものと考えられている。しかしながら、このような自我を認識論的な枠組みで捉えようとするとき、よく知られた問題が生じる。つまり、反省のような手段によって自我を捉えようとするとき、その反省も「私が反省する」という形式を有しているのだから、自我はすでにその条件として要請されている。実際フッサールは、『イデーン 2』において自我を反省によって捉える可能性に言及するが、そこで反省する自我と反省される自我の同一性の問題に明確な答えが与えられているとは言い難い。

こうした自我をめぐるアポリアに直面したとき、『論理学研究』に代表される初期のフッサールが、一切の超越的な自我を認めなかったという事実に立ち返ることは有益だろう。『論研』のフッサールによれば、現象学とは体験を純粹に記述する学問であり、その外部の存在についての問いには関与しない。それゆえ、体験を外部から統一する原理としての自我についての問いも、現象学からは除外される。しかし、このような自我を否認することで、意識流としての諸体験の内在的な結合形式という問題が浮上する。ここで注目すべきは、諸体験の統一が意識流として、時間的な構造を備えていることである。フッサールは『内的時間意識の現象学』に収められた論考のなかで、意識流の自己構成という論点を取り上げる。そこでフッサールは、「二重の把持」や「原意識」といった独自の術語を用いて、対象を構成するのと類比的な仕方で、意識流がそれ自体を構成するという議論を展開する。ここでは明らかに、意識流が再帰的な自己意識を伴っており、それが諸体験を統一体として構成する役割を担うことが示唆されている。

D. ザハヴィは意識流の自己意識的な構造に着目することで、それが体験の一人称的性格、すなわち「私は（私が）考える」という性格を特徴づけるものであると主張する。ザハヴィはこうした自己意識を「自己顕現」と言い換え、それが自身の体験と他者の体験を区別する基準になると論じる。つまり、意識流を統一する機能を持つ自己顕現は、特定の体験だけを一つの意識流へと統合し、それらを「(他者の体験ではなく) 私の体験である」と性格づける。つまり、意識には自我のような超越的な原理に頼ることなく、その一人称的性格を確保する可能性がある。こうしたザハヴィの議論を、主に初期フッサールの議論に関係づけながら、フッサール哲学の非自我論的な側面を探るのが本論の主題である。

初期ナンシーにおける「触覚」の萌芽：デリダの『触覚』を手掛かりにして 砂川優斗（立命館大学）

ジャック・デリダは大著『触覚、ジャン＝リュック・ナンシーに触れる』（2000）においてナンシーの用いる「触れる＝触覚 *toucher*」の特異性について考察している。この著作はナンシーを含めた触覚の哲学を読解していくという意図がありつつも、デリダ自身の思想が多分に読み取れるテキストとなっている。しかし、「触れる」は「共同体」「身体」「意味」などといったナンシーの重要概念を繋ぐ語であるにもかかわらず、特に「触れる」について語り始めた初期のナンシーとそれを解釈する『触覚』のデリダに着目した研究はほとんどされていない。

デリダは『触覚』第2章「間化 *espacement*」において、ナンシーの初期の著作『エゴ・スム』（1979）に所収されている論文「或ルーツノ何カ」を解釈している。その表題にもあるように、デリダはナンシーの「間化」という語に注目し、この語を「他者」や「異他・触発」といった語と結び付ける。そして、「他者のように自らに触れる」（TJLN, p. 47）などと述べ、間化とほぼ同じ行為として用いられている「触れる」にも「他者」や宛先としての「君 *toi*」という語を結び付けていく。このように、デリダはナンシーの触覚に「他性」を見いだすことによってその特異性を示している。

しかし、上述の論文でナンシーは「他者」や「君」という語をほとんど用いてはおらず、むしろ「主体」や「私」について多くのことを語っており、「自らに触れる」という行為もあくまで「我有り」と自らを語る言表行為のことを指し示している。そして「それは自らを言表することによって自らを支えない。というのも、その瞬間に言表において、それは消え去ってしまうからである。」（ES, pp. 160-161）とあるように、ナンシーにおける言表行為はエゴの開始と解体の運動を示している。従って、デリダはほとんど注目しなかったが、初期のナンシーにおいて「自らに触れる」という行為も、「我は」と口を開き、自らについて語り（触れ）、自らを開始するのと同時に、把捉できない自らが解体してしまう行為であると考えられる。以上のように、本発表ではナンシーの初期の著作を読解することによって、デリダが見落とした「触覚」を見だし、それが如何なるものなのかを考察する。

ES: Nancy, J.-L. (1979). *Ego sum*. Flammarion.

TJLN: Derrida, J. (2000). *Le toucher*, Jean-Luc Nancy. Galilée.

「人生の意味」概念の検討

松岡明香里(京都大学)

本発表の目的は、人生の意味という概念が成立した背景に立ち返ることで、人生の意味の現在の用法を整理することである。ここでは「人生の意味とは何か」という問いに対し何らかの答えを提示するのではなく、あくまで人生の意味の語りや議論そのものについて検討する。

まず人生の意味という言葉の歴史を概観する。人生の意味という言葉が出てきた当時、「人生の意味があるか」問うことは『『他でもない自分の人生』が『何において』意味があるか』という、自己性と関連性が重要な問題となる問いだったという解釈の可能性について論じる。次に、今日私たちが人生の意味について何を語るのかを、行為の意味の検討を手がかりに、語用論的な観点から検討する。行為の意味は人生内の物事との関連性においてその有無が語られるのに対し、人生の意味には、関連性での語りに加えて、関連を想定せず行為をなすことのみを純粋な目的とする語りがあることを示す。最後に、人生の意味が、成立当時の自己性と関連性の語りとは異なる仕方で用いられている場合があることを指摘し、なぜこうした変化が起こったのかについて短い考察を加える。

本発表で示すのは、(1)約 200 年前の人生の意味の成立に遡ると、当時「人生の意味」という言葉は、自己性と、関連性を探し求める営みだったと解釈できること、(2)現在用いられる人生の意味は、個人が関わる関連性が想定されるかと、その関連性が本人の設定と一致するかで分類できること、(3)成立当初の意味と比較すると、人生の意味という言葉が本来のまま使われるのはごく限られた場合であること、の主に 3 点である。

書誌情報

Carlyle T. (2008). Sartor Resartus. Oxford University Press.(トーマス・カーライル.(1962).『衣服の哲学－カーライル選集・1－』. 宇山直亮. 日本文教社.)

Cassedy S. (2022). What Do We Mean when We Talk about Meaning?. Oxford University Press.

Schlegel F. (2016). Lucinde. Hofenberg.(フリードリヒ・シュレーゲル (1990).『シュレーゲル兄弟 ドイツ・ロマン派全集第 12 巻』. 平野嘉彦訳. 国書刊行会.)

Seachris J. (2011). The Meaning of Life: Contemporary Analytic Perspectives. アクセス日: 2023 年 10 月. <https://iep.utm.edu/mean-ana/>.

Stephen L and James T. (2018). The Original Meaning of Life. Philosophy Now, Issue 126. アクセス日: 2024 年 4 月 23 日. https://philosophynow.org/issues/126/The_Original_Meaning_of_Life.

浦田悠. 2006. 人生の意味についての理論的概観. 『教育方法の探究 [京都大学大学院教育学研究科・教育方法学講座] 9』, 41-48.

浦田悠. (2013). 『人生の意味の心理学実存的な問いを生む心』. 京都大学学術出版会.

岩崎武雄. (2022). 『西洋哲学史(再訂版)』. 有斐閣.

三島憲一ほか. (1998). 『岩波哲学・思想事典|ロマン主義』. p.1748 岩波書店.

松村明ほか. (2001). Japan Knowledge デジタル大辞泉|意味. 小学館.

森岡正博、蔵田伸雄. (2023). 『人生の意味の哲学入門』. 春秋社.

-村山達也. 第一章人生の意味はどう問えばよいのかー人生の意味を考えることについて考える.

-森岡正博. 第二章人生の意味の哲学はどのような議論をしているのか.

村山達也. (2021). 「人生の意味」の短い歴史一人を生きるときに頭をもたげる問い. 『中央公論』. 中央公論新社, 42-49.

木村靖二ほか. (2018). 『詳説世界史改訂版』. 山川出版社.

論理学に関する反例外主義（AEL）の包括的検討

飯田峻斗（千葉大学）

近年、論理学に関する反例外主義（Anti-exceptionalism about logic：通称 AEL）という哲学的議論が一つの問題になっている。哲学における多くの教説は、伝統的に論理学に関して例外的な地位を認めている。つまり、論理学はア・プリオリなものであり、論理学以外の諸科学とは本質的に異なった在り方をした特別なものであるというのである。しかし、AEL はこうした前提を認めない。つまり、論理学はなんら特別なものではなく、科学と様々な側面で連続的であるというのである。

Hjortland（2017）によれば、現代の AEL に関する議論に決定的な影響を与えたのはクワインである。クワインは、その代表的な論文「経験主義の二つのドグマ」（Quine, 1951）において、認識論的全体論を説き言明の間に分析的/総合的あるいはア・プリオリ/ア・ポステリオリという「質的な差」を見出すことを批判した。そして、形式科学と経験科学との垣根を取り払うことで、科学と哲学の間の連続性を主張する「自然主義」を標榜したのである。

このように、AEL はその認識論的卓越性（epistemological prominence）によってこれまで盛んに議論されてきた。しかし、Ferrari et al.（2023）が指摘するように、AEL の有用性は決して認識論の領域に限定されるものではなく、形而上学的・方法論的にも様々な展開可能な立場である。もしこのように論理学の自然化が広範な意味で受け入れられるものであるならば、我々の「あらゆる知的営み」にとってこの事実が大きな衝撃となることは間違いないだろう。

本発表では AEL に代表される「論理学の自然化」のプロジェクトが認識論的/形而上学的にいかなる意味を持つのか、その有用性と限界を明らかにする。そのために、Hjortland や Ferrari らの論文を用いて、AEL に対する包括的な分析と妥当性の検討を行う。

[要旨に関する文献]

- Ferarri et al. (2023). Anti-exceptionalism about logic: an overview. SYNTHESE. 201/2. 1-9.
- Hjortland, O. T. (2017). Anti-exceptionalism about Logic. Philosophical Studies. 174. 631–658.
- Quine, W. V. (1951). Two Dogmas of Empiricism. The Philosophical Review. 60/1. 20-43.

たぶん哲学者は、議論をやめて投票をするべきだ

松田新（東京大学）

およそどんな哲学的問題についても、哲学者がコンセンサスに至ることはない。なんと、大昔から議論されてきたごく基本的な問題（我々はどう生きるべきか、知識の本性とは何か、我々は自由意志を持ちうるか…）についてすら、哲学者が一つの答えに収束することはない。このことは、科学において科学者が多くの問題についてコンセンサスを達成してきたことと対照的である[1]。

哲学における不同意があまりに根深いことをうけて、一部の哲学者は哲学についての懐疑論を提唱している。例えば、哲学における不同意の根深さは、哲学方法論が信頼性を欠くことを示しているとか、哲学者同士の対等者不同意は、哲学的信念の維持を不合理にするとかいった主張がみられる[2]。

本発表で私は、哲学における不同意に対する、全く新しいアプローチを提案する。すなわち、哲学における不同意を乗り越えて正しい答えを出すための、不愉快だが強力な戦略として、投票を提案する。

まず発表の前半においては、コンドルセの陪審定理を応用する研究などに依拠しながら[3]、なぜ哲学における不同意に対処するうえで投票が強力な戦略になるのかを説明する。大まかに言えば、コンドルセの陪審定理によれば、(i) 哲学の問いに答えが存在し、(ii) 哲学者がランダムよりも高い確率で正しい答えを選ぶことができ、(iii) 哲学者が他の哲学者とは確率的に独立に自らの立場を決定するという3つの条件が満たされれば、(相対) 多数決によってかなり高い確率で正しい答えを特定することができる。

しかし哲学者の多くは、投票という提案を不愉快に思うだろう。そこで、発表の後半においては、3つの条件の少なくとも1つが満たされないと主張することで、この提案を退ける道を探る。しかし、どの条件を否定することも、別の形で不愉快な帰結に至ることを主張する。最終的に私は、哲学者が投票という提案を受け入れるにしても退けるにしても、何かしら不愉快な帰結に直面せざるを得ず、哲学の営みは大きな修正を迫られると結論づける。

[1] Chalmers, D. (2015). Why Isn't There More Progress in Philosophy?. *Philosophy*, 90(1), 3-31.

[2] Beebe, H. (2018). Philosophical Scepticism and the Aims of Philosophy. *Proceedings of the Aristotelian Society*, 118(1), 1-24.

[3] List, C. & Goodin, R. (2001). Epistemic Democracy: Generalizing the Condorcet Jury Theorem. *Journal of Political Philosophy*, 9(3), 277-306.

哲学とデザインが、それぞれに貢献できること

瀬尾浩二郎（ニューQ）

本発表では、一般的に別の営みとして捉えられる哲学とデザインの類似点と相違点を明らかにしながら、それぞれが互いに貢献できることを探っていく。類似点からは協同の可能性を、相違点からはお互いが補完できることを考察する。

哲学とデザインの何が似ているかという、あらゆるものを対象にすることができ、ツールのように機能するところである。また、どちらも抽象的なものを扱うことができ、人々の「認知」を形づくことに貢献しようとする。違うところ — 沢山あるが、注目すべき違い — を挙げるとしたら、哲学は概念を明確化し、それがどうあるべきかを論じるのに対し、デザインは概念に形を与え、それをどのように経験させるか（ときに人々の行動を変えていくか）、ものや仕組みを作りながら考えていくところである。

以上を前提として、まずは概念工学を切り口にお互いが貢献できることの説明を試みる。というのは、概念工学は言葉による概念のデザインと捉えることができるからだ。また、既存の概念を分析し（観察し）、概念の改良を検討する（プロトタイプする）、そして新しい概念の定義を評価する（テストする）といった概念工学の手順はデザインのプロセスと一致する。そこで概念工学を介して哲学とデザインが、お互いに貢献できることについて、事例を挙げながら示していく。

ここで期待できるのは、デザインにおいては、見た目や形、体験以外に、ものごとの意味や価値そのものといった、より抽象的なものをうまく扱うことができるようになることである。また、哲学においては、実際に見たり触れたりできる具体的なものを媒介に、論証や問いかけをしていくことができるようになること、そしてデザインを媒介に工学された概念を社会に実装していく手段を得られることが考えられるだろう。

最後に、哲学におけるモデル構築の手段の一つとして、デザインにおけるモデル化を捉えることができないか検討を行う。それはつまり、デザインにおける哲学でも、哲学におけるデザインでもない第三の道として、お互いが協同することで生まれる、それぞれの領域を超えた新しい哲学の仕方やデザインの方法を探るものである。

参考文献

- アルトゥーロ・エスコバル. (2024). 『多元世界に向けたデザインラディカルな相互依存性、自治と自律、そして複数の世界をつくること』. 増井エドワード・緒方胤浩・奥田宥聡・小野里琢久・ハフマン恵真・林佑樹・宮本瑞基訳. ビー・エヌ・エヌ
- Burgess, A. and Cappelen, H. Plunkett, D. (Eds.) (2020). Conceptual engineering and conceptual ethics. Oxford University Press.
- ティモシー・ウィリアムソン. (2023). 『哲学がわかる 哲学の方法』. 廣瀬覚訳. 岩波書店

「現象学の自然化」とは何か？

水本健琉(九州大学)

現象学の基本姿勢といえるものの中に、「事象そのもの」に向かうための判断停止という手法がある。特にフッサールにおいてこれは、諸科学の理論を前提として物事を見る「自然的態度」に向けて行われていた。そしてそのために、彼の後年の記述に至るまで、その批判や危惧が自然的態度の一つとして、意識を排した客観的对象を素朴に前提し、意識を他の客観的对象と同列に扱う、「自然科学的なものの見方」に向けられている様子を確認できる。つまりここに、現象学的方法の出发点として、フッサールの「反自然主義的」な立場があったことが認められるだろう。

ところで、字面としても明らかなように、この基本姿勢は現在の哲学で一定の勢力を占める「自然主義」の立場とかなり相性が悪い。「自然主義」を明確に定義することは難しいが、おおよそ、自然を超えたものやそのような仕方での説明を認めない立場といえる。そして、「自然主義」という用語が一意に定まらないとしても、往々にしてその帰結となる科学主義や物理主義などいずれの立場を見るに、現象学の中で「自然的態度」とされるものに向かう要求へ答えているようには見えないのである。こういった事情から、現象学と自然主義の接近を考えることはもはや無謀とさえ思われ、仮にこれを現象学の多様な解釈の一つとするにはその正当性が審議されねばならない。

にもかかわらず、「現象学の自然化」を唱える現象学者が現れてきている。この分野での代表的論者であるショーン・ギャラガーとダン・ザハヴィを見るに、彼らは自らを現象学者と認識しながら、同時に「自然化」、つまり、現象学を「自然主義の立場に適合させる」主張を掲げている。例えば、フッサール研究で有名なザハヴィは、現象学への深い理解を持ち合わせる一方で、「現象学の究極的な関心が超越論的哲学的なものであり、したがって超越論的哲学は経験科学と離れていると主張するにもかかわらず、現象学が最適に利用可能な科学的知識によって知られるべきであると要求することに、矛盾を感じていない」(Zahavi, 2010)と述べる。この不可解な見解は一体何を意図し、何に導かれてなされているのか。「現象学の自然化」の内実を見ることで、今一度現象学が自然主義とどう相対すべきなのか再考する手立てを得られるのではないだろうか。

本発表では、ギャラガーとザハヴィの主張する「現象学の自然化」の内実を描写することを目的とする。彼らの主張は現象学と科学の関係を再定義しようとするものであるが、同時に、現象学独自の性格を何らかの仕方では保とうとするものであり、少なくとも、字義通り「現象学の自然化」と受け取れるようなものではないことが確認されるだろう。

Zahavi, D. (2010)“Naturalized Phenomenology”, Handbook of Phenomenology and Cognitive Science, Gallagher, S. & Schmicking, D. (eds.), Springer, pp. 2-19.

ドゥルーズ『ベルクソニズム』における再認論の様相： 再認の二つの過程に着目して

山本昇弥（大阪大学）

本発表の目的は、ジル・ドゥルーズ（1925-1995）が初期に著したモノグラフィー群のひとつである『ベルクソニズム』（1966）において、ベルクソンの「再認 *la reconnaissance*」概念がどのように読解されているかということ明らかにすることにある。ドゥルーズの思想がベルクソンの哲学に多くを負っていることは、よく知られている。とりわけドゥルーズの思想における「持続 *la durée*」概念は、ベルクソン読解に端を発する概念であり、『差異と反復』（1968）をはじめとする多くの著作において議論の中心的な役割を担っている。先行研究において『ベルクソニズム』は、この「持続」概念を中心に議論されることが多い。しかしながら、ドゥルーズがベルクソンの「再認」についての議論を展開していることはあまり着目されておらず、その内実は十分に検討されてこなかった。

ところが『ベルクソニズム』における「再認」概念は、過去という「潜在性 *le virtuel*」を「現働化 *actualiser*」する過程に関わるものであり、その後のドゥルーズの思想に大きく関連する概念であると考えられる。実際、ベルクソンの「再認」に関する議論は『差異と反復』における「差違化＝微分化 *différentiation*」と「異化＝分化 *différenciation*」の議論や『シネマ 2 * 時間イメージ』（1985）における「結晶イメージ *image-cristal*」の議論に関連付けられており、『ベルクソニズム』以降のドゥルーズの思想全体に大きな影響をもたらしている。

そのため、本発表はドゥルーズがベルクソンの諸概念を包括的に扱った著作である『ベルクソニズム』における「再認」概念の内実を明らかにすることを試みる。具体的には以下の論点を主軸に議論を進める。まず、ドゥルーズがベルクソンの「再認」概念および記憶論をどのように受容したかということ概観する。そして、ドゥルーズがベルクソンの「再認」の議論のなかに「存在論的で内包的（強度的）な収縮 *la contraction ontologique, intensive*」と「心理的で並進運動的な収縮 *la contraction psychologique, translativ*」という二つの過程を導入していることに着目し、これら二つの収縮の内実を検討する。そのうえで、「持続」概念と「再認」概念を関係づけることによって、『ベルクソニズム』における「潜在性」と「現働性」の関係を検討し、「再認」概念の内実を明らかにする。

以上のことを通じて本発表は、これまで「持続」概念に主な焦点を当てられてきた『ベルクソニズム』に対し、「再認」概念を主軸とする読解を試みる。これにより、今まで着目されてこなかった『ベルクソニズム』の別の側面を明らかにしたい。

参考文献

Deleuze, G (1966). *Le bergsonism*. Presses Universitaires de France. 檜垣立哉、小林卓也訳『ベルクソニズム』、法政大学出版局、2017 年。

Deleuze, G (1968). Différence et répétition. Presses Universitaires de France. 財津理訳『差異と反復（上・下）』、河出文庫、2007 年。

Deleuze, G (1985). Cinéma 2: L'image-temps. Minuit. 宇野邦一、石原陽一郎、江澤健一郎、大原理志、奥村民夫訳『シネマ 2 * 時間イメージ』、法政大学出版局、2006 年。

**人生の意味についての言説の多様性と発話の文脈：
Baz の認識論における議論を手引きとして**

八木聡（東北大学）

今世紀に入り人生の意味というトピックが分析哲学でも中心的に論じられるようになってきたが、その潮流の中心を成してきたのが Metz である。Metz を中心とした人生の意味についての標準アプローチを簡単に要約するならば、「〇〇の人生には意味があるか？」という問いに対する私たちの直観をデータとして、人生の意味がどのようなものであるかを研究する、というものである [1]。

多くの研究者が標準アプローチに従って研究を進めているが [2, 3]、近年ではこのアプローチそのものに対する批判も出てきている [4]。本発表では標準アプローチの前提のひとつを批判し、新たなアプローチを提案することを目指す。具体的に本発表が問題とする標準アプローチの前提は「『〇〇の人生に意味があるか？』という問いがそれが用いられる文脈を抜きにして、それ自体で明確な意味を持つ」という前提である。

本発表では Baz による認識論における議論 [5] を援用しつつ、この前提が疑わしいものであるということを示す。人生の意味をめぐる言説には多様なものがあり、「〇〇の人生に意味がある/ない」といった問いや言説は、それが用いられる文脈によって多様な意味を持ちうる。しかし、標準アプローチの人生の意味についての議論は極めて限定された文脈における言説を対象としており、それによって私たちが日常的に人生の意味について語る際に語ることとのズレが生じてしまう。

このように文脈の重要性について論じた上で、本発表では文脈を考慮した人生の意味についての二つのアプローチを提起する。一つは文脈主義的アプローチであり、もう一つは Baz によるよりラディカルなアプローチである。これらの優劣について論じることにはできないが、いずれのアプローチもこれまでの人生の意味論では十分に研究されていない新たな視座をもたらすと考えられる。

[1] Metz, T. (2013). *Meaning in Life: An Analytic Study*. New York, NY: Oxford University Press.

[2] Metz, T. (2019). Recent Work on the Meaning of 'Life's Meaning': Should We Change the Philosophical Discourse? *Human Affairs* 29 (4):404-414.

[3] 伊集院利明（2021）『生の有意味性の哲学：第三の価値を追求する』、晃洋書房。

[4] 久木田水生（2023）「生の意味について語るときに私たちが語ること」『人生の意味の哲学入門』、春秋社。

[5] Baz, A. (2017). *The Crisis of Method in Contemporary Analytic Philosophy*. Oxford University Press.

原初状態をモデル化する：Chung のモデルへの異論

柴田龍人(東京大学)

本報告は、Chung(2023)が提示したロールズの原初状態(1971[1999]=2010)のモデルの批判的検討と改良を行う。Chung(2023)は、原初状態の当事者の意思決定を次のようにモデル化する。原初状態の当事者たちには、無知のヴェールの除去後に、より不利な立場にある集団(LAG)とより有利な立場にある集団(MAG)のどちらかに属する可能性がある。原初状態の当事者は、ロールズ主義の社会と功利主義の社会でそれぞれの集団が享受する効用を比較する。その効用は、それぞれの社会でそれぞれの集団が享受する収入と余暇の量から、算出される。そして、Chung(2023)は次のように結論付ける。MAG と LAG の間の生産性の格差が 3 倍以上の場合、両集団が功利主義の社会でより多くの効用を享受する。それゆえ、原初状態で選択されるのは多くの場合、ロールズ主義ではなく功利主義の社会である。

このモデルには以下の三つの問題がある。第一の問題点は、LAG の余暇と労働時間の算出に関わる。LAG は、MAG からの再分配を受け取って、最適な労働時間を決める。再分配の金額が多ければ多いほど労働時間は短くなる。だがモデルは、MAG からの再分配の金額が、LAG の労働時間をゼロにさせてしまうほど多い場合を検討していない。第二の問題点は、税率の効率性に関わる。高すぎる税率は、MAG の労働意欲を阻害させて総収入額を減少させる。しかし、モデルのロールズ主義社会は、高すぎる非効率な税率を課す。第三の問題点は、両集団間の人数の比率にある。両集団の人数比はそれぞれの社会の税率の算出にかかわる。しかし、モデルは両集団の人数比を捨象して税率を算出している。

以上の点を改良したモデルを本報告は提示し、次のように結論付ける。すなわち、一部の例外的な状況を除いて LAG の効用は功利主義社会よりもロールズ主義の社会の方が大きくなる。例外的な状況とは、MAG と LAG の間の生産性の格差がかなり少なく、LAG に比して MAG の人数が少ない場合である。だが、原初状態の当事者の社会がこのような状況である事例はごく僅かである。LAG の境遇が功利主義社会においてよりよくなる場合は、Chung(2023)の当初の目論見ほど多くない。

Chung, H. (2023). When utilitarianism dominates justice as fairness: an economic defence of utilitarianism from the original position. *Economics and Philosophy*, 39(2), 308–333.

Rawls, J (1971[1999]) *A Theory of Justice Revised Edition*, Oxford UP = (2010) 『正義論』紀伊国屋書店

「こういう風になってくらしたい」とはどういうことか： ちいかわとプラトンの理想国

平石千智（学習院大学）

本発表では、『ちいかわなんか小さくてかわいいやつ』（以下、『ちいかわ』）という作品の最初期に登場する「こういう風になってくらしたい」という言葉に着目し、この言葉が作品内において持つ意味をプラトン『ポリテΙΑ』から探るものである。『ちいかわ』とは2020年よりX（旧Twitter）において連載されている漫画作品である。作中キャラクターのかわいさと独特な世界観が人気を博し、連載が行われている公式Xのフォロワー数は、2024年4月19日17時53分現在3182705人となっており、2022年4月から現在に至るまでテレビアニメも放映されている。

本作品におけるキャッチフレーズともいえる「こういう風になってくらしたい」という願望は、『ちいかわ』の連載の最初期において、ちいかわというキャラクターの行動によって表現され、ここでは欲望や感情に従って生きるちいかわの姿が描かれる。本発表ではまず、このちいかわの行動をプラトン『ポリテΙΑ』から分析し、「こういう風になってくらしたい」という願望が、『ポリテΙΑ』において言及される欲望的人間の生き方と合致することを示す。

次に、『ちいかわ』における物語描写の変容に着目する。『ちいかわ』という作品は、当初は「こういう風になってくらしたい」という願望を実現するちいかわという存在のみが描かれる1話完結形式のストーリーであったが、連載が続くにつれてちいかわの友人のハチワレとうさぎというキャラクターが登場するようになる。さらに物語が進むと、ちいかわたちがある社会の中で労働に従事し報酬を得ながら生活していることが徐々に明らかとなっていく、その描写に伴いさらに登場キャラクターは増えていく。本発表では、単独のちいかわというキャラクターが欲望に従って生きているという当初の描写から、ちいかわが主人公となって社会の一員として生活する様が描かれるようになるという描写の変容に着目する。その上で、本発表では、この描写の転換を、欲望的人間として振舞いたいという単なる願望から、欲望的人間のまま社会の中で幸せに暮らしたいという願望への変化を示したものであることをプラトン『ポリテΙΑ』を用いながら明らかにし、プラトン『ポリテΙΑ』における理想国は、その願望を叶え得るものであることを示す。これによって、『ちいかわ』における世界観が、プラトンが『ポリテΙΑ』において理想国を建設する際に目指したものと近いのではないかということを明らかにすることを目指す。

構造的合理性と実質的合理性は、一方が他方へ還元可能なものなのか

高山馨（東北大学）

本発表の目的は、構造的合理性と実質的合理性という二つの合理性概念について、両者の関係は一方が他方へ還元可能なものではない、とする「還元性テーゼ」を検討することである。

近年の合理性の議論において、「構造的合理性 (structural rationality)」と「実質的合理性 (substantive rationality)」を区別することは広く認められている。「構造的合理性」とは、私たちの心的状態（信念や意図など）の組み合わせが適切に整合しているという性質を指す。例えば、自分はスーパーマンであると信じており、スーパーマンは空を飛べると信じているが、なおかつ自分は空を飛べないと信じる、といった明らかに整合性のない心的状態をもつことは、上述の性質を欠いた構造的非合理性の典型例だと考えられる。一方で、「実質的合理性」は、おおよそ規範理由へ適切に応答しているかという観点から理解される。上述の例に対して、自分はスーパーマンであると信じていること（それ自体が）非合理だと言う場合、そこでは心的状態の不整合ではなく、その人が自分をスーパーマンだと信じることに反対する規範理由（地球で生まれている、クラーク・ケントではない、などの利用可能な証拠によって与えられる理由）の存在が念頭に置かれているように思われる。

しかしながら、構造的合理性と実質的合理性の両者がどのような関係にあるのかは、明らかとは言い難い。例えば、(Kiesewetter 2017) や (Lord 2018) は、理由の観点から構造的合理性を実質的合理性へと還元可能だと主張するが、(Smith 1994) は、逆方向への還元、すなわち実質的合理性を構造的合理性へと還元する議論を行う。

本発表では、「構造的合理性と実質的合理性は区別されるものであり、両者は「真正な種類の合理性」で、互いに還元することはできない」とする (Worsnip 2021) の議論を中心に、二つの合理性の区別についての議論状況を紹介し、その還元性テーゼの是非を明らかにする。

参考文献（一部）

Kiesewetter, B. (2017). *The Normativity of Rationality*. Oxford: Oxford University Press.

Lord, E. (2018). *The Importance of Being Rational*. Oxford: Oxford University Press.

Smith, M. (1994). *The Moral Problem*. Oxford: Blackwell.

Worsnip, A. (2021). *Fitting Things Together: Coherence and the Demands of Structural Rationality*. New York: Oxford University Press.

心と世界の境界線を訪ねて：
〈拡張された心〉仮説を〈足場に支えられた心〉仮説から擁護する
神崎祥輝（一橋大学）

心はどこで終わり、どこから心なしの世界が始まるのだろうか。このいわば〈心と世界の境界問題〉に本発表では取り組む。最終到達点は、心と世界を正しく線引き、心の在処を発見することだ。そのために、K. Sterelny の〈足場に支えられた心〉仮説（“Scaffolded Mind” Thesis）と、A. Clark の〈拡張された心〉仮説（“Extended Mind” Thesis）の二つを取り上げて比較検討する。

まずは、各主張の骨子を概観する。Sterelny によれば、心は外的環境を〈足場〉としているものの、心自体は個体内部に繋留される。たとえば、紙とペンを用いて筆算すれば、頭の中で暗算するよりも素早く答えを出せる。これは、計算過程を脳内記憶に留める負担を、紙とペンから成る外的環境に肩代わりさせているお陰である。他方で Clark によれば、心にとって外的環境は単なる〈足場〉ではなく、〈拡張〉された心自体である。この見方によれば、紙とペンは心を支えるための単なる道具ではなく、心自体の一部だ。以上のように、Sterelny も Clark も心に対する環境の重要性を認めているものの、心と環境の境界区分については対立している。

Sterelny によれば、〈拡張された心〉は〈足場に支えられた心〉の特殊な一例にすぎず、〈足場に支えられた心〉仮説に立脚することで、心と環境の関係についての統一理論を作ることができる。しかし、本発表では以上のような Sterelny の見解に反し、〈拡張された心〉仮説は〈足場に支えられた心〉仮説の特殊例としては回収し尽くされないことを示す。その上で、〈拡張された心〉仮説は、例外的状況を説明するためのアドホックな理論ではなく、環境適応的な心の本性を捉えた、認知科学の真の統一理論たることを結論づける。心と世界の境界を正しく引き直すことは、心と世界それぞれの観察と理解を容易にするのみならず、今後より〈心豊かな〉世界をデザインすることなどにも寄与するだろう。

〈参考文献〉

- (1) Clark, A., & Chalmers, D. (1998). The Extended Mind. *Analysis*, 58(1), 7–19.
- (2) Sterelny, K. (2010). Minds: extended or scaffolded?. *Phenom Cogn Sci* 9, 465–481.

死すべき者の生の空しさとニヒリズム

笹滉介(東京大学)

この発表では人生の意味に関するニヒリズムを扱う。人生の意味に関するニヒリズムとは、人生には意味がないという見解である。この見解は、個々の人生が偶然的な仕方では無意味でありうるということではなく、あらゆる人の人生が必然的に無意味であるということを主張するものである。

昨今、国内外を問わず、分析系の倫理学において人生の意味に関する研究が盛んであるが、そこで議論されているのはもっぱら「人生における意味」(meaning in life)であり、これはこの発表で扱う「人生の意味」(meaning of life)とは一応区別されている。一般に、後者の問題は「そもそも人生に意味はあるのか」という問いを扱い、これに対して前者の問題は、「(人生に意味を与えるものが何かしらあるとして)それは実質的に何なのか」という問いを扱うものである。この区別を踏まえてこの発表が扱う問いを定式化すれば、「人生の意味(meaning of life)は存在するのか」となる。

人生の意味(meaning of life)に関するニヒリズムにはさまざまな種類の議論が存在する。よく知られているのは、宇宙の広大さ、およびその反射としてのわれわれのちっぽけさに訴えるタイプのニヒリズムだろう。この発表で取り上げるニヒリズムとは、これと似て非なるものである。すなわち、それは「何をしても結局われわれはいずれ死に、われわれのなしたすべては無に帰すのだから、何をしても無駄であり、よってわれわれの人生は虚しく、人生に意味はない」というニヒリズムである。

このようなタイプのニヒリズムについては、日本の哲学者である中島義道がさまざまな著作において扱っている。例えば、中島(2005)では「どんな社会が実現されようと、どんな教育が施されようと、各人がどんな積極的な生きる目的をもとうと、いずれすべての人は死んでしまい、いずれ宇宙から人類の成果はことごとく消滅してしまう。このことを誤魔化さずに直視すれば、人生が虚しいことは疑いえない」(p. 13)と述べられている。このように、この種のニヒリズムは人生の空しさに着目するが、この空しさは、われわれの存在がいずれわれわれの死によって消滅し、またわれわれのなしたことも時間の経過によって跡形もなく滅びてしまうという事実によってもたらされるものとして理解することができる。

この発表では、ここまで述べてきたような人生の空しさに基づくニヒリズムがどのような議論によって成立しているのか、または成立していないのかを、アーギュメントを再構成するという仕方で吟味することを試みる。

【引用文献】

中島義道. (2005). 『生きることも死ぬこともイヤな人のための本』. 日本経済新聞社.

文化財保存修復における世代間倫理の諸問題（予察）

大川柚佳（東京文化財研究所）

本発表の目的は、「なぜ将来世代へ文化財を保存する責任があるか」という問いの準備として、文化財保存修復学における世代間倫理の課題を整理することである。保存修復は一般に「作品をもとの状態へと甦らせる」という印象を与えるが、実際にはオリジナルと経年劣化箇所とを完全に判別することは不可能である場合が多い。また、作業者の意志決定や各時代の選好が反映される非中立的な作業でもある。それゆえ、将来へ何を受け渡すか／受け渡さないかは現在世代の判断にかかっている。このことから、保存修復学は本質的に世代間倫理の範疇にある。本研究は、文化財保存修復の実践と理念を世代間倫理の観点から概観することを通じて、哲学・倫理学分野の研究者へと議論を開くことをねらいとする。

文化的多様性の認識の拡大や使用素材の多様化にともない、これまで自明とされてきた文化財保護に対する現在世代の責任は、いま主要な課題とみなされつつある。近代欧米における将来世代への配慮論とみなせる記述はジョン・ラスキン (1819-1900) に遡る。ラスキンはラディカルな修復否定論を展開したが、これは、過去の遺産に手を付けずそのまま将来へ伝えるべきだとする態度によるものであった。その後の保存修復学ではより穏便な「可逆性」及び「最小限の介入」の原則が一般化され、これが「いかに」修復するかの規範となってきた。一方で近年ではインスタレーションアートや民俗資料など、本来保存を意図しない文化財をいかに保護するかという課題に直面している。こうしたなかで、誰にとっての、なんのための保存修復であるかという問いが主題化されつつあることは必然のように思われる。

課題のひとつにはまず、用語の整理が挙げられる。国際的には、Conservation (保存) は文化財を保護することを目的としたすべての行為を指すのに対し、Restoration (修復) は鑑賞や活用に資するために行われる限定的な行為を指す。しかしこれらの用語は各国では微妙に異なるニュアンスがあるほか、和訳語も一対一で符合しない。問いの定式化に先立ち、このような用語の多義性を、語の成立背景に鑑みつつ詳らかにする必要がある。

つぎに、保存修復学における保存の正当化根拠に対する主たる立場を、ハンス＝ヨナスの責任論やデ・シャリートの共同体論などを軸として整理する。そして、世代間倫理においてしばしば問題とされる将来世代の不可知性や範囲の不確定性に対して、保存修復が展開してきた理念と実践を紹介する。さらに、保存の動機や責任を考えるためには、文化財が価値を持つことの背景、すなわちその文化財が属する各コミュニティの文脈を考慮することが重要であることも示す。

将来世代への責任に関する議論の足元を固めることは、実際の文化財保護活動と並行して進めていく必要がある。本発表では上記を含む複数の課題を提示することで、応用倫理学としての文化財保存修復学が求められていることを示す。

ホッブズの想定する法と権威の限界

高近理央（お茶の水女子大学）

本発表の目的は、イングランドの哲学者トマス・ホッブズ『リヴァイアサン』における法と、それにかかわる権威概念について考察することである。

西洋のキリスト教文化圏において、権威（AUTHORITY）はおおよそ神概念にその源泉を求めてきた。権威をもつとされた主権者は、神に出自のルーツをもつことや、神に選ばれることによってそれを確固たる力としてふるっていた。そうした主権者たちは、共同体に対して法を制定することによってその命令を適用し、共同体の構成員たちに強制した。このような強制を履行する力の正体とは何であるかについて語ろうとする試みはこれまでもなされてきたものの、その中でも神概念から脱することは容易ではなかった。しかしホッブズは、『法の原理』に引き続き、神概念を用いない政治理論の構築としての『リヴァイアサン』を書き上げた。彼が『リヴァイアサン』を著したのは1651年である。その9年前、1642年にピューリタン革命に至る内戦が勃発した。『リヴァイアサン』の草稿的論考である『法の原理』は内戦以前のものであり、両者の内容およびホッブズがとる立場は少し異なるものとなっていることから、『リヴァイアサン』は内戦を踏まえての政治理論の再検討として扱うべきだろう。

では、神概念に依拠しない権威をどのように彼は説明するのだろうか。権威がもつとも臣民に行使されるのは、法においてである。なぜなら法は主権者の命令に他ならないからだ。ここで問題となる法は「国法 CIVIL LAW」と呼ばれるものである。「なぜ我々は法に従わなければならないのか」「法とは何であるのか」という問いに回答しうる章に主権概念がかかわる以上、ここに権威の問題が含まれていることが分かる。法は主権者のみに立法が許され、その効力は主権者の権威によって発効される。しかし、この効力は主権者によって立てられたどのような法にも存するのだろうか。ホッブズによれば、苛烈な自然状態にある各人が自己保存のために主権者に自然権を譲渡し、モンウェルスは設立される。そうしたときに、自己保存という必要の外にあるような法にはどのようにして権威を授け、効力をもたせることが可能であるのかということを、彼の理論では完全には説明しえないだろうと見当をつけた。

本発表では、『リヴァイアサン』において権威がどのようなものとして位置づけられるのか、また、どういった理論によって法は授權がなされるのかを分析する。それを通して、法がもつ権威のひとつの限界を探求し、示したい。

主な使用文献

Thomas Hobbes. (2022). 『リヴァイアサン（上）（下）』. 加藤節. ちくま学芸文庫.

Leo Strauss. (2019). 『ホッブズの政治学』. 添谷育志, 谷喬夫, 飯島昇藏. みすず書房.

Leo Strauss. (2013). 『自然権と歴史』. 塚崎智, 石崎嘉彦. ちくま学芸文庫.

シモンドン技術論における人間機械論:「発明」概念の検討を通じて

石長佑一（大阪大学）

本稿の目的は、ジルベール・シモンドンの技術論における人間と技術的対象との関係について「発明」の観点から検討を行うことで、シモンドンのサイバネティクス受容の一端を明らかにすることにある。ここでいう「技術的対象」とは、1958 年に出版された『技術的対象の存在様態について』においてシモンドンの提示する独自の概念である。シモンドンは内燃機関、真空管、タービンなどを取り上げ、「技術的対象」という概念を検討している。

シモンドン技術論の特徴は、機械を単に作られる対象として劣位に貶めるのではなく人間と等価な存在として捉えた点に大きな特徴がある。第一にその背景には、人間と機械との統合を目指したサイバネティクスの登場がある。サイバネティクスとは、通信とその制御を通じて人間を含む動物と通信機関との統合を目指し、ノーバート・ウィーナーらを筆頭に第二次世界大戦前後のアメリカにおいて登場した新たな学問分野である。その影響の余波は、戦後のフランス哲学にも大きな影響を与えることとなる。シモンドン自身、講義録や博士主論文などの記述より、サイバネティクスから受けた影響の大きさを伺うことができる。第二にシモンドン技術論では「技術的進化」に代表される自然化された技術という考えが導入される。機械など技術的対象を、生物などの自然的対象であるかのように記述することで、人間に劣らない機械の自律的側面を提示する。ただし問題は、技術的対象を過度に生物と同一視する発想を避けるべきと主張しており、その批判の矛先はサイバネティクスへと向けられているということである。

シモンドンは『技術的対象の存在様態について』の第一部において、技術的対象の内部で生じる連続的で進化的な発展プロセスを「具体化」として展開した。「具体化」を進化のプロセスと単に認めると、シモンドン技術論は単なる自然化された技術決定論に繋がりがかねない。しかし、シモンドンは技術的対象の発展には不連続性があると認めており、その契機のことを「発明」と呼んでいる。そこで本稿では、シモンドンにおける「発明」概念に着目することで技術的対象と人間との関係を検討し、シモンドン技術論とサイバネティクスの発想との関係を明らかにすることを試みる。

第 1 節では、技術的対象が発明される条件である「連合環境」について検討する。「発明」の非連続な側面に注目すると、主体側の人間の能力として規定されかねない。その場合、人間と技術的対象の等価性を維持することは困難となるためその解決が必要となる。第 2 節では、技術的対象の起源の問題を検討する。人間と機械との等価性を維持しながらも、人間による介入が不可欠であることを示す必要がある。第 3 節では、シモンドン技術論における発明の意義を「変換」という点に求めたのちに、今後の課題として人間の知覚及び図式論との関連性を示唆する。

日常言語哲学に「実験」は必要か: バズの実験哲学批判を検討する

下道亮成(一橋大学)

ジョナサン・ワインバーグらの調査 (Weinberg et al. 2001) を皮切りに、今世紀の分析哲学では実験哲学という領域の知見に大きな注目が寄せられるようになった。大まかに述べると、実験哲学とは人々が哲学で議論される事例についていかなる直観 (intuitions) を持つかを心理学などに見られる経験的手法 (典型的には質問紙調査) により探究する学問分野である。

元来、分析哲学の議論においては読者の直観へ訴える論法が頻繁に用いられてきたと言われている。例えば認識論においてゲティア型事例を導入する際、哲学者らは「我々は、この人物のその信念を「知識」とは呼ばないだろう」といった言い回しを好んできたが、このような表現からは、彼らが直観に訴えていること、そして自身の直観が読者にも共有されていると期待していることが推察される。

しかし、実験哲学の中でも「消極的プログラム the negative program」と呼ばれる研究群が示唆するところによれば、哲学者のこの期待は誤りである。このプログラムを志向する研究者らは、哲学的事例に対する人々の直観は属性の違いなどによって有意に異なることを経験的調査によって明らかにしようとしてきた。彼らの主張の妥当性には疑問の余地が残るものの、これまでの「アームチェア」的分析哲学に対する消極的プログラムのインパクトの大きさは否定できまい。

ところで、哲学をする際に哲学者ではなく、一般の人々の言語使用に着目するという手法は、かつてオックスフォードを中心に興隆した日常言語哲学のスローガンを想起させるかもしれない。実際、日常言語哲学と実験哲学の類似性、親和性を強調する研究もたしかに存在する (e.g., Mizumoto 2023)。

しかしながら、現代日常言語哲学者を自認するアヴナー・バズは、日常言語哲学の視座から実験哲学を激しく批判する (バズ 2022)。さらに、この哲学者によれば、消極的プログラムの攻撃対象である、アームチェアから概念分析に取り組む主流の方法も実験哲学と同様の錯誤を犯しているという。バズ曰く、哲学的事例に関して人々の間で多様な直観的判断が見られるのはその事例が「焦点」を欠いているからであり、焦点を備えている事例を考察する限りそのような多様性はほとんど見られないはずである。また、日常言語哲学者の言明は経験的ではなく規範的なものであり、実験哲学の知見による反証を受け付けないとされる。

本発表ではそんなバズの実験哲学批判の論点を整理し、少なくともその一部を示すことが失敗に終わっていると結論する予定である。他方、その過程の中で彼の鋭い批判の矢が思考実験を好む現代認識論者に対して向けられていることも明らかになるだろう。

参考文献

バズ, アヴナー. (2022). 『言葉が呼び求められるとき: 日常言語哲学の復権』. 飯野勝己訳. 勁草書房.

- Mizumoto, M. (2023). Experimental Philosophy and Ordinary Language Philosophy. In David Bordonaba-Plou (ed.), *Experimental Philosophy of Language: Perspectives, Methods, and Prospects*. Springer Verlag, 31-56.
- Weinberg, J. M., Nichols, S. and Stich, S. (2001). Normativity and epistemic intuitions. *Philosophical Topics*, 29 (1-2), 429-460.

**夢現、微睡みの先の絶対真理:
グルニエーカミュにおける«indifférence» (仮題)**

毎床玲音 (大阪大学)

«indifférence» —— フランス語の名詞。日本語では「無関心」と訳されることが多い。この言葉は、こと哲学においては、非常に厄介だ。

「無関心」という訳語からどのようなイメージを思い浮かべるだろうか。おそらく一般的には、ある主体がある事物や事象に対してまったく関心を示さない様を思い浮かべる人が多いだろう。だとすれば、ジャン・グルニエ [Jean GRENIER, 1898-1971] やアルベール・カミュ [Albert CAMUS, 1913-1960] のテキストにおいて、「indifférence」に「無関心」という訳語をあてはめることには問題がある。なぜなら、カミュにおける«indifférence»は、カミュ研究者の竹内修一が指摘しているように、心理的水準ではなく価値的水準に置かれているように思われるからだ。それはグルニエにおいても同様である。というより、次のように言ったほうが適当だろう。カミュの«indifférence»な価値観の原初は、間違いなくグルニエにある。

フランスの哲学者ジャン・グルニエは、従来アルベール・カミュの先生や友人として、主にフランス文学の分野から語られてきた。そのためか、グルニエ哲学の内実にかんして十分な検討がないまま、思想史においてはサルトルらの「実存主義」に区分されてしまっている。本発表では、そのようなグルニエ哲学の認識を改めると同時に、「世界哲学」への接続を試みる。

グルニエが、とりわけ前期の著作『選択 Le choix』(1941) [のち『絶対と選択 Absolu et choix』(1961) に改題再版] で展開した存在論的無差異は、インドのウパニシャッド哲学ヴェーダーンタ学派シャンカラの不二一元論で言及される「梵我一如」と共鳴しているように思われる。そしてその自然観は、カミュ『シーシュポスの神話 Le Mythe de Sisyphe』(1942) をはじめとする«absurde»の思想に深く根を下ろしている。

そこでみられる自然観は、ロマン主義から派生したと思われる「特権的瞬間」を、夢と現、内と外、生と死の交錯により永続化させるという、ある種矛盾した状況でもある。

なぜ、グルニエは「それ」を密かに追い求め続けたのか。そして、なぜカミュは、インドを忘れた(ようにみえた)のか。どこにも縫れずためらい続ける現代人がそこにはいる。

ジャン・グルニエという「孤島」に迫り、「異邦人」としてのアルベール・カミュを再発見することで、我が国の学術研究で見落とされてきた彼らの人物像を浮かび上がらせる。

[参考文献]

- 梅比良眞史. (1982). ジャン・グルニエ：正統派に抗した三年間. 『立教大学フランス文学』, (11), 1-20.
片桐邦郎. (1956). アルベール・カミュの思想と風土について：(ジャン・グルニエとの比較による一考察). 『藝文研究』, (6), 148-160.
竹内修一. (2011). 『死刑囚たちの「歴史：アルベール・カミュ『反抗的人間』をめぐって』. 風間書房.

合田正人. (2014). 『思想史の名脇役たち：知られざる知識人群像』. 河出ブックス.

GARFITT, Toby. (2017). Jean Grenier : un écrivain et un maître, Paris : Éditions universitaires européennes.

MILLET, Yves. (2006). Jean Grenier : Une philosophie du vide, Paris : Éditions Le Manuscrit.

集団行為における責任について:理由を中心に

中村颯太(京都大学)

「責任」という概念は我々の社会实践において重要な役割を果たしている。「責任」に関する議論は錯綜している。哲学の分野に限って見ても、自由（意志）論との関連と論じるもの、因果的な側面に注目するものなど百家争鳴の状態である。しかし従来の責任の議論は個人の責任を扱っており、国や企業が行ったことの責任を議論する際には不十分である。

また従来の英米系の哲学における行為論は基本的に個人である行為者について考察を行うものであった。一方で我々の日常生活を反省した時、個人ではない集団で行う行為、たとえばマーガレット・ギルバートが考察したような「二人で一緒に歩く」といった行為は頻繁に見られるだろう。こうした個人ではなく集団で行う行為について考察する「集団行為論」ともいうべき議論が近年勃興しつつある。しかし従来の集団責任に関する議論は「還元的」な分析にとどまっており、集団の構成者に還元できないような集団行為を扱うには不適切である。

本発表は「理由」という概念を結紮点にして、これらの集団の責任と集団行為の議論の接続を目指し、検討する。

まず責任の四分類を提案した法哲学者ハートの議論を概観し、責任の根底には「answer」、つまり他者の告発にたいして反論し応えるということが重要であることを確認する。この「answer」は、ハート自身は明確に述べていないが「自分以外に対して、ある一定の規範のもと自分の行為に対して正当化を試みることができる」と定式化できる。すなわちある一定の規範のもとで、自分の行為を正当化できる「理由」をあげられるということである。こうした概念はフィッシャー、ラヴィッツァの「理由応答性」と重なり、「answer」は責任の必要十分条件として捉えることができる。「answer」できることが責任の必要十分条件になるのであれば、責任の担い手は個人に限らないこととなる。国や企業といった集団であっても責任を担うことができる。

次に集団行為論の主な論者であるブラットマン、ギルバート、サールなどの議論を概観し、これらの議論がプティット、シュバイカートが指摘するように「還元的(reductive)」なアプローチにとどまっていることを確認する。これらの「還元的」なアプローチではとらえきれない集団行為、すなわち集団の構成者個人とは独立した集団自体が行為者としか言いようのない行為が存在する。こうした行為を捉える際、アンスコムやデヴィッドソンといった古典的な行為論の論者が重視していた「理由」という概念が重要になるであろうことを指摘し「理由」を中心とした「集団行為論」を提示する。

被選挙権制約型エピストクラシーの擁護

福家佑亮(東京大学)

本発表の目的は、選挙権ではなく被選挙権に制約をかけるエピストクラシーを擁護することである。

近年、英米圏の政治哲学では、一定水準の能力や知識を持つ市民にのみ参政権を付与するエピストクラシー(epistocracy)と呼ばれる政治体制の特徴づけや正当化可能性を巡って、盛んに議論が行われている(Brennan[2016])。だがこれまでの議論では、有権者の政治的無知や非合理性を明らかにする経験的文献を参照しつつ、選挙権の制約可能性が主に論じられてきた一方で、エピストクラシー下における被選挙権の制約とその正当化については十分に検討されてこなかった。本発表は、こうした先行研究のギャップを補いつつ、エピストクラシー支持者にとって、被選挙権に制約をかけるエピストクラシーの方が、選挙権に制約をかけるそれよりも、規範的に説得力のある立場であると主張する。より具体的に言えば、エピストクラシー支持者が選挙権を制約する根拠として依拠する理由は、選挙権よりも被選挙権を制約する根拠として機能すると指摘して、被選挙権に制約をかけるエピストクラシーの擁護を行いたい。

発表の構成は以下の通りである。まず、エピストクラシー研究の火付け役でもあるジェイソン・ブレナンによって提示され、エピストクラシーの有望な正当化根拠と目される、有能性原理(the competence principle)について説明を行い、有能性原理とは投票をはじめとする強制力を伴う意思決定が他者に与えるリスクに着目する議論であること、また、有能性原理には個人ヴァージョンと集団ヴァージョンの2つの解釈が存在することを確認する(Umbers[2019])。次に、有能性原理の個人ヴァージョンを取り上げ、個々の有権者の投票が与えるリスクと、代議士等の公職者の決定が与えるリスクの大きさの比較を行う。そして、投票権力に関する簡単な数理モデルを援用することで、現実的な想定の下では、公職者の方が有権者よりも必ず大きなリスクを市民に与えるため、有能性原理の個人ヴァージョンに基づけば、選挙権に制約を与えるエピストクラシーよりも被選挙権に制約を与えるエピストクラシーを支持する一層強い理由が、代表制の構造上必ず存在することを示す。

<参考文献>

Umbers, L. M. (2019). Democratic legitimacy and the competence objection. *Res Publica*, 25(2), 283-293.

Brennan, J. (2016). *Against democracy*. Princeton University Press. (ジェイソン・ブレナン. (2022). 『アゲインスト・デモクラシー』. 井上彰・小林卓人・辻悠佑・福島弦・福原正人・福家佑亮訳. 勁草書房.)

アニメにおける作者の意図の哲学

大石駿（京都大学）

「考察」の名のもとにアニメの解釈をめぐる論争が毎日のように起こっている。しかし、ここで一步引いて考えてみよう。アニメ解釈の妥当性は何によって決まるのだろうか。

これに答えるべく、文学解釈の哲学における論争を見てみよう。文学テキストの意味は何によって決定されるのか。一つ目の説は〈作者の意図によって全的に決定される〉というものだ。これによって荒唐無稽な解釈を「作者のひとはそんなこと意図していないと思うよ」と棄却することができし、作者側が伝えようとしている意図こそが文学テキストの意味であるというのはもっともらしく思える。だがこの説には、テキストの意味が完全に作者の自由に委ねられる以上、「赤いりんご」に〈青いバナナ〉と意味させることができってしまうなどの重大な難点がある。

逆に〈語の連なりそれ自体によって全的に決定される〉という説はどうか。われわれが小説を読むとき、いちいち作者のことを念頭においているわけではないし、テキストの意味が文学の意味だというのは説得力がある。だがこの説には、作者が完全に消え去ってしまう以上、①皮肉表現が字義通りでしか解釈できない、②『我が闘争』における差別感情がヒトラーのものでなくなってしまう、③シェイクスピアの『ハムレット』と、猿が偶然書けた同じ文字列との違いを説明できないなどといった重大な難点がある。

以上二つの説は作者の意図について二つの極を形成し、現代の美学における解釈の哲学は、この両極の中間あたりで「意図論争」を繰り広げている。以上から得られる教訓は、文学解釈において作者の意図はある程度まで関わる、ということだ。

さて、文学解釈の哲学をアニメに適用すると、〈アニメ解釈には作者の意図がある程度まで関わる〉ということになる。これは正しい。しかし、ここで新たな疑問が頭をもたげる。アニメにおける作者の意図とは一体なんなのか？

というのも、アニメには文学と違い、監督からアニメーター、脚本家、声優、音楽家その他おおぜいまで、膨大なひとびとが関わり、そのぶん膨大な意図が複雑に絡み合うからだ。ここにあって、本発表の課題が見えた。すなわちそれは、アニメ解釈における作者の意図の解明である。そこでは、膨大で複雑な作者の意図をいかに交通整理し、解釈および解釈の哲学に使えるまでにどれだけ単純化できるかが焦点になるだろう。以上からわかるように、本発表の主眼はアニメ解釈における意図論争ではなく、むしろ意図の解明を通してアニメにおける意図論争の足場を提供することにある。

本発表では、上述の課題に対して Christy Mag Uidhir の共同作者性の議論をもちいて挑む。Mag Uidhir は作品・作者・作品記述（work-descriptions）の三項関係から作者性理論を構築しているが、本発表は解釈の哲学の視座から作品記述をめぐる議論にフォーカスし、Mag Uidhir 理論の応用によって立体的な作者の意図モデルを組み立てることを目指す。

判断理論の諸相と「ラッセル＝ウィトゲンシュタイン論争」の帰趨

近藤雅熙（千葉大学）

本発表は「判断理論 theory of judgment」と呼ばれる哲学的主題を扱う。判断理論の統一的定義を与えることは容易ではないが、「判断 judgment」という事象に対する包括的な解明を目標とする点において、諸々の判断理論は一致していると思倣することができる。J. Griffin によれば、判断理論の最盛期は 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてであり、他の研究者(e.g. Rollinger(2009), Textor(2013))も年代に関して概ね一致している。

さて、Griffin によると、判断理論はブラッドリーとフレーゲに始まる系譜に代表され、この二大潮流がラッセルにおいて合流するとともに、最終的にウィトゲンシュタインの『論理哲学論考』に達するとされる。だが、哲学史的な観点から見れば、Griffin の分析は初期現象学の潮流を踏まえていない点において不十分であると考えられる。たとえば M. Textor はこの時期の判断理論の展開におけるブレンターノの役割を評価している。Textor によれば、ブレンターノはカントに代表される「判断の総合モデル」の解体を通して、判断理論の変革に重要な役割を果たしている。ゆえに、19 世紀後半以降の判断理論の運動を記述しようとする際には、ブラッドリー、フレーゲのみならずブレンターノに始まる初期現象学の貢献を十分に考慮する必要があると考えられる。

本発表において、われわれは上述の判断理論の諸系譜——ブラッドリー（イギリス観念論）、フレーゲ（初期分析哲学）、ブレンターノ（初期現象学）——をより明確に描き出すとともに、初期分析哲学における判断理論の展開、特にラッセルの判断理論に対するウィトゲンシュタインの批判に注目する。ラッセルの判断理論と、それに対するウィトゲンシュタインの猛烈な批判は「ラッセル＝ウィトゲンシュタイン論争」(McBride(2013))と呼称されるほどのハイライトを形づくっているが、その批判がラッセルの判断理論のどの部分に向けられていたのかについては、現在も研究者の間で対立が続いている。本発表では、ラッセルの判断理論の内容を検討するとともに、ウィトゲンシュタインの批判の意図および妥当性の検証を目指す。

（要旨に関連する文献）

- Griffin, J. (1969). Wittgenstein's Logical Atomism. University of Washington Press.
- McBride, F. (2013). The Russell-Wittgenstein Dispute: A New Perspective. in Textor(2013). 206-241.
- Rollinger, R. D. (2009). Quelques aspects de la première théorie du jugement de Husserl. Philosophiques. 36/2. 381-398.
- Textor, M. (ed.) (2013). Judgement and Truth in Early Analytic Philosophy and Phenomenology. Palgrave Macmillan.

**非連続の時間：
ガストン・バシュラルの時間のあり方について**

江崎拓真（中央大学）

本発表の目的は、ガストン・バシュラルの時間についての論文である『瞬間の直観』、そして著作の『持続の弁証法』の読解をとおして、彼の「瞬間」論の本質を解明することにある。

バシュラルは優れた科学論と詩論を残したことで知られているが、日本では、バシュラルの時間論についての研究はあまり行われてこなかった。その理由として、時間に関する彼の著作が少ないこと、また、文章が詩的であり、読解が難解であることが挙げられる。また、『瞬間の直観』は、科学論から詩論へと「転回」したバシュラルが、転回のさなかに書いたものであり、そのせいでその時間論が彼の科学論と詩論のどちらと関係しているのか判断がつきづらいことも、先行研究が少ない理由の一つと考えられる。

『瞬間の直観』は、バシュラルに先立って時間論を展開したベルクソンの「持続」概念を批判するかたちで書かれている。「時間は瞬間の現実というただひとつの現実をしか持たない」という言葉から読み取れるように、バシュラルは、ベルクソンの「持続」概念に対し「瞬間」に時間の実在をみた。バシュラルのこのベルクソンへの批判は、主にベルクソン研究者によって研究されており、バシュラルはベルクソンの「持続」概念を十分に捉えられていない、という論が多い。しかし、このようにバシュラル時間論がベルクソンとの比較の観点から研究されてきたのに対し、バシュラル時間論「そのもの」の読解は十分に行われていない。それゆえ本発表では、ベルクソン批判を避けて、『瞬間の直観』、『持続の弁証法』で展開された時間論の「潜在的価値」を抽出することをめざすことにする。この抽出作業にあたって、本発表が注目するのは、バシュラルが「時間の唯一の在り方」として挙げた「瞬間」概念、さらに瞬間と瞬間とをつなぐ「習慣」のはたらきである。本発表は、バシュラル時間論の中心概念である、「瞬間」と「習慣」のあり方を解明することをめざす。

主要参考文献

Bachelard, G. (1966). *L'Intuition de l'instant*. Gonthier.

Bachelard, G. (1972). *La Dialectique de la durée*. P.U.F.

Worms, F. and Wunenburger, J. J. (Eds.) (2008). *Bachelard et Bergson continuité et discontinuité*. P.U.F.

Pichon, M. (2012). *Gaston Bachelard : L'intuition de l'instant au risque des neurosciences*. L'Harmattan.

金森修. (1996). 『バシュラル 科学と詩』. 講談社

古典的自由主義は臓器の再配分を実施すべきか

入江明憲（早稲田大学）

本発表は、財の再配分において臓器の再配分は実施すべきかを検討したものである。特に、自由至上主義（リバタリアニズム）における（新）古典的自由主義の立場に的を絞り、同立場は臓器の再配分を実施すべきかについて検討した。

政治哲学や法哲学において、財の再配分は代表的な議題である。その目的は生存（権）の保証から不平等の是正、各人の自己実現支援（Lomasky 1987）まで様々であり、財の再配分を正当化する根拠も、J.ロールズの『正義論』（Rawls 1971）に始まる「運の平等主義」や、リバタリアニズムが述べる「ロック的但し書き」（e.g. Nozick 1974）まで様々である。特に、近年は財の再配分に否定的なリバタリアニズムにおいても、生存権の保証を主目的とした財の再配分制度の樹立について、多くの研究が挙がっている（cf. 森村 1995, 橋本 2008, 福原 2017）。

しかし、いうまでもなく「財」という言葉は抽象的である。その論者の主張する財の再配分が、具体的に何で行われるのか、現金やバウチャーで行われるのか、それとも思考実験「眼球樹」（Cohen 1995）のように臓器で行われるのかまでは、大抵、述べられていない。つまり、これまでの財の再配分の議論は、どのような基準で再配分を実施するかばかりで、具体的に“何で”再配分を行うかについては曖昧なまま議論が進められてきた。これは臓器移植を受けなければ生存できない者を想定した場合、生存できるかは再配分の内容が臓器か否かで決まるため、財の再配分の目的を生存権の保証とする場合、不明瞭であってはならない。また、財の再配分の目的として度々述べられる「生存（権）の保証」という文言についても、同じく定義が曖昧であることを指摘せざるを得ない。

このような問題が生まれた理由として、J.コーエンは、リベラリズムはリバタリアニズムほど自己所有権に信念や拘りが無いことを挙げている（Cohen 1995）。その結果、臓器の再配分のような自己所有権に深く関わる議論は、リベラリズムより寧ろリバタリアニズムのほうが多く議論を残している次第となり、筆者が本発表において、リバタリアニズムにおける（新）古典的自由主義の立場を中心に臓器の再配分の是非を検討している理由も、その点にある。

臓器の再配分について論じた議論としては、J.ハリス（Harris 1975）、D.パーフィット（Parfit 1991）、G.コーエン（Cohen 1995）、森村進（森村 1995 他）などが挙げられる。また、臓器の再配分に限らず、臓器売買や臓器提供の議論は生命倫理学の分野に豊富な蓄積がある。本発表ではそれらを概観し、金銭の再配分を許可し臓器の再配分を許可しない立場の論拠を、①自己所有権によるもの、②カント的義務論によるもの、③帰結主義的理由によるもの、④自然の不平等を根拠とするものの4つに分類し、それぞれ検討を行った。

結論として、いずれの立場も金銭の再配分のみ正当とする論拠としては不十分であり、古典的自由主義が臓器の再配分を実施しないことは矛盾となることを示す。

ゲオルク・ジンメル の個人主義思想における倫理の諸形態

粕谷健太（一橋大学）

本発表の目的は、ドイツの社会学者/思想家、ゲオルク・ジンメル(1858-1918)の個人主義思想をその倫理的側面から整理することである。

ジンメルは、キャリアを通じて個人主義について論じており、彼の幅広い社会学や哲学を理解する上でも重要なテーマである。加えて、彼の個人主義論は、現代における普遍的な人権と多様なアイデンティティを射程に入れた示唆に富む議論でもある。

先行研究(池田: 1988; Pyyhtinen 2008; Podoksik: 2010)によれば、ジンメルの個人主義思想は大きく分けて「18 世紀の個人主義」と「19 世紀の個人主義」の二つに分類されてきた。「18 世紀の個人主義」は、主にカントの思想に代表され、「人間のうちにある一般的人間性」(Simmel 1904: 280)によってあらゆる自我の平等と自由が保証されるという個人主義である。一方、「19 世紀の個人主義」は「個性(Individualität)、比類なさ(Unvergleichlich)、分解不可能性(Unauflöslich)」(Simmel 1917b: 131)といった概念に代表され、「諸個人が差異化し独自化すればするほど、諸個人はより密接にやはり相互に頼りにしあう」(Simmel 1904: 281)という個人主義である。ジンメルによれば、「19 世紀の個人主義」は「18 世紀の個人主義」を補足し、それを補足する思想として出現したとされる(Simmel 1904: 281)。

この二つの個人主義には、それに対応する倫理が存在する。「18 世紀の個人主義」には、カントの義務論が対応する。一方で、「19 世紀の個人主義」に対応する倫理は、必ずしも明確ではない。というのも、ジンメルは「19 世紀の個人主義」を様々な思想家によって代表させるからである。従来の先行研究でも、「19 世紀の個人主義」に対応する倫理が明確に論じられてきたとは言い難い。主な原因は、ジンメルが言及した様々な思想家を「19 世紀の個人主義」という枠内で一面的に解釈しようと試みられてきたことにある。

本発表では、従来「19 世紀の個人主義」として一緒にくたにされてきた思想を、ジンメルの記述に沿って改めて整理し、「19 世紀の個人主義」内に複数の倫理思想が存在することを明らかにする。具体的には、ジンメルが「19 世紀の個人主義」の文脈でとりわけ詳細に論じた思想家——ゲーテ、ドイツ・ロマン主義及びニーチェ——を取り上げ、ジンメルがこれら思想家に見出した倫理を明らかにする。加えて、ジンメルがこれら思想家に下した評価を比較することで、ジンメルの倫理思想の特徴を論じる。とりわけ、ジンメルの社会分化論が極めてゲーテ的であること、ニーチェに対するジンメルのアンビバレントな評価を検討することで、ジンメルの倫理思想が彼の社会学と関連しながらも、晩年の独特な生の哲学へと発展してゆくことを示す。

参考文献

Simmel, G. (1904). Georg Simmel Gesamtausgabe Bd. 7, Suhrkamp.

Simmel, G. (1917). Georg Simmel Gesamtausgabe Bd. 16, Suhrkamp.

- 池田, 光義. (1988). G・ジンメルにおける個人主義思想の諸形態をめぐって : Individualität 概念を中心に. 『一橋論叢』, 100(1), 117-136.
- Podoksik, E. (2010). Georg Simmel: Three Forms of Individualism and Historical Understanding. *New German Critique*, 109, 119-145.
- Pyyhtinen, O. (2008). Ambiguous Individuality: Georg Simmel on the "Who" and the "What" of the Individual. *Human Studies*, 31(3), 279-298.

**カクテルの哲学：
バーテンダーの意図とカクテルの評価**

宇野佑（所属なし）

この発表では、バーテンダーがどのような意図でカクテルを作っており、どのようにカクテルを評価するのが適切なのかという問題を通して、カクテルがどのような食事にあたるのかを考える。

近年、芸術作品の作者の意図をめぐる問題が国内の分析美学者で議論されており、海外でも同様に議論されている(銭 2022, 村山 2023, Irvin 2006, Kubala 2019, Lin, S. n. d.)。この議論は、伝統的には芸術作品の持つ意味内容は作者の意図によるか否か(銭 2022, p.92) という問題と関連づけて論じられていた。バーでのカクテルの提供とそれを味わうことは、芸術家による作品制作とその鑑賞と重なるところが多いだろう。両者を類比的に捉えるなら、バーテンダーによるカクテルの作成が芸術家による作品制作にあたり、カクテルを呑むゲストが鑑賞者による作品批評にあたる。つまり、カクテルを作るバーテンダーがどのような意図を持っており、それに沿ってカクテルを味わうべきなのか、それともゲストの側が感じるがまま味わうべきなのかを作者の意図論争を手掛かりに考えたい。また、その際に、カクテル提供場面やそれを味わうゲストの様子などの具体例を交えるつもりである。多くの場合、提供されるカクテルはバーテンダーとゲストがお互いに意図を共有して作成する必要があるため、バーテンダーの作るカクテルはゲストとの共同作業によって初めて完成するという作品であることを主張したい。

村山正硯.(2023).意図を明確化するとはどういうことか: 作者の意図の現象学『Contemporary and Applied Philosophy』 14,99-115.

銭清弘.(2022). 制度は意図に取って代わられるのか『フィルカル』 7(3),92-111.

Irvin, S. (2006). Authors, Intentions, and Literary Meaning. *Philosophy Compass*, 1(2), 114-128.

Kubala, R.(2019). Literary Intentionalism: A Shared Interpretive Policy. *Metaphilosophy*,50, 503-515.

Lin, S. n. d. Art and Interpretation. *Internet Encyclopedia of Philosophy*.

**ウィトゲンシュタイン左派:
バーナード・ウィリアムズによる批判の方法論**

矢端崇（国際基督教大学）

ある規範を批判するとなったとき、基本的に次の 2 つの立場がまず考えられる。1 つは何らかの普遍的な原理に基づいて批判を行う基礎付け主義である。もう 1 つはあらゆる基礎付けに反対し、国や地域によって規範は異なるのだという相対主義を標榜する反基礎付け主義である。これら 2 つの立場は両極端な立場であり、両立場の間には数多くの立場が考えられる。本発表では、その内の 1 つを提示しようと試みている、20 世紀イギリスの哲学者バーナード・ウィリアムズによる批判の方法論を分析し、その内実を明らかにすることを目的とする。

ウィリアムズの批判の方法論が展開されているのは、彼の死後に出版された『はじめに行為ありき』(2005)に収録されている「多元主義、共同体、ウィトゲンシュタイン左派」というタイトルの論文においてである。その論文のなかでウィリアムズは、20 世紀末に生じた「リベラル・コミュニタリアン論争」について簡単に整理したあと、ある規範を批判する際の方法論として、リベラルの側に基礎付け主義を、コミュニタリアンの側に反基礎付け主義を帰属させる。そして、それら両者とは異なる自分自身の批判の方法論として、「ウィトゲンシュタイン左派」とみずから名付けた方法論を展開する。

ウィトゲンシュタイン左派は、コミュニタリアンが採用しているとウィリアムズがみなす後期ウィトゲンシュタイン哲学との対比で特徴づけられる。ウィリアムズによれば、後期ウィトゲンシュタイン哲学はあらゆる基礎付け主義に反対するという点でリベラルの基礎付けを批判する論拠をコミュニタリアンに提供している。一方で、その哲学は現在受け入れられている規範を記述することに徹するため、現状を批判する視点を持つことができないとウィリアムズは考える。この点はコミュニタリアンが抱える問題についてのウィリアムズによる明確な定式化である。これに対して、ウィトゲンシュタイン左派においては、後期ウィトゲンシュタイン哲学と同じく基礎付け主義は拒否されるが、批判は可能だとされる。しかし、なぜウィトゲンシュタイン左派では批判が可能となるのだろうか。本発表ではこのことを明らかにすることを試みる。

Williams, B. (2005). In the Beginning was the Deed: Realism and Moralism in Political Argument (G. Hawthorn, Ed.). Princeton University Press.

フーコーの哲学史？：
フーコーとカンギレムにおけるアリストテレスの位置付けを巡って
池田信虎（大阪大学/リヨン第三大学）

今日、ミシェル・フーコーを哲学者と呼ぶことは自明であるように思われる。しかし、フーコーは生前に哲学を主題とした著作を出版しておらず¹⁾、その死の直後に師であるジョルジュ・カンギレムによって行われた国際コロキアムのタイトルは「哲学者フーコー」であり、当時はフーコーを哲学者と呼ばなければ歴史学といった別の学問領域で扱われる人物であった事が伺われる。また、昨年出版された市田良彦. (2023). 『フーコーの〈哲学〉 真理の政治史へ』. 岩波書店. においては、フーコーの哲学を主題とし、フーコーの扱った哲学がヘーゲル研究者であるジャン・イポリットから受け継がれたものであるという仕方で規定されており、今日においてもフーコーの哲学、フーコーと哲学の関係について、それを否定されることはなくとも、その内実についての説明は未だ求められていると言えよう。

そこで、本発表ではフーコーが語った一つの哲学史、すなわち、1970-1971 年度講義「〈知への意志〉講義」(Foucault, M. (2011). *Leçons sur la volonté de savoir*. Seuil.) におけるアリストテレスによる哲学の誕生を扱い、フーコーと哲学の関係、そしてそこで語られている哲学の内実について分析を行うものである。

また、アリストテレスの一つの言説による哲学の誕生、すなわちアリストテレスによる認識と真理と欲望の一体化というフーコーの着眼には、カンギレムが影響を与えていると思われる。なぜなら、カンギレムは 1966 年の論文「概念と生命」(Canguilhem, G. (2019). *Œuvres complètes Tome III : Écrits d'histoire des sciences et d'épistémologie*. Vrin.) において、同じくアリストテレスに端を発する概念と生命の関係、すなわち生命が概念を認識するのか、あるいは生命自体が一つの概念なのかという相互関係がヘーゲル、ベルクソンを経て、遺伝子研究に至る一つの歴史を語っているからである。本発表ではカンギレムとフーコーが提示したアリストテレスから始まる歴史を比較検討することで、フーコーの哲学を思考するものである。

注

1) ただし、フーコーは生前に出版した著作において哲学を主題とすることは表面的には無かったように思われるが、主要著作や講義録においては哲学の概念及び哲学者への言及を度々、行なっている。特に近年ではヘーゲルを題材とした修士論文（正確には高等研究学位）や哲学における言説を題材とした講演録が死後出版され、フーコーと哲学の関係はむしろこれから明らかになっていく論点であるように思われる。

義務と責任の関係

村上善信（九州大学）

本発表の目的は、決定論的な世界観に従えば義務概念と責任概念がどのように位置づけられるかを明らかにし、また決定論が真であることが責任概念と義務概念に変更を余儀なくさせるものなのかを明らかにすることである。

ハード決定論者は決定論が真であれば私たちは道徳的責任を負わないと主張する立場であるが、ハード決定論者も一枚岩ではなく、道徳的な義務概念が決定論によって脅かされるかについては意見を異にしている。例えばハジは、もし決定論が他行為可能性を損なうものであれば、「べきはできるを含意する(ought implies can)」という原理によって決定論は道徳的義務と両立しないと主張する(Haji, 1999)。しかしながらペレブームはハード決定論と類似した立場をとるにもかかわらず、この主張を批判するような議論を行っている(Pereboom, 2001)。

本発表ではこれらの議論を通じて、仮に決定論が正しいとすると義務概念をどのように解釈すべきなのかを考察し、ハジが義務概念が決定論と両立しない根拠として利用している「べきはできるを含意する」原理がどれほどもらしいのかを検討する。確かに私たちは自分に不可能な義務を要請されれば、単に不可能であることを理由にそのような義務を自分は負っていないと主張したくなるかもしれない。しかしながら、例えば窃盗症患者がその症状故に窃盗を行ったケースについて検討すると、窃盗をしないことが不可能であったからと言って、窃盗をしない義務を負っていないと主張するのは奇妙なことに聞こえるかもしれない。なぜならば、そのような主張は「人から盗んではならない」という義務を負っていない人が存在するということを意味するからである。さらには、義務と責任の関係が明らかになっていない以上、こうしたケースにおいて義務はあるが道徳的責任は無いという可能性がないとは言い切れない。であればこそ、まずは道徳的責任と道徳的義務の概念の明確化と関係性の明確化が急務なのである。

参考文献

Haji, I. (1999). Moral Anchors and Control. *Canadian Journal of Philosophy*, Vol. 29, No. 2, 175-203.

Pereboom, D. (2001). *Living without Free Will*. Cambridge University Press.

ロバート・ピピンにおける自己意識の不満足の問題： 古典哲学からモダニティ論へ

客本敦成（大阪大学）

本発表の主題は、アメリカの哲学者ロバート・ピピン（Robert Pippin）によるモダニティ論を、ピピンのドイツ古典哲学解釈との関係において位置づけることである。

ピピンは、日本語圏においてはヘーゲル研究者としての側面がよく知られているが、近年の英語圏では、映画研究やモダニティ論の業績も高く評価されている。

しかし先行研究では、ピピンのヘーゲル解釈やモダニティ論の内容を個別に検討するものはあっても、ピピンの研究全体についての考察は十分になされていない。

そこで本発表は、ピピンによるドイツ古典哲学の解釈（Pippin 1982, 1989）とモダニティ論（Pippin 1999）が、いずれも「自己意識の不満足」という主題を扱った議論であると示すことを課題とする。

本発表の内容の概要は以下である。

まず、ピピンによるカント解釈およびヘーゲル解釈を検討する。

ピピンはカントの超越論的哲学を、「自己意識」という概念によって知識の正当性の基準を示そうとした点で肯定的に評価している。しかしピピンによれば、主体がその基準に従わなくてはならない理由は、カントにおいて十分に示されていない。こうした理由の説明の不十分さを、ピピンは自己意識の「不満足」と表現する。

その一方でピピンによれば、ヘーゲルは『精神現象学』において、歴史を通じた意識の相互承認の達成というアイデアを提示し、主体が基準に従う理由を示している。ただしヘーゲルは自己意識に「満足」をもたらすための原理を示すに留まっており、相互承認が歴史的に達成される具体的なプロセスを十分に説明していない。

以上の解釈を踏まえ、最後にピピンのモダニティ論を検討する。ピピンはヘーゲルの相互承認論のプロジェクトを擁護するものの、「未完のモダニティ」（Unending Modernity）という概念を導入することで、19 世紀や 20 世紀の芸術作品や社会事象に対して、自己意識の「不満足」を見出している。

以上の検討により、ピピンのモダニティ論は、ドイツ古典哲学の解釈を出発点としつつ、そこで議論をより拡張的に展開したものであると結論する。

参考文献

- Pippin, R. B. (1982). Kant's Theory of Form: An Essay on the 'Critique of Pure Reason.' Yale University Press.
— (1989). Hegel's Idealism: The Satisfactions of Self-Consciousness. Cambridge University Press.
— (1999). Modernism as a Philosophical Problem: On the Dissatisfactions of European High Culture 2nd edition. Blackwell Publishers.

麻雀の哲学：
文理融合型アプローチを通じた新たな哲学的遊戯論の構築に向けて
中谷碩岐（大阪大学）

本発表は、日本式麻雀（以下、単に「麻雀」）を従来の哲学的遊戯論のそれと比較して独自のゲームモデルを持つものとして解釈し、その上で麻雀研究における従来の最適打牌選択モデルの再検討、および新たなモデル構築の方向性の紹介を通じて、発表者が構想する麻雀を事例とした新たな哲学的遊戯論「麻雀の哲学」の概略的な枠組みを提示することを試みるものである。

ホイジンガやウィトゲンシュタイン、ドゥルーズ＝ガタリといった論者に典型的であるように、伝統的にゲームはしばしば世界の在り方や人間の共同性の形式、あるいは人間の思考のモデルを表現するものとして哲学者の注目を集めてきた。発表の前半部では、こうした従来の哲学的遊戯論において議論されているいくつかのゲームモデルを今日のゲーム研究の知見を導きとしつつ精査し、その中で麻雀が持つ位相について検討する。本発表の考えでは、我々が麻雀から取り出すゲームモデルは従来の区分においてはしばしば見過ごされてきたものであり、その解明は新たな哲学的遊戯論の構築の基盤を提供し得るものである。

その上で発表の後半部では、ここでいう麻雀のゲームモデルの内実をより明瞭にするために、実証的な知見を導きとして従来の麻雀研究を検討した上で、我々が提案する新たなモデルの方向性を示す。具体的には本発表では、従来の麻雀研究における最適打牌選択の探究の二つの手法である「数理的シミュレーション」と「深層強化学習を用いた AI 開発」の内実を紹介した上でその現状の課題を検討し、その後発表者らの研究グループが取り組んでいる最適打牌選択の新たなモデル構築の方向性を紹介したい。

麻雀戦術研究の端緒をなした数理的アプローチによるシミュレーション構築は、その開発に際して麻雀というゲームにおいて参照される関数を人為的に制限し、ゲームを単純化してしまうという難点を抱えていた。それに対し現在の深層強化学習では、牌譜データから自動で特徴量を抽出し重みづけを行うため、上記の問題点を解消することが出来る。しかし本発表では、従来の AI が考慮していない関数について、現役の麻雀プロによる証言から指摘することで、現状のアプローチが見落とす幾つかの論点とその重要性について論じたい。

こうした要素は、現行の牌譜データを用いた深層強化学習に組み込むことが原理的に困難であり、その実装には従来と異なるアプローチが要求されることになる。こうした課題を解決すべく、現在発表者は数理確率論や深層強化学習の研究者、ゲームプログラマーらとの共同研究班を組織し、研究代表者を務めている。発表の最後には、ここまで論じてきた「麻雀の哲学」の哲学的意義と理論的射程を再度検討しつつ、この共同研究において開発している新たなモデルについて、その一部を紹介できればと考えている。

バーナード・ウィリアムズにおける自信

安藤隆之（東京大学）

本発表の目的は、バーナード・ウィリアムズが提示した「自信（confidence）」（Williams 1985）という概念を多角的に検討し、よりよい見通しを与えることである。ウィリアムズは、我々がもつ倫理的知識や確信が何に由来するものなのか、知識や確信をどのような問題として捉えればよいのかについて、この自信という概念を軸に考察している。ウィリアムズによれば、我々の倫理的確信は、何か客観的で確実な知識の上に成り立っているものとして理解されるべきでもなければ、自らの実存的な決断によってもたらされる強固な信念として理解されるべきでもない。それは自信の問題として理解されるべきである。

しかし、自信について彼はあまり多くを語らず、その点描的な叙述や難解さもあってか、自信についてのウィリアムズの議論はあまり注目されてこなかった。現在に至るまで日の目を浴び続けているのは、彼の苛烈な倫理学理論批判・道徳批判や、道徳的運、理由の哲学といった議論である。この全体的な傾向によって、ウィリアムズが理想とする倫理的な個人や社会の在り方について、従来の研究は十分な見通しを与えられていない。

それに対して本発表では、自信についてのウィリアムズの叙述はこれからの倫理学を構想する上で示唆に富む建設的な側面をもつものであるということを示し、ウィリアムズにおけるひとつの倫理的理想を提示する。そのために、彼の言う自信とは何か、自信はなぜ必要とされるのか、自信をいかにして身につけるのかといった問いに応答することを通じて、最終的に「自信にもとづく倫理学（Ethics Based on Confidence）」という構想を大まかなかたちで示すことを本発表は目標とする。

また、ウィリアムズの著作には、自信をさまざまな論点と結びつけて考えようという彼の姿勢が見て取れる。たとえば、自信は第一に、我々が現在もっている倫理的概念や信念を系譜学的に考察することにより身につけることができる（Williams 2002）。第二に、自信はニーチェが「強さのペシミズム（pessimism of strength）」と呼んだものに基づくことができる。第三に、自信は「インテグリティ（integrity）」や「性向（disposition）」、「濃い倫理的概念（thick ethical concept）」といったウィリアムズが重視する概念と結びつけて論じることができる。このような議論を下敷きに、自信という概念がもつ射程の広さを素描し、自信にもとづく倫理学の構想に肉付けを与える。

最後に、自信という捉え方に対して向けられる批判に対して応答することで、自信にもとづく倫理学の擁護とその理解の精緻化を目指す。

参考文献

Williams, B. (1985/2011). *Ethics and the Limits of the Philosophy*. Routledge. (森際康友・下川潔訳. (2020).

『生き方について哲学は何が言えるか』・ちくま学芸文庫.)

Williams, B. (2002). *Truth and Truthfulness*. Princeton University Press.

**アシーユ・ンベンベにおける主権の位置づけ：
フーコー/アガンベンが生権力論との比較を通して**

雪丸温翔（大阪大学）

近年の日本の生権力論においてはミシェル・フーコー（1926-1984）をはじめとして、ジョルジョ・アガンベン(1942-)、アントニオ・ネグリ（1933-2023）、ロベルト・エスポジト（1950-）などの多くの哲学者、思想家の議論が参照されている。しかし、そのなかでカメルーンの哲学者、アシーユ・ンベンベ（1957-）の議論はまだまだ定着していないように思われる。ンベンベの議論はジュデイス・バトラーをはじめ多くの哲学者、思想家に言及され、新たな議論の糧となっている。また、ンベンベは近年問題となっているパレスチナ問題について古くから考察を行ってきた人物である。混沌としてきている現代において、彼の議論は益々重要となり得る。

そこで、本発表ではンベンベの議論に注目し、その主権概念を生権力論の系譜に位置付けることを通して、彼の議論における問題意識の射程を見定めることを目的にする。ここで主権に注目するのは彼が提唱する「ネクロポリティクス」や「ネクロパワー」との関わりが大いにあるためである。フーコーをはじめとする哲学者が提唱する生権力論の文脈において死はその裏で常に問題とされてきた。フーコーは生権力が大量虐殺を生み出した事実を見出し、アガンベンはその事実をナチスドイツにおける収容所に見出し、考察した。両者に共通しているのは生の裏面として死を捉えていることである。一方で、ンベンベの議論においては死に生を服従させるものとしてネクロポリティクスやネクロパワーは論じられる。すなわちフーコー、アガンベンとは異なり、死を主軸に考察が行われる。このことはまさに、彼の議論がフーコー、アガンベンが生権力論の系譜に位置づけられるだけでなく、そのいずれにもない視点をもたらしていることを意味する。そのような視点を主権概念からも見ていくとともに、フーコーやアガンベンとは異なった問題意識を浮かび上がらせることにする。

この目的を果たすために、フーコー、アガンベンがそれぞれ主権概念をどのように扱ったかを論じることで彼らは何を問題としていたかを明確にする。そして、フーコー、アガンベンの問題意識を糧としながらンベンベの議論における主権概念を見ていくことで彼の思想の独自性を明確にする。こうして、イスラエル・ガザをはじめ、今日の世界問題に対するンベンベの思想のアクチュアリティを示す。

二層功利主義に基づいた動物倫理: Gary E. Varner の理論を検討する 仲間礼 (東京農工大学)

本発表は、Gary E. Varner による二層功利主義 (two-level utilitarianism) 型の動物倫理を検討するものである。R. M. ヘアが提示した二層功利主義は、私たちの倫理的思考の様式を「直観的レベル」と「批判的レベル」という二つのレベルに分ける。この理論によれば、私たちは一般的な状況において前者のレベルにあり、単純な直観的規則（一見自明な原則）に従うことで問題に対処する。しかし、それらの原則同士が衝突する場合や新奇的・極限的な状況では、後者のレベルに移って不偏的な合理的思考（功利主義を用いた批判的思考）を行うことが求められる。

Varner は著書 *Personhood, Ethics, and Animal Cognition* において、この二層功利主義を動物倫理の領域に適用する。同書は次のような三部構成になっている。第一部では、ヘアの二層功利主義が検討され、説得的な規範理論であると評価される。第二部では、動物の感覚や認知能力に関する研究が多数紹介され、その知見に基づいて動物が三つのカテゴリーに分けられる。最後に、これまでの議論に照らして、動物に対する私たちの直観的レベルの規則が提示される。Varner の議論において最も特徴的なのは、第二部で本格的に論じられる、（ヒトを含む有感）動物を「人格」(person)、「準一人格」(near-person)、「感覚を持つだけの存在」(merely sentient) という三つのカテゴリーに分けるというアイディアであろう。これを支えているのは比較心理学や動物行動学などの研究成果であり、各々の動物種における侵害受容器や自伝的意識 (autonoetic consciousness)、生の語りを可能にする自然言語システムの有無などが判断基準となっている。

Varner の動物倫理は、論証の緻密さと現実問題への適用可能性を併せ持つという点で、魅力的なものである。応用倫理学に対する Varner の姿勢は、次の文によく表れている——「倫理的な決断は、自分が欲しいと思っている証拠ではなく、自分が手にしている証拠に基づいてなされなければならない」。

その一方で、Varner の議論に対しては、いかにして（選好）功利主義が導出されるのか、人格の範囲やその線の引き方は妥当であるか、などといった疑問も浮かぶ。また、同書が出版されたのは 2012 年のことであるから、最新の研究を踏まえて動物の感覚や認知能力に関する理解をアップデートすべきである。本発表では、これらの論点をいくつか取り上げて、二層功利主義に基づいた動物倫理の可能性および課題について検討する。

参考文献

- Hare, R. M. (1981). *Moral Thinking: Its Levels, Methods, and Point*. Oxford University Press. (内井惣七・山内友三郎監訳. (1994). 『道徳的に考えること』. 勁草書房.)
- Varner, G. E. (2012). *Personhood, Ethics, and Animal Cognition: Situating Animals in Hare's Two-Level Utilitarianism*. Oxford University Press.

マイクロアグレッションにおける前意識的な敵意について

赤木優希（大阪大学）

本発表の主題は、マイクロアグレッション（Micro-Aggression：以下 MA）の概念を、先行研究を用いて整理し、その定義をめぐる問題点を明らかにすることである。

MA は、1970 年代に精神科医であるピアース（Chester M. Pierce）によって作られた造語である（Pierce 1970）。彼は、黒人と白人のコミュニケーションのなかで、白人が無意識に行う「けなし put downs」があることに注目し、「マイクロアグレッション」と名付けた。それが従来の差別と異なる点は、無意識に差別的・否定的な言動をとるということである。ただし、ピアースの定義は必ずしも厳密なものではなく、その構造が完全に解明されたとは言い難い。

先行研究において、多くの研究者が MA に対する首尾一貫した定義を理論化することを試みてきた。そうしたなかでもっとも大きな影響力を持つものが、デラルド・ウィン・スーによる研究である。スー（2020）によれば、MA とは、「ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、敵意ある否定的な表現のこと」（p. 34）である。MA が喚起する社会課題の困難は、それが必ずしも可視的ではなく、従って加害者自身が自らの差別行為を自覚できない可能性がある、という点にある。MA の被害者は、ヘルスケアなどの様々な機会を失い、平等に利用する権利を否定されることもある。一方で、スーとは異なる観点から、MA を定義しようとする研究も存在する。金（2021）は、MA の本質的な特徴として、それが不可視な差別であることを強調している。また青木（2022）は、従来の差別が大規模な集団のなかで行われていたのに対して、限られた人間関係のなかで行われる差別こそが、MA の基本的な性格であると指摘している。

しかし、申請者は、これらのような現在の社会学におけるマイクロアグレッションの定義は不十分であると考えている。なぜなら、これらの定義は、MA における差別の無意識さを十分に説明することができないからだ。しかし、そもそもピアースは、意識化された敵意がないままに差別が行われる、という事態のうちに、MA の独自性を見出したのであった。同時にそれは、MA の具体的な課題の解決を困難にする、根本的な要因であるようにも考えられる。なぜなら、加害者が敵意を意識していないなら、自分が敵意を有していること自体を認めることができず、したがって、MA の加害者としての行動を改善する動機を得ることもできないからだ。したがって、MA の本質的な特徴を明らかにするためには、このように意識によって主題化される以前の敵意、すなわち前意識的な敵意について、その構造を解明する必要があるだろう。

本発表では、以上のような観点に基づいて、先行研究の動向を概観し、現在のマイクロアグレッション議論の動向や問題点を明らかにする。それによって、新たな解釈の可能性を開くことが、本発表の目的である。

和辻倫理学における儒教思想の受容：「人倫的組織」を中心に

陳 歆（お茶の水女子大学）

個人と全体の関係が重要視されている和辻倫理学は長年にわたり、特別で重要な考えとして注目される。特に和辻共同体論は、人間共同体である社会そのものの成立について学的な考察を行い、人間関係の構築及び、様々な共同体の一員である人間としての規範や原理を追究した。和辻が説いている「人間」は社会性を含み共同体性を有する存在としての「人間」である。個人性と世間性（社会性）が人間の根本性格である。これは和辻倫理学を貫いている「間柄」に不可欠な構成要素となった。間柄とは、人と人との関係であり、倫理はその関係を律する理法であり、様々な共同体の実現には不可欠なものである。

和辻が人間を共同体の一員としてとらえることは儒教思想とかなり一致していると考えられる。儒教は孔子によって共同体の意識を掬いあげて成立したもので、儒教に説かれている「仁」の思想は、共同体における対人関係を特に重視している。和辻的には、儒教思想に説かれている「五常」は人間生活の不断の転変を貫いて不変なる五つのもの、人倫の道であって秩序であり、それぞれの共同体・人倫的組織の可能根底である。

人倫的組織の基盤である家族及びそれと関わる諸共同体は血縁的閉鎖性を有している。それらの共同体において、「孝」、「悌」ないし孔子の「控えめ（譲り合い）」の様子は人倫の道である、と和辻は述べている。その閉鎖性を打破する段階は、土地や労働の共同を媒介としてより公共的な共同存在を実現する地縁共同体ないし経済的組織であるが、他者の無制限の参与を拒絶するがゆえに、集中的限定的なのである。それに対して、文化共同体は芸術、学問、宗教などのような、自他相互了解性の表現である言語活動を通じて成り立ったため、他者の参与を拒絶しなくなり、集中性限定性を超克し、放散的開放的である。だが、宗教が「異端思想」に対して常に排他的態度を持つように、文化共同体自身の閉鎖性は解消されていない。

要するに、家族から文化共同体に至るまでの諸共同体は「私的存在」を媒介としているため、各共同性の実現は私的性格と離れられなく、またその私的性格は共同体の拡大により失われない。「私」を完全に超克して「公」である共同体は国家にほかならない。国家は人倫の体系であると和辻は唱えている。言い換えれば、国家は全体意志・超個人的意志の現れとして、人倫的諸組織に輪郭を提供し、個人に義務的行為を規定し、社会の形成を保証して促進する。

本研究は人倫的組織に焦点を当て、和辻倫理学に現れた儒教思想の受容を探り出すことを目的とする。和辻が儒教思想をどう理解したのか、どのように自らの理論の一部として再構築したのかについて、及び儒教思想を取り込んだ理由について詳しく分析したい。

感動すればするほどよい人生になるのか: ホームズ型の人生と驚きの感動

松井大騎

感動は人生を意義深くするように思える。たとえば、高校球児が努力の末に甲子園出場を果たした瞬間、また美術館で目を奪われる絵画と出会ったとき、人生は意義深さを増す。さらに、感動体験が人生の方向性を決めたり、人生の重要な転機になったりすることがある。怪我を治してくれたスポーツドクターを尊敬して医師の道を志したり、絵画の美しさを解き明かすために研究をはじめたりする。

人生の意義深さが増すほどに人生はより価値あるものになるとしたら、感動すればするほど人生はよくなるのだろうか。本発表は、部分的に YES であり、部分的に NO だと主張する。すなわち、探究に価値をおくタイプの人生においては、驚きという種類の感動があればあるほど人生は意義深くなると主張する。しかし、異なるタイプの人生と異なる種類の感動では、感動をすればするほど人生が意義深くなるわけではない。

まず、人生の意味の哲学においては、しばしば一種類の人生が想定され、その人生の意義深さが論じられてきた。しかし、近年、何が人生を意義深くするのは、人生の意義深さの多元的な解釈モデルに依存する可能性が指摘されている。本発表ではチャールズ・レップによる議論を取り上げ、ホームズ型の人生モデルに焦点を当てる。ホームズ型の人生とは知覚された意味に富んだ人生で、感動と人生の関係を考察するうえで有用なモデルであり、しばしば取り上げられる物語型の人生モデルとはかなり異なる意義深さを持つ。

感動と人生の意義の深さとの関係はよく指摘されており、直観的にも感動は人生を意義深くしそうだが、意義深さを考える際に、感動の特徴と質的な違いがしばしば見逃されている。そこで、感動とは何かを明らかにし、どの種の感動が人生の意義深さを増すのかを整理する。本発表において、感動とは強い感情体験と実存的体験を特徴とする美的体験のことであり、感動には喜び、悲しみ、尊敬、驚きという4つの質的な違いがある。

以上の議論から、本発表では、認知的限界を拡張するタイプの感動は、ホームズ型の人生モデルにおける人生の意義深さを増加させると主張する。なぜならこの種の感動によって、事前の期待や既存の認知の枠組みを超えたものの意味を知覚できるようになり、世界の理解度が増すからだ。つまり、この種の人生では感動すればするほど人生はよくなる。しかし、他の種類の感動は驚きの感動ほどはこの種の人生を意義深くはしない。

人生の意義深さの解釈方法と人生を意義深くする度合いによって、感動を「意義深い／トリビアルな感動」に分けることができる。以上の議論を一般化すると、あらゆる種類の感動はあらゆる種類の人生を意義深くするわけではないので、感動と人生の関係を議論する際にはその組み合わせを考慮する必要があることが分かる。ここから、人生の意義深さを議論する際には、人生の種類に敏感になる必要も明らかになる。

ヒュームの徳倫理学とは：スロートの徳倫理学との差別化を図って

石原修司（学習院大学）

本発表では、現代徳倫理学のバリエーションの一つであるヒュームの徳倫理学の内実を検討する。そのために、まず、現代徳倫理学の主要な議論を整理し、徳倫理学の定義を確認する。次に、デイヴィッド・ヒュームの道徳哲学を概観し、その徳理論を確認する。最後に、ヒュームの徳倫理学だとされるマイケル・スロートの徳倫理学が、どのように「ヒュームの」で、どのように「非ヒュームの」かを論じることで、ヒュームの徳倫理学の内実を明らかにする。

そもそも徳倫理学とは、義務論と功利主義に並ぶ規範倫理学の主要な議論のうちの一つである。その特徴は、道徳的な判断において行為それ自体よりも行為者の性格や動機に注目し、それらの有徳さを重視するという点にある。このように徳倫理学を特徴づけたとき、現代徳倫理学のバリエーションの豊富さが問題となる。そこで、本発表では現代徳倫理学を以下の三つに大別する。それは、①ロザリンド・ハーストハウスに代表される新アリストテレス主義としての徳倫理学、②マイケル・スロートの有徳な動機（共感）を重視する徳倫理学、③クリスティン・スワントンの徳の目的達成を重視する徳倫理学の三つである。このうち、二つ目のスロートの徳倫理学を指して、ヒュームの徳倫理学と呼ぶことがある。たしかに、ヒュームはその主著の中で「徳」という語を多用し、同時に、行為の動機及び共感を重視している。この部分のみを取り出すと、スロートの徳倫理学をヒュームのであると見なすことは容易である。実際、ヒューム研究者であるスロートがヒュームの道徳哲学を自身の徳倫理学に援用している部分はあるだろう。しかし、ヒュームが「徳」という語を多用していることは、その思想の中に徳理論があるということを意味しているに過ぎず、その思想が徳倫理学に分類可能な思想だということを意味していない。同様に、ヒュームが行為の動機及び共感を重視していることも、その思想が徳倫理的であることは意味していない。

それでは、ヒュームの徳倫理学とはいったいどのような徳倫理学なのだろうか。本発表では、スロートの徳倫理学とヒュームの徳倫理学との差別化を図ることで、今までスロートの徳倫理学と同一視されてきたヒュームの徳倫理学の内実を明らかにする。なお、本発表は修士論文のひな型であり、今後、博士前期課程での研究を通してより細かい議論へ立ち入っていきたいと考えている。そのため、発表の前後でご意見やご質問をいただけると幸いである。

参考文献

Hume, David. (2011). *A Treatise of Human Nature*. Oxford University Press.

マイケル・スロート. (2021). 『ケアの倫理と共感』. 早川正祐・松田一郎訳. 勁草書房.

ダニエル・C・ラッセル（編・著）. (2015). 『徳倫理学：ケンブリッジコンパニオン』. 立花幸司（監訳）. 春秋社.

大庭健編. 古田徹也監訳. (2021). 『現代倫理学基本論文集Ⅲ』. 勁草書房.

ジャン＝ミシェル・サランスキの哲学におけるユダヤ性

布施哲朗(大阪大学)

本発表の目的は、現代フランスの哲学者ジャン＝ミシェル・サランスキ(1951-)の複数の論考をサーベイし、特にユダヤ性に関するサランスキの特徴的な態度を抽出することで、従来十分に知られてこなかったサランスキ哲学の一側面を明らかにすることである。

サランスキは当初純粋数学からキャリアをスタートさせ、学位取得後にリオタールの元で博士号を取得した。この博士論文を基にした著作『形式解釈学—無限・空間・連続』に端を発する一連の「数学の哲学」を主題にした著作を出版している。さらに同時に、フッサール、ハイデガー、デリダ、レヴィナス等の思想家を対象とする著作を残しており、このことからわかる通り、現象学にも極めて造詣が深く、両者の接合を通じて独自の思想を展開し続けている。

しかしながら、サランスキの著作はいまだ邦訳が無く、日本ではその思想がほとんど知られていない哲学者と言ってよい。とはいえ近年、幾つかの文脈において、部分的にその仕事が紹介されつつある。すなわち、第一にエマニュエル・レヴィナス研究を中心とした現象学研究としての仕事 (cf.サランスキ 2022)、第二に数学を軸としてフランス・エピステモロジーと現象学を接合させる「数学の哲学者」としての仕事である (cf.中村 2021)

しかし、サランスキの哲学にはこうした従来の紹介においてほとんど着目されてこなかったもう一つの側面がある。それがユダヤ性を巡る思索である。こうした思索は、本発表で扱う『Extermination, loi, Israël』(2003)や『Talmud, Science et Philosophie』(2004)、『Le fait juif』(2017)等の著作で展開される。この主題がサランスキの哲学に接近しようとする読者にとって興味深いのは、この明確に宗教的な主題がサランスキの、いわば哲学的な主題である「数学の哲学」や「現象学研究」と密接に絡み合っている点である。哲学や数学はしばしば独立した学問であり、宗教的言説を哲学や数学の言説からできる限り取り除くことが美徳であると語られる。しかしユダヤ性をこの両者に積極的に結びつけるサランスキの態度は、この価値観からは理解し難い。なぜサランスキはこの両者とユダヤ性を積極的に結びつけるのだろうか。本発表では上掲の三著作、とりわけ『Talmud, Science et Philosophie』の議論に着目することで、サランスキの「数学の哲学者」「現象学者＝レヴィナス研究者」以外のもう一つの側面を紹介することを試みたい。

参考文献

[1]中村大介.(2021).『数理と哲学』.青土社.

[2]ジャン＝ミシェル・サランスキ.(2022)「レヴィナスと「非存在論的な突破口」」伊藤潤一郎訳『個と普遍：レヴィナス哲学の新たな広がり』法政大学出版局,387-411.

ジョン・ハーサニの功利主義の検討

中村貴行（京都大学）

ジョン・ハーサニは、ゲーム理論の業績でノーベル経済学賞を受賞した経済学者として一般に知られている。だが、ハーサニは経済学者であると同時に、功利主義を擁護した倫理学者でもある。ハーサニの倫理学における貢献として有名なのはロールズに対する批判である。ハーサニは、無知のヴェール下での選択というアイデアのもとでマキシミン原理を用いて平等主義的な原則を導くロールズに対して、無知のヴェール下ではむしろ期待効用最大化原理を用いるべきであり、そこから平均功利主義が導かれると主張した(Harsanyi 1975, pp. 594-598)。

期待効用最大化原理による功利主義の導出は、ハーサニの後の著作でより詳細かつ厳密に定式化された形で提示される (Harsanyi 1977)。その議論の内容を大まかに言えば、不偏的観察者という道徳的な主体を考えると、不偏的観察者は期待効用最大化原理に従って選択するため、平均功利主義的な選択をする、というものである(ハーサニは別の方法による功利主義の正当化も行っているが、本発表では扱わない)。これを不偏的観察者論証と呼ぼう。

ハーサニの不偏的観察者論証は、功利主義のアキレス腱とも言える効用の個人間比較の問題——異なる個人の効用を比較し足し合わせることはそもそも理論的に正当化できるのか——を解決するのに役立つのではないか、という期待のもとに検討されてきた。不偏的観察者論証において、ハーサニは拡張された選好 *extended preference* と想像上の同感 *imaginative empathy* という2つの概念を用いて功利主義を擁護する。これらの道具を用いて功利主義を導出すれば、効用の個人間比較の可能性をうまく正当化できるのではないか、というわけである。効用の個人間比較の問題は功利主義が長年抱える未解決問題であるため、この問題が解決されることは功利主義にとって意義が大きい。

本発表の目的は、ハーサニによる不偏的観察者を用いて行った功利主義の擁護が効用の個人間比較の問題を乗り越えられているのかを検討することである。そのために、まず不偏的観察者論証の妥当な解釈を提示する。そしてそれに基づいて、不偏的観察者論証が効用の個人間比較の問題を乗り越えられているのかを検討する。結論としては、ハーサニの議論は効用の個人間比較を一応乗り越えてはいるものの、かなり強い前提に立脚しているために実質的な進歩は少ないと主張する予定である。

参考文献

- Harsanyi, J. C. (1975). Can the maximin principle serve as a basis for morality? A critique of John Rawls's Theory. *The American Political Science Review*. Vol 69. No. 2. pp. 594-606.
- (1977). *Rational behavior and bargaining equilibrium in games and social situations*. CUP.

チャールズ・テイラーにおける公共圏の対話の構造と背景

助信愛梨（岡山大学）

本論文の主題は、チャールズ・テイラーによる相互承認の思想である。この思想で注目されているのは、多様な文化が互いに関わり合う場として「公共圏」を想定しつつ、その公共圏においてさまざまな文化が、「対話」や「地平の融合」に基づく理解を通じて相互承認に至ることを特に重視する点である。その彼の思想は、論文「承認をめぐる政治」を中心に語られている。しかしこの論文において相互承認の鍵を握る、「公共圏」や「対話」、「地平の融合」の概念の内容や、それらがつくる構造全体におけるそれぞれの関係性は、テイラー自身のテキストの中では多く語られておらず、また先行研究においても十分明らかにされていないように思われる。

そこで本発表では、彼の相互承認の思想をふまえつつも、そこになお含まれている、以下の問いに答えることを目指す。それは、多文化間の相互承認の過程における、これら一連の概念の内容や関係、それらから導かれる「公共圏における対話」の構造や背景について、彼は具体的にどのような構想しているのだろうか、というものである。

この問いについて本発表では、「承認をめぐる政治」を軸とし、以下の三つの点に焦点を当てることで答える見通しである。

- (1) 相互承認や多文化理解の文脈での「公共圏」の概念
 - (2) 「地平の融合による理解のあり方」の背景
 - (3) 公共圏における対話の前提となる、「社会全体をかなりの期間鼓舞した人間の文化のすべては、すべての人間に対し、なにかしら重要なものを語りうる」(Taylor (1996): 92)という仮定の背景。
- 以上のように本発表では、「承認をめぐる政治」における「公共圏の対話」の構造と、その前提の背景を明らかにすることで、彼の相互承認の思想を明確に捉えることをめざす。

〈主要文献〉

- ・ Taylor, C. (1995). Comparison, History, Truth. Philosophical Arguments. Harvard University Press. pp.146-164.
- ・ Taylor, C. (2011/2014). Understanding the Other: A Gadamerian View on Conceptual Schemes, Dilemmas and Connections. Harvard University Press. pp.24-38.
- ・ チャールズ・テイラー. (1996). 「承認をめぐる政治」. 『マルチカルチュラルリズム』 佐々木毅・辻康夫・向山恭一（訳）. 岩波書店. pp.37-110.
- ・ チャールズ・テイラー. (2011). 『近代想像された社会の系譜』. 上野成利(訳). 岩波書店.
- ・ チャールズ・テイラー／ヒューバード・ドレイファス. (2016). 『実在論を立て直す』 村田純一（監訳）. 法政大学出版局.

前期西田哲学における「創造」の問題

後藤祐次郎(京都大学)

近代日本を代表する哲学者、西田幾多郎(1870-1945)を理解する上で、「創造」という問題は彼の哲学そのものを特徴づけるメルクマールとして重要視されてきた。しかしこれまでの先行研究では西田哲学における「創造」を問題にする際、後期哲学における「歴史的世界」の論述に注目するのが主であった。しかし西田が「創造」という言葉を問題にし始める端緒を考えた時、重要になってくるのが『自覚に於ける直観と反省』(1917、以下『自覚』)である。

西田がこの著作の後半で「創造」という言葉を強調する時、引き合いに出されるのが「潜在的なものが顕現的となる」という説明方式に対する批判である。西田はそこで直接経験においては「無より有を創造する」と言う他はなく、「潜在的なものが顕現的となった」と言っても何の説明にもならないと主張している。我々はここで引き合いに出されている説明方式を『善の研究』(1911)の中に見出すことができる。つまりここで西田は過去の自分の思想に対して自己批判を行なっているのである。本発表では西田の自己批判の意図を理解することを通して、西田哲学において「創造」という概念がどのような形で導入されたのかを明らかにする。

『善の研究』では、我々が経験の原初的な現成に立ち会う場面が「純粹経験」という形で提示されているが、同時にそこでは、そのような経験とそれを支える世界がどのように成立しているのかについての体系的な論述も見ることができる。そこで採用されるのが「潜在的なものが顕現的となる」という説明方式である。この説明方式の背後にあるのが、①個物は他の個物からの反照規定を通じて成立するという徹底された関係主義であり、②そのような個物の体系が「統一的或者」という一者の分化発展によって成立するという、一種の発出論的な発想である。しかしこのような説明方式の下では、本来西田が強調していた「純粹経験」の個別性・独自性が看過されてしまう危険性がある。

対して『自覚』の議論の中では、自らを限定する一者に対して、現実の個物が「非合理的 irrational」である点が注目されている。この点は『自覚』第三十八節における物理学的世界観に関する議論の中で反復され、西田が我々の「意志作用」に着目する契機となる。西田は世界そのものの潜在的な体系性を前提としながらも、個物が今・ここにおける「意志」の決定によって初めて現成することを示すことで、それが他によって代替不可能な独自性を持つことを主張する。以上の行論に沿って『善の研究』と『自覚』を読解することで、「潜在からの顕現」に対する「無からの創造」という概念が、前期西田哲学の中でどのような意義を持つに至ったかを明らかにしたい。

主要参考文献

西田幾多郎『西田幾多郎全集』、岩波書店、1965-1966 年

「問い」の当事者性と共同性：哲学対話における「問い」に注目して

青木門斗（東京大学大学院）

現在日本では、哲学対話と称される活動が、実践者や現場、目的に応じた多様な方法で実践されている。しかしそのほとんどにおいて、対話の最初に「問い」を設定することは共通している。この「問い」こそが、対話参加者の思考を呼び起こし、対話の内容を形作る。本発表では、この「問い」がもつ 2 つの性格——当事者性と共同性——を検討し、哲学対話において「問い」がもつ役割を考察する。

一般に、「問い」はどのように生まれるものだろうか。梶谷（2023）によれば、「問うという行為」は、第一に好奇心の表れであり、第二に違和感の表れである。言い換えれば、自分の周囲の世界（そこには事物も他者もいる）に接近しようとするときには好奇心が「問い」となり、周囲の世界とのずれを感じるときには「違和感」が「問い」となる。つまり、「問い」は「私」と「私」の周囲の世界との関わり合いから生じる。本発表では、ほかでもないこの「私」とその「私」の周囲として存在する世界との関わりを「当事者性」と呼ぶ。このとき「問い」とは、当事者性が言葉によって形をもつことで生じるものである。

他方で、「問い」は個人のうちに閉じられたものではない。和辻（1934）によれば、「問い」は、言葉や身振りによって「問い」として形を与えられている以上、常に何者かに向けられてしまっている。それゆえ「問い」は、「問い」を生み出した「問う者」において存在すると同時に、「問われる者」においても存在する。このことを和辻は、「問い」がすでに「共同的性格を持っている」と表現する。こうした和辻の「問い」に対する指摘を、本発表では問いの「共同性」として引き受ける。

哲学対話における「問われる者」とは対話の参加者のことであるが、参加者の役割は、「問い」に答えることではなく、自ら考えることである。このとき、「問われる者」は「問う者」へと反転する。それは単なる「問う者」ではなく、他者の提示した「問い」を自分なりに考える点で、「共に問う者」である。つまり、哲学対話では、「問う」－「共に問う」という関係として「問い」の共同性が表れる。本発表ではこれを、「問い」の触発と呼ぶ。大塚(2022)によれば、触発とは、他者の存在をきっかけとしつつ自分のなかで起きる作用である。哲学対話において人は、他者の当事者性を帯びた「問い」を自らのものとして引き受け直す。「問い」は、当事者性から生まれつつも常に共同性を帯びることで、人から人へと当事者性を媒介し触発する役割を担っているのではないだろうか。

【参考文献】

大塚類. (2022). 「『当事者』について記憶の観点から考える」. 『記憶と想起の教育学』. 山名淳編著, 勁草書房, 54-81.

梶谷真司.(2023). 『問うとはどういうことか』. 大和書房.

和辻哲郎.(1934=2007). 『人間の学としての倫理学』. 岩波文庫.

マーサ・ヌスバウムの思想形成: コスモポリタニズムを問い直すために

宇都宮有（関西学院大学）

コスモポリタニズムとは何かと聞かれたら、シノペのディオゲネスを始祖とした世界市民思想であるといえ十分だと思われる。通常、コスモポリタニズムを標榜する理論家は、ナショナリティを共有した「われわれ」であれ、遠くの見知らぬ「彼ら」であれ、同じ地球共同体の個人なのだから、等しく処遇されなければならないと思考する。

そのように論じるコスモポリタンは多種多様に存在するが、従来からマーサ・ヌスバウム（Martha C. Nussbaum）は、その代表的論客として目されてきた。例えば、サミュエル・シェフラー（Samuel Scheffler）は、ヌスバウムを「極端なコスモポリタン」と呼び、サイモン・ケイニー（Simon Caney）は、ヌスバウムを「穏健なコスモポリタン」だとみなしている。このように、ヌスバウムがどのようなコスモポリタンかをめぐっては論争がいくつか存在するが、そういう論争が成立すること自体、ヌスバウムが間違いなくコスモポリタンであるとみなされている証左だといえる。

しかしながら、2020 年頃から、他の代表的なコスモポリタンによって「ヌスバウムはコスモポリタニズムから後退した」という言説が形成されている。その一人が、代表的な制度的コスモポリタンとして著名なルイス・カブレラ（Luis Cabrera）である。

なぜ本発表はカブレラの主張を扱うのか。それは、カブレラの指摘それ自体が、ヌスバウムの理論的立場の前提を揺るがすものだからである。もっとも、「ヌスバウムはコスモポリタンである」という前提は、疑問の余地がないものとして認識されてきた。だが本発表は、これまで解釈されてきたヌスバウムのコスモポリタニズム思想が、実のところ十分に検討されてこなかったのではないと思われるのである。

事実、2006 年に『正義のフロンティア』を上梓したヌスバウムが、コスモポリタンとして受容され、グローバルな正義論の文脈で多大な影響力を発揮していたとき、ヌスバウムの理論的立場は、コスモポリタンではなく、政治的リベラルであった。また、ヌスバウムは 1995 年以降自らコスモポリタニズムを擁護してはいない。

つまり、ヌスバウム本人がコスモポリタンであると目されることを否定しているにもかかわらず、多くの理論家は、ヌスバウムをコスモポリタンだと自明視し、カブレラは、近年のヌスバウムがコスモポリタニズムから後退したと主張しているのである。

そこで本発表は、カブレラの主張を批判的に検討し、ヌスバウムがコスモポリタニズムから「後退」したのではなく、コスモポリタニズムを「洗練」させたことを示し、その含意を明らかにしたい。そして全体の議論をまとめ、セイラ・ベンハビブ（Seyla Benhabib）がいうように、ヌスバウムがリベラル・ナショナリズムである可能性を示し、発表を終えよう。

ブランショのユダヤ論におけるヘーゲル批判

村上倫（関西学院大学）

本発表の目的は、フランスの文芸批評家モーリス・ブランショの論説「ユダヤ人であること」（原題 Être juif、『終わりなき対話』所収）において展開されるヘーゲル批判の様相を明らかにすることである。

ブランショは戦後の批評テキストにおいて、ユダヤ教への接近を示唆するような言及や旧約聖書の読み替えを行う。「ユダヤ人であること」もそのようなテキストの一つであり、ブランショはここでユダヤの実存 [existence juive] について、外との肯定的な関わりとしてサルトルやヘーゲルを批判しながら論じる。

ヘーゲルは『法の哲学』において、ユダヤ人に対する市民社会における法的平等の適用を肯定する。このような議論は一見するとリベラルに思われるが、ヘーゲルの宗教観は、キリスト教とユダヤ教を対置し、明確に異なった定義を与えることから出発している。ヘーゲルは初期のキリスト教論『キリスト教の精神とその運命』において、キリスト教をあらゆる宗教から派生した最上の宗教として論じる。ヘーゲルにとってユダヤ教とは、神と人間が完全に分離した宗教としてキリスト教の下位に置かれる。若きヘーゲルは旧約聖書を肯定的に読むことはできなかったのである。

対してブランショは、そのようなヘーゲルの宗教観をユダヤ教の本質的な部分を見落としたものとして批判する。ブランショにとってユダヤ教の本質は、否定的なものを肯定的に捉えることにある。つまり、ユダヤ教の苦難の歴史、受難の連続を肯定的に神への接近と捉えることである。またヘーゲルはユダヤ教徒に対して、人間的存在と神的存在のあいだに超えることのできない断絶の意識を認めるが、ブランショはそのような断絶は「言葉 [parole]」によって横断可能であるとする。ここでブランショが提示する「言葉」とは、「話す [parler]」ことである。「誰かに話しかける」ことは外と関わりを持つことであり、他者との隔たりにおける差異を所与のものにする。言葉は「間を保つ (entre-tenir)」ものとして「対話 (entretien)」を成立させるのである。

本発表では、ブランショのヘーゲル批判とブランショがユダヤ教の伝統をいかに受容したかに着目しつつ、そこで重要となる「言葉」の効力をブランショの言語論として読み解く。

最後に。イスラエル情勢が日を追うごとに激化している中、宗教的対立は「共に在ること」の難しさを都度われわれに自覚させる。なぜなら、そのような対立には人種、民族、歴史、政治といった複合的な要素が絡み合うからである。裏を返せば、そのような対立に目を向け思考することは、「共に在ること」への可能性を開くことであると言えるだろう。

グライスの推意の理論における「話し手意図」の問題

李思儀（慶應義塾大学）

イギリス哲学者ポール・グライスが提出した「推意の理論」は言語哲学に大きな影響を与えている。この理論は、文の表層的な意味（文の意味）と発話者がその文を用いて意図的に伝えようとする意味（発話者の意味）を区別し、聞き手がどのようにしてその潜在的な意味を解釈するかを明らかにする。例えば、ジョンが「明日一緒にテニスしない？」という問いに対して「先週捻挫してまだ治っていない」と応答した場合、聞き手はジョンが単に怪我を報告しているのではなく、テニスができない状況を伝えていると解釈する。グライスは、このような解釈が「発話者の意図」に依存していると主張し、意図がコミュニケーションにおいて中心的な役割を果たすことを示している。

しかし、グライスの理論は多くの批判に直面している。特に、発話者の「意図」に対する過度な依存は現実のコミュニケーションと必ずしも合致しないという指摘がある。Wayne Davis は、意図が常に明確に認識されるわけではなく、グライスの理論が現実の言語使用の複雑さを十分に捉えていないと批判している。さらに、Stephen Schiffer は「意図」の定義が不明確であるため、その理論的枠組みが実際の言語現象の説明において不十分であると指摘している。

これらの批判を受けて、本発表ではグライスの「意図」分析が直面している具体的な問題点を明らかにする。続いて、Davis と Schiffer の批判に基づく意図の新たな解釈とその修正案を紹介し、これらがグライスの理論のどの問題点をどの程度克服しているかを検証する。さらに、これらの修正案が実際の言語使用における理論の適用性と説明力をどのように改善するかを分析する。修正案が提供する解決策が言語理解と発話者の意図の関係をより詳細に捉えることで、理論の現実適合性がどのように向上するかに焦点を当てる。

最終的に、グライスの「意図」に対するこれらの批判と修正案を通じて、理論が直面する困難を洗い出し、言語哲学における今後の研究方向を提示する。

要旨で言及した参考文献：

Grice, H. P. (1968). Utterer's Meaning, Sentence-Meaning, and Word-Meaning. *Foundations of Language* 4 (3):225-242.

Davis, W. A. (2003). *Meaning, expression, and thought*. New York: Cambridge University Press.

Schiffer, S. R. (1972). *Meaning*. Oxford,: Clarendon Press.

アンチワーク（反労働）の思想の検討

渡辺ミルバ（東京大学）

本発表では、アンチワーク（反労働）の思想を検討する。本発表において、アンチワークとは、資本主義の核にある労働規範への対抗や賃金労働のオルタナティブとなる活動を意味する。近年、労働規範（「働かざる者食うべからず」）への抵抗が国際的にみられ、アンチワークの思想と運動が活発になっている。ここには、経済的要因—雇用の質の低下（1）—、政治的要因—反グローバリズム運動など（2）—、経営的要因—無意味な仕事の増加（3）—、あるいは環境的要因—環境負荷の高い資本主義への異議申し立て（4）—などが挙げられる。しかし、反労働に関わる先行研究の多くは、反労働の思想そのものを扱わずに、失業や貧困（5）、社会的排除（6）や生きづらさなどに集中してきた。また、社会運動研究においても、「労働を拒絶する運動」よりも、労働の条件を改善させようとする社会運動（7）への研究に集中してきた。

本発表は、先行研究が直接扱ってこなかった反労働の思想、価値観を扱うものである。労働規範の批判という観点からすれば、従来の賃金労働をそもそも拒否し、それとは異なるオルタナティブな生活を積極的に営もうとする者や運動について検討することがきわめて重要である。実際、コミュニケーション運動、エコ・ヴィレッジ運動、日本の「だめ連」や中国の「寝そべり主義」など、そうしたオルタナティブな運動が広範にみられる。本発表では、このような運動とそれに参加する者のテキストを検討し、反労働の思想・運動の論理と眼目を検討する。

書誌情報

1. Benanav, A. (2020). Automation and the Future of Work. Verso Books.
2. 稲葉菜々子. (2014). 「社会を取り戻す人々」. 『社会学評論』 65 (2), 210-223.
3. Graeber, D. (2018). Bullshit jobs. New York: Simon & Schuster.
4. Fonseca, R.A.A., Irving, M.d.A., Nasri, Y.X.G. et al. (2022). Sustainability and social transformation: the role of ecovillages in confluence with the pluriverse of community-led alternatives. Climate Action 1, 23.
5. 山本薫子. (2020). 「貧困をめぐる社会運動」長谷川公一（編）『社会運動の現在』有斐閣. 253-276.
6. 岩田正美. (2008). 『社会的排除』. 有斐閣.
7. 橋口昌治. (2011). 『若者の労働運動』. 生活書院.

健全な比較哲学への課題：インド哲学の視点から

梶野歩夢（北海道大学）

近年、比較哲学や世界哲学と称して非西洋文化圏の哲学を「哲学」として取り上げようとする試みが活性化している。筑摩書房の『世界哲学史』シリーズが最もよく知られた取り組みであろう。しかし、この『世界哲学史』の編者をみて分かるように、西洋哲学研究者が非西洋哲学研究者をお客様として招いている構造が存在している。また、『世界哲学史』編者のメンバーである納富・山内両氏が著者として加わる NHK 出版『哲学史入門』は西洋哲学史の入門書として発売されている。もし、哲学という学問を西洋中心主義から解き放とうと考えているのであれば、この本の題は『西洋哲学史入門』とする配慮があっても良かったように思われる。

このように、哲学の脱西洋主義をお題目としていても、実際に西洋哲学の枠組みから離れて哲学することは非常に困難である。非西洋哲学研究においても、西洋哲学の影響は非常に大きい。例えば、インド哲学の分野では古典語であるサンスクリット語の文献が主な対象となる。現代語で研究成果を発表する限り、サンスクリット語での議論を現代語に翻訳するのだが、その際には西洋哲学で用いられる術語を用いることが多い。つまり、現代の標準的なインド哲学の理解は西洋哲学の枠組みにある程度依存している。それゆえ、インド哲学などの非西洋哲学研究者もまた、健全な比較哲学研究の為に自身の研究を見直す必要があるのである。

本発表では、インド哲学研究の立場から比較哲学研究に存在する課題を考える。具体的には、①インド哲学研究の現状、②翻訳について、③インドにおける哲学の立ち位置、という三つの観点から議論を進める。

①：まず、インド哲学研究の現状が比較哲学を可能とする段階にないことを紹介する。インド哲学はテキストの段階で様々な問題を抱えており、思想研究よりも文献学的研究を重視しなければならない状況である。研究者たちは実際にインドへ赴き、サンスクリット文献の写本を閲覧してデータ化、テキスト確定する作業を経て、はじめて思想研究へと向かうことができるのである。

②：翻訳は比較哲学研究において重要なステップの一つである。様々な言語で記された文献を比較するために、翻訳は避けては通れない要素である。しかし、インド哲学文献の場合には翻訳することで誤解を招くケースが存在する。例えば、「知識」と訳される語 *jñāna* はその代表である。西洋哲学において知識と言えば JTB（正当化された真なる信念）として定義される概念であるが、*jñāna* は、「誤った知」という用例がある通り、西洋的な知識とは異なる概念である。このように、インド哲学の翻訳は西洋哲学と共通の術語を用いているが故に課題となるのである。

③：最後にインド世界における哲学の立ち位置を紹介し、西洋哲学の伝統との相違点を明らかにする。その先で、我々はインドに哲学が存在するのか？という根本的な問題に突き当たることとなる。

哲学対話・哲学カフェのあり方: 学習院大学 Philo LABO を事例として

田村宜義（学習院大学）

本多慶輝（学習院大学）

本発表は、哲学対話・哲学カフェにおける運営側の開催目的と参加者側の参加目的にギャップが推定されることを示し、哲学対話・哲学カフェのあり方を再考することを目的とする。そのなかでも、学習院大学において 2015 年 10 月より開催されている哲学対話・哲学カフェ団体である Philo LABO における実践事例を取り扱う。発表者については、田村が Philo LABO の創設から初期の運営（2018 年度まで）を行い、本多が（2019 年度より）現在までの運営を行っている。

Philo LABO は創設から現在まで、学習院大学を会場としているが、田村が担当していた初期は主に大学内部の学生を、本多が担当している現在は大学外部まで対象を拡大している。哲学対話・哲学カフェというものの性質上、開催地や参加者のステータスが対話の方向性やニーズなどを規定するとも考えられる。要するに、開催地や参加者によって哲学対話・哲学カフェがどのように進行されるか、どのような内容になるのかが決定されるとも考えられる。それゆえに、本発表では、Philo LABO において実施していた哲学対話・哲学カフェの初期、後期の状況を比較検討することによって、運営側がどのような目的で会を開催していたのかを振り返るとともに、参加者側のステータスを考慮することによって運営側の目的がいかに変化したり、影響したりするのかについて考察したい。

例えば、大学内部の学生を対象として開催していた Philo LABO の初期においては、大学生が参加するという前提のもと、哲学史上の専門用語を用いることも許容していた。もちろん、その専門用語について発言するにあたっては、その語について知らない参加者がいることを踏まえて、その語のよく使われる意味や使用法を明示してもらうようにルールを設定していた。だが、このようなルールはおそらく多くの哲学対話・哲学カフェでは少数派のものであろう。だからといって、専門用語を用い、それに基づいて哲学対話・哲学カフェを進行すれば、必ず深い洞察にまで行き着けるとは限らない。そして、現在の Philo LABO では、大学外部にも参加者の裾野を広げた結果として、哲学史上の専門用語を用いることはしないようにするというルールを明示している。

さて、上記のように、本発表の事例紹介となる Philo LABO の特色は、その運営方法が明確に変化したことにある。その変遷を追うことによって、最終的には、前に示したように、単なる一事例の紹介にとどまらず、哲学対話・哲学カフェのあり方という一般的な事項にまで言及したい。

賢い人になる方法: 徳理論と帰結主義

谷川綜太郎（千葉大学）

賢さ（wisdom）とは何だろうか。この問いに答えるための伝統的な方法は、ある種の徳（virtue）として理解する方法である。アリストテレスが論じている「ソフィア」と「フロネシス」という二つの知的徳は、それぞれ「理論的な賢さ（theoretical wisdom）」と「実践的な賢さ（practical wisdom）」のように訳される。ここではごく簡単な特徴付けに留めるが、前者は合理的に直観された基本原理のようなもの、後者は善く生きる方法についての知識や、正しい判断を下すための能力のようなものである。ザグゼブスキ（Zagzebski 1996）のような徳理論の継承者は、基本的にはこの二つの知的徳を手がかりにして、賢さの概念を分析している。

こうした徳理論の伝統に反対しているのがウィットコム（Whitcomb 2011）である。ウィットコムによる徳理論批判にはいくつかの論点があるが、主な論点は、賢い人が賢く行動できる必要はない、という点にある。というのも、徳理論では、勇敢な人は勇敢に行動できる必要があるように、賢い人は賢く行動できる必要があると考えられているからである。この点を議論するためにウィットコムが持ち出している例が、善く生きる方法を知っているにもかかわらず、薬の副作用などの影響で、それを実行できていない人の例である。徳理論では、こうした人は賢さを失っていると考えられるが、ウィットコムはそれを不当だと考えている。

ウィットコムはまた、徳理論の代替として、帰結主義（consequentialism）に基づく理論を提示している。帰結主義とは、賢さを（徳理論のように）規範的な概念として理解するのではなく、むしろある種の目標を構成する概念として理解するという考え方である。実際にウィットコムが提示している理論では、理論的な賢さと実践的な賢さという二要素からなる（twofold）分析を継承しつつ、それらを（規範的な概念である）徳ではなく（認識的な目標を構成する概念である）知識として理解する。そうすることで、実際に善く生きられていない人々にも賢さを帰属できるようになるほか、いくつかの利点があると述べられている。

本発表では、ウィットコムによる徳理論批判が失敗していることを示すほか、帰結主義が抱えている問題点を指摘する。

Dennis Whitcomb. (2011). Wisdom. In Sven Bernecker and Duncan Pritchard (eds.), *The Routledge Companion to Epistemology*, Routledge.

Linda Zagzebski. (1996). *Virtues of the Mind*, Cambridge University Press.

メルロ＝ポンティにおける哲学とヘーゲルの問題

橋本颯太（早稲田大学）

パリの高等研究院で 1933 年から 1939 年に開かれたアレクサンドル・コジエーヴの有名な講義（のちに『ヘーゲル読解入門』としてまとめられた講義）以後、ヘーゲルをどう読むかはフランスの哲学者たちの大きな関心事となった。ヘーゲルは、カントやマルクスやニーチェとともに彼らの参照先となり、たとえばジャン＝ポール・サルトルの「即自／対自／対他」のような重要概念を生み出しもした。

1908 年生まれのもーリス・メルロ＝ポンティもちろん、その世代に属している。たしかに彼がもっとも執拗に取り上げた古典はヘーゲルではなくデカルトのテキストだったし、主著『知覚の現象学』で主要な論敵に選んだのもカント的な主知主義だった。とはいえ彼はヘーゲルについて、かなり多くの箇所で言及している。これまでのメルロ＝ポンティ研究は、そのなかでもとりわけ『意味と無意味』や『弁証法の冒険』の政治論・歴史論におけるヘーゲル解釈に焦点を当てるが多かった。これらの研究は、彼が「歴史の終焉」を志向するコジエーヴ的なヘーゲル像に、言い換えればマルクス主義的歴史理論のなかのヘーゲル像に対抗しながら、みずからの政治論・歴史論を構築していたことに焦点を当ててきた。

こうした問題設定にはしかし、コジエーヴ的な問題系の内部でしかメルロ＝ポンティのヘーゲル受容を捉えられないという難点があるように思われる。おそらくメルロ＝ポンティが遺稿『見えるものと見えないもの』などの後期テキストでヘーゲルに言及するとき、彼は別の問題系のなかでヘーゲルを捉え直しているのではないだろうか。じっさい近年の研究を見ると、例えば J・B・ヴェイユロッドのような論者は、メルロ＝ポンティの晩年のヘーゲル解釈に対するジャン・イポリットの影響を指摘している。イポリットの議論はコジエーヴと異なり、マルクス主義的枠組みを用いることなく、たとえば精神現象学と論理学の関係を考察するような、ヘーゲルのテキスト解釈に基づいた哲学的探求の形をとっている。近年の研究はイポリットのそうした姿勢に、メルロ＝ポンティの晩年の思索と通底するものを見出し始めているのだ。

そこで本発表は、『見えるものと見えないもの』におけるヘーゲルの位置づけを、イポリットの議論を手がかりとして考える。その際、同書の哲学論的な問題設定における、現象学や弁証法といったヘーゲル的概念の役割に注目する。同書の他にはメルロ＝ポンティ自身の講義ノート「ヘーゲル以後の哲学と非-哲学」と、イポリットの『論理と実存』が主な参照先となるだろう。この研究は、たんにヘーゲルとメルロ＝ポンティの関係をめぐる思想史的な知見を与えるだけでなく、「存在論のなかに現象学をどのように位置づけるか」という哲学論的問題のもとで『見えるものと見えないもの』を再読するための手がかりを得ることも目指している。

外国語利用者のアイデンティティとことばについて： 中間言語語用論の視点から

荒木彩記（学習院大学）

本発表での主な目的は二つある。一つは、人が外国語を学び、社会で利用する際に当事者が感じる違和感や自身のアイデンティティへの危機感・喪失感などに注目した先行研究を紹介し、「外国語の利用とアイデンティティ」について、発表者の専攻分野である中間言語語用論の視点から論じること。もう一つは、先述のテーマに哲学的・語用論的視点を取り入れることによって現代日本の現状に即した、学祭的で新しい研究テーマを提示していくことである。

日本では 2010 年ごろから、「グローバル化」「グローバル人材」などの概念が広く叫ばれるようになり、それに伴って外国語学習・外国語利用への見方も変化してきた（グローバル人材育成推進会議, 2012）。日本には現在アイヌ語、八丈語などを含む 9 つの言語が存在しているが、そのうちの 8 つは消滅の危機にある（比嘉, 2016）。つまり、国内のほとんどの人口が日本語を話す「単一言語国家」と言われても過言ではない日本において、多文化主義社会やグローバル化を積極的に推し進めていくには相当の労力と戦略が必要であることは想像に容易い。さらに、言語・文化が社会を構成するといった当たり前の構造が広く理解されていながらも、実際のことばの使われ方に注目したナラティブ研究や、当事者のアイデンティティに着目した研究は未だ数として多くはない。（松本, 2019; 那須, 2015）

そこで、ことばの実質的な利用に注目した哲学者のウィトゲンシュタインによる彼の後期の思想「言語ゲーム」と、語用論研究内の理論的枠組みである Goffman「フェイス理論」やそこから派生した Brown & Levinson「ポライトネス理論」の親和性を論じ、第一言語ではなく中間言語を用いてコミュニケーションをとる際のアイデンティティ形成と当事者の社会適応化（Socialisation）に注目した、現代の日本社会での外国語使用状況に即した、再現可能性のある科学的で新たな研究テーマの提示に挑戦する。

参考文献

- ジェフ・ヴァーシューレン. (1990). 『認知と社会の語用論統合的アプローチを求めて』. 東森勲監訳. ひつじ書房.
- 松本佳穂子. (2015). グローバル人材に必要な能力とは？—企業の『英語化』政策をめぐって. 『文明』, 19, 45-52. 東海大学文明研究所.
- 比嘉光龍. (2016). 日本には 9 つの言語が存在する—琉球諸語復興の第一歩は「方言」ではなく「言語」という認識から—. 『複言語・多言語教育 研究』 日本外国語教育推進機構会誌, 4, 110-134.
- グローバル人材育成推進会議. (2012). 『グローバル人材育成戦略（グローバル人材育成推進会議審議まとめ）』. 日本政府官邸発表文書.

那須雅子.(2019).オーラルヒストリーによる外国語学習法に関する質的研究：アジア地域で活躍するグローバル人材のインタビューからの考察.『PERSICA』,46, 43-52.

功績と分配的正義

徐晨倚（北海道大学）

功績と分配的正義

功績（Desert ふさわしさ）という概念は古くから正義と大きくかかわる概念として取り扱ってきた。功績についての定義は多岐にわたるが、ほとんどの研究者は功績は以下の枠組によって定義されていることを認めている。

功績の主体 A は功績の根拠 B によって功績の対象 C を受け取る/持つのにふさわしい。

応報的な正義において、功績は依然として理論の中心的な地位を示していると思われる。一方で、分配的正義において、功績はその影響力を大きく失い、一時的に分配的正義の理論の中心から身を潜めたのである。その原因は分配的正義において、功績という概念を応用する際に二つの問題を直面しなければならないからである。

一つ目の問題は Rawls によって提起されたものである。ある功績についての主張が正当なものになるためには、功績の根拠 B と功績の主体 A の間には何かしらの特定の関係が必要であることは一目瞭然である。Rawls はその関係性を主体 A と根拠 B の間の責任であると主張し、批判を行う。彼によれば、我々の行動は我々の制御のもとではなく、常にそれ以前の要素を受けている（決定論的）であるため、我々は実際すべてのことについて責任を持つことができず、功績の根拠を持つことは不可能である。ゆえに、功績という概念は空虚なものであると Rawls は主張する。

二つ目の問題は功績と正義の両立可能性にかかわるものである。Feinberg の定義によれば、功績という概念は非比較的なものであるとされる。つまり、ある人 A はあるもの X を持つにふさわしいかどうかはその人自体で決定される。それは他人と比較する必要がないのである。一方で、正義という概念は比較的な要素を多く含まれている概念である。ある帰結が平等であるか否か、公正であるかないかはある人を単独に取り出して評価することができないのである。平等や公正といった概念は二人の人間を取り出し、それを比較しなければならないからのである。そういった性質の異なる二つの概念が両立不可能であると批判する人も存在する。

本発表では、先行研究における知見を参照し、以上の二つの問題を答えたいうえで、分配的正義における功績概念の有用性について論じる予定である。

参考資料（一部）

1. Parfit, Derek: 1991, Equality or Priority?, in The Ideal of Equality, Matthew Clayton & Andrew Williams (eds.), 2000, ST. MARTIN'S PRESS, pp. 81-125; 和訳：堀田義太郎訳、「平等か優先か」、2018 年、『平等主義基本論文集』、勁草書房
2. Feinberg, Joel: 1970, Justice and Personal Desert, in Feinberg, Doing and Deserving, Princeton: Princeton University Press
3. Serena Olsaretti: 2007, Desert and Justice (Mind Association Occasional), Oxford University Press.
4. Smart: 1961, Free-Will, Praise and Blame, in Mind Vol. 70, No. 279, Jul, Oxford University Press.

5. Pojman, Louis J & McLeod, Owen, eds: 1999, What Do We Deserve?: A Reader on Justice and Desert, Oxford University Press.
6. David Schmitz: 2013, Desert, in The Routledge Companion to Social and Political Philosophy, Routledge Press.

Google Drive 発表要旨（五十音順）

平等の理念から再解釈された自己所有権型リバタリアニズムの擁護

榊原清玄（東京大学）

本報告は、リバタリアニズムを完全義務——権利と対応する義務——の体系とする正義論として捉え、そのリバタリアニズムを平等の理念に照らして正当化することを試みる。

リバタリアニズムは、「自己所有権」を中心的な原理に据える立場である。この権利は、「各人は自分が何になり、何をするかを定める権利をもち、自分の行いで生じた利益を得る権利を持つ」と特徴付けられる（Nozick 1974: 171）。リバタリアニズムは、自己所有権と平等の理念との関係に応じて二つの立場に分けることができる。

一つ目は、右派リバタリアニズムだ。この立場は R・ノージック（1974）がそうであったように、平等の理念、とりわけ分配的正義に批判的であることが多い。なぜなら、分配的正義の名の下でなされる再分配に伴う課税が、不可侵であるべき自己所有権を侵害すると考えるからである。

二つ目は、自己所有権と平等の理念——厳密には分配的平等——の両立を目指した P・ヴァレンティンら（2005）の左派リバタリアニズムである。この立場は、財産所有権の正当性を担保する「ロック的但し書き」の基準を平等主義的に設定することによって、平等主義的なリバタリアニズムの端緒を開いた。しかしながら、分配的平等を実現することで、左派リバタリアニズムが当初設定していた自己所有権の機能を大きく制限しなければならないという困難がある。

対して本報告では、自己所有権と平等の理念という別々の原理を相互独立的に正当化して両立させるのではなく、むしろ平等の理念に照らして自己所有権の正当化を行う。その平等の理念とは、「社会を構成する各主体は、相互を平等な主体として尊重しなければならない」という抽象的なものである（阿部ほか 2022: 217-221）。本報告では、各主体が自己所有権を有し、かつ自己所有権を含んだ完全義務の体系が整合的であることで、この平等の理念を満たすことができると示す。以上の検討によって、自己所有権型リバタリアニズムは平等主義の理念に照らして提示することが最も有望であると示す。

Nozick, R. (1974). *Anarchy, State, and Utopia*. Basic Books.

Vallentyne, P. Steiner, H. and Otsuka, M. (2005). Why Left - Libertarianism Is Not Incoherent, Indeterminate, or Irrelevant: A Reply to Fried. *Philosophy and Public Affairs*, 33(2), 201-215.

阿部崇史・石田柊・宮本雅也. (2022). 関係論的平等主義の再出発—「分配か社会関係か」を超えて. 『法と哲学』, 8, 213-241.

キャラクターのあるところ：性格の美学

難波優輝（立命館大学・慶応義塾大学）

なぜ他でもなくあの人に恋い焦がれるのだろうか。なぜそのアイドル・バーチャル／YouTuber が憎たらしいのだろうか。なぜこのキャラクターに心動かされるのだろうか。なぜ私の犬は可愛いのだろうか。なぜうちにやって来たロボットは大切なのだろうか。

私たちは現実と虚構を問わず、誰か・何かを愛し憎む。その愛と憎しみの対象は、しかし見た目だけではないはずだ。私たちは人・キャラクター・アイドル・生き物・ロボットの「性格」を愛し好ましく思う。

あの人のさりげない優しさに、そのアイドルの傲慢な物言いに、このキャラクターの勇敢な姿に、私の犬の間抜けな失敗に、うちに来たロボットの興味深げなまなざしに、私たちは性格を見て取る。同時に認識された性格を愛する。

では、性格とは何だろうか。ビッグファイブをはじめとするような心理学的な構成概念ではなく、私たちが実際に鑑賞したり、愛したり、憎んだりするところの「性格」とは何だろうか。

本発表では、性格概念を用いた美的判断、すなわち「性格判断」の構造を分析する。本発表の鍵概念はリアクションとシーンである。リアクションとは、世界に起こる出来事、他人の振る舞いに対する反応であり、シーンは、特定のリアクションを誘発したり正当化したり真正なものにしたり不適切にしたり強調したりする環境を指す。そして、性格とは、あるシーンにおいてあるアクターが実行するリアクションが持つと判断される性質を意味する。

例えば芥川龍之介「羅生門」における下人というアクターは、羅生門の上で死人の髪の毛を抜き鬘にしようとしていた老婆と向き合うシーンにおいて、あるリアクションへと誘われる。失職し困窮した下人はついに決心を固め、「足にしがみつこうとする老婆を、手荒く死骸の上へ蹴倒し」、追い剥ぎというリアクションを実行する。読者は、下人は「残忍」で「大胆」「酷薄」「生き意地の張った」な性格を持つと判断するだろう。

興味深いのは、こうしたフィクショナルキャラクターと虚構的シーンの表現を現実の人が流用できることだ。歌詞の中のキャラクと自分を重ね合わせてそれとなく思いを歌で伝えたり、アバターを装って他人と交流したり、ゲーム実況のプレイで感情表現したりすることを通じて、現実のパーソンは虚構的シーンに入り込み、虚構的リアクションを呈示し、現実とフィクションの境界を超えて、自身の性格を鮮明に他人に印象づけることができる。

構成は、第一節でリアクションとシーンについて詳述し、第二節では、フィクションについて扱い、第三節ではフィクションの流用を歌詞、アバター、実況を取り上げ考察する。

本発表は、リアクションとシーン、フィクショナルキャラクターと虚構的シーン、両者の交差からアクターの性格を鑑賞する諸実践を横断的に論じる新しいアプローチを提示する。副産物として、徳をめぐる倫理学にヒントを与えることになるだろう。

「音楽聴取における情動の喚起にジェンダー規範はあるのか」に関する予備的考察 宮内孝啓（九州大学）

本発表は「音楽聴取における情動の喚起にジェンダー規範はあるのか」という問いに対する予備的考察を行うものである。はじめに音楽の聴取による情動およびジェンダーの関わりについて、音楽学と音楽美学の観点から簡単に示す。ディベン (2011)によると、文化・社会的に形成されるジェンダーは幼少期においてすでに子どもの行動に影響を与えるとされる。その要因の一つとして日常的な音楽の聴取も考えられ、ジェンダーの形成は音楽に含まれる歌詞などのテキストや、イメージにおけるジェンダー化された意味に触れることによっても強化されることが考えられる。ディベンはさらに男女間における音楽の嗜好性の違いが存在することについて、社会的アイデンティティの維持という観点から説明しており、このような事実は聴く音楽の選択に留まらず、音楽の聴取体験およびそれに付随する情動 emotion（恐怖・怒り・幸福・軽蔑・驚き・嫌悪・悲しみ）の喚起や表出における差異を生み出す要因にもなることが推測される。

本発表では特に音楽の聴取による情動の喚起や表出に焦点を当てる。哲学者のセオドア・グレイシック (2013)によれば、一般に情動の表出は文化の影響を受けているとされる。情動の表出として何が適切で何が不適切であるかについて、それぞれの社会で一定の期待が出来上がっている。そこには、いつ、誰に対して、どのように、どの程度までの表出が許容されるのかについての規則が含まれる。しかし、情動の表出に関する考察の中で、グレイシックは文化やジェンダーには軽く触れている程度である。ジェンダー規範と音楽の聴取による情動との関係について哲学的分析は十分な仕方で展開されていないといってよい。それは音楽学における音楽理論・分析の分野でも同様であり、例えば音楽と情動に関する研究はマイヤー (1956)の論を始めとして多岐にわたっているが、ジェンダーと情動を組み合わせた視点を取り入れた音楽分析の事例は未だ限られている。

こうした背景を踏まえ、本発表では音楽聴取における情動の喚起にジェンダー規範はあるのか、という問いに音楽美学における情動分析の観点から、音楽が惹起する情動にジェンダー規範はどのような影響を与えうるのか、そうした規範が存在するとしたらどのようなものであるのかを検討する。

哲学若手研究者フォーラムからのお知らせ

『哲学の探求』第51号が刊行されました

『哲学の探求』（以下、『探求』）は、前年のフォーラムに基づく論考を収めた、フォーラム機関誌です。現在、ホームページ上で、最新の第51号（2024）及び第20号（1992）以降のこれまでの『探求』のバックナンバーを電子ファイル（PDF形式）にて公開しております。

また、すでにメーリングリストにご登録されている方々にはご連絡しておりますが、『探求』のバックナンバーをJ-Stageに登録していく予定にもなっております。こちらは順次作業を行なっておりますので、詳細については、今後のメーリングリストでのご案内、研究集会当日の全体会などでご確認くださいませ。

最新刊には、昨年のフォーラムで開催されたテーマレクチャー「〈ケアの倫理〉と〈倫理学〉」について、安井絢子先生による「〈ケアの倫理〉と〈倫理学〉：相互に問い直し合うひとつの試み」「ケアの倫理の通時的・共時的位置づけ：英語圏における初期の議論を中心に」及び、佐藤岳詩先生による「メタ倫理学から見たケアの倫理」を掲載しております。加えまして、個人研究発表に基づいた論文10本を収めた充実の内容となっております。

『探求』は、電子化・ホームページ上での無料公開に伴い、2020年より紙媒体でのバックナンバーの販売は停止しております。過去の冊子の購入をご希望されている方々には大変ご迷惑おかけいたしますが、ご理解いただければ幸いです。

寄付について

2019年度以前もフォーラム運営の安定化のために、皆様のお力添えをいただけるようにと寄付の呼びかけをしていました。2023年度より、参加フォーム（Peatix）から、寄付チケットのご購入ができるようになっております。本年度も引き続き同様の手筈となっております。皆様のご支援、ちようだいくだされば幸甚でございます。

2024 年度 哲学若手研究者フォーラム運営委員

氏名	役職	所属
石川知輝	『哲学の探求』編集	東京大学
加藤木ひとみ	テーマレクチャー	東京農工大学
清末もも	通信	九州大学
近藤玲	フォーラム施設	筑波大学
田代嶺	フォーラム会計	獨協中学・高等学校
田村宜義	総務	学習院大学
米倉悠平	『哲学の探求』編集	千葉大学